五泉地域衛生施設組合
一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る
環境影響評価書

要約書

令和２年２月

五泉市

目　次

ページ

第 1 章 対象事業の目的及び概要 1-1
1.1 都市計画決定権者*の名称、代表者の氏名及び住所 1-1
1.2 事業者の名称、代表者の氏名及び住所 1-1
1.3 対象事業の名称、種類 1-1
1.4 対象事業の目的及び内容等 1-1
第 2 章 対象事業実施区域及びその周辺の概況 2-1
2.1 地域の自然的状況 2-1
2.2 地域の社会的状況 2-3
第 3 章 方法書についての意見及び見解 3-1
3.1 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び都市計画決定権者の見解 3-1
3.2 方法書についての知事の意見及び都市計画決定権者の見解 3-2
3.3 方法書についての関係市長からの意見 3-4
第 4 章 対象事業に係る環境影響評価*の項目 4-1
4.1 環境影響評価の項目の選定 4-1
4.2 環境影響評価項目の選定の理由 4-1
第 5 章 調査、予測及び評価の手法 5-1
5.1 大気質 5-1
5.2 騒音･低周波音 5-5
5.3 振動 5-11
5.4 悪臭 5-16
5.5 水質 5-18
5.6 地下水の水位及び水質 5-22
5.7 動物 5-24
5.8 植物 5-27
5.9 生態系 5-29
5.10 景観 5-31
5.11 人と自然との触れ合いの活動の場 5-33
5.12 廃棄物等 5-35
5.13 温室効果ガス等 5-36
第 6 章 調査、予測及び評価の結果 6-1
第 7 章 環境保全のための措置 7-1
第 8 章 事後調査 8-1
8.1 事後調査計画 8-1
8.2 維持管理計画 8-7
第 9 章 対象事業に係る環境影響の総合評価 9-1
第 10 章 準備書についての意見及び見解 10-1
10.1 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び都市計画決定権者の見解 10-1
10.2 準備書についての知事の意見及び都市計画決定権者の見解 10-2
10.3 準備書についての関係市長からの意見 10-4

第 11 章 評価書作成にあたっての準備書記載事項との相違の概要 11-1
第 12 章 環境影響評価の受託者の氏名及び住所 12-1

文中の「*」を付した語句は、本編巻末の「用語解説集」に解説を記載した。

第1章　対象事業の目的及び概要

1.1　都市計画決定権者*の名称、代表者の氏名及び住所

都市計画決定権者の名称：五泉市

代　表　者　の　氏　名：五泉市長　伊藤　勝美

都市計画決定権者の住所：新潟県五泉市太田 1094 番地 1

1.2　事業者の名称、代表者の氏名及び住所

事業者の名称：五泉地域衛生施設組合

代表者の氏名：管理者　五泉市長　伊藤　勝美

事業者の住所：新潟県五泉市論瀬 8864 番地

1.3　対象事業の名称、種類

事業の名称：五泉地域衛生施設組合一般廃棄物中間処理施設整備事業

事業の種類：廃棄物処理施設の設置の事業（ごみ焼却施設の設置）

1.4　対象事業の目的及び内容等

五泉市、阿賀野市、阿賀町(以下、「2 市 1 町」という。)では、発生する一般廃棄物*について、表 1.4.1～表 1.4.2 に示す施設において五泉地域衛生施設組合(以下、「事業者」という。)による共同処理や各市町による処理を行ってきた。しかし、各処理施設は稼働後 25 年以上が経過し、施設更新が急務となっている。

五泉地域衛生施設組合一般廃棄物中間処理*施設整備事業は、このような状況を踏まえ、2 市 1 町が中心になって策定した「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画(1 年次)」(以下、「実施計画(1 年次)」という。)」及び「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画（2 年次）(以下、「実施計画(2 年次)」という。)」に基づき、2 市 1 町の一般廃棄物を広域的に処理する中間処理施設としてエネルギー回収型*廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル*推進施設を新たに整備する事業である。

表 1.4.1　ごみ焼却施設の現況

施設名称	五泉地域衛生施設組合 ごみ焼却場	阿賀野市 環境センター	阿賀町 クリーンセンター
処理対象区域	五泉市、阿賀野市(安田地区)	阿賀野市(京ヶ瀬・水原・笹神地区)	阿賀町
所在地	五泉市論瀬 8900-1	阿賀野市笹岡 1635-11	東蒲原郡阿賀町払川 1991
竣工年月	昭和 60 年 3 月	平成 5 年 7 月	平成 6 年 3 月
処理方式	全連続燃焼方式(ストーカ式)	准連続燃焼方式(流動床式)	准連続燃焼方式(ストーカ式)
処理能力	150t/日(75t/24h×2 炉)	60t/日(30t/16h×2 炉)	50t/日(25t/16h×2 炉)
焼却量 (平成 30 年度)	24,685.0t	9,716.9t	3,551.0t
その他	平成 12・13 年度ダイオキシン類恒久対策工事により処理方式、処理能力変更	平成 16～18 年度大規模改修工事	平成 13 年度ダイオキシン類恒久対策灰固形化施設整備工事

出典：「五泉地域衛生施設組合　中間処理施設整備基本計画報告書」(平成 30 年 3 月　五泉地域衛生施設組合)

表 1.4.2　不燃･粗大ごみ処理施設の現況

施設名称	五泉地域衛生施設組合 不燃物処理ｾﾝﾀｰ	民間業者	阿賀町 ストックヤード
処理対象区域	五泉市、阿賀野市(安田地区)、阿賀町	阿賀野市(京ヶ瀬・水原・笹神地区)	阿賀町
所在地	東蒲原郡阿賀町長谷 2884-1	－	東蒲原郡阿賀町野村 1029
竣工年	昭和 49 年	平成 15 年	平成 19 年
処理方式	【選別装置】 手選別草地、アルミ選別装置、磁選機 【再生装置】 油圧圧縮成型機	【破砕・選別装置】 ベーラ機、プレス機、破袋機、破砕機、アルミ選別機	保管
処理能力	30t/5h	20t/5h	年間保管量：45t/年
その他	平成 7 年　基幹改良工事		

出典：「五泉地域衛生施設組合　中間処理施設整備基本計画報告書」(平成 30 年 3 月　五泉地域衛生施設組合)

1.4.1　対象事業の規模

本事業で建設するごみ処理施設は、主に可燃ごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設と不燃ごみや資源ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設に分けられる。

エネルギー回収型廃棄物処理施設は、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみを処理する施設であり、処理方式は実施計画(2 年次)において定められた処理施設の基本理念である「安心・安全で安定した施設」として、多種多様なごみに対応ができ、近年の自治体において導入実績のあるストーカ式焼却方式を処理方式として採用する。さらに、実施計画(2 年次)での基本理念である「エネルギーと資源の有効活用に配慮した施設」として、ごみ処理の際に発生する熱エネルギーを発電等に利用できる施設とし、エネルギー回収型の施設とする。

マテリアルリサイクル推進施設は、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみを処理する施設であり、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは破砕及び選別処理方式で、資源ごみは選別処理方式で処理する施設である。

各ごみ処理施設の規模は表 1.4.3 に示すとおりである。

表 1.4.3　対象事業の規模等

施設	規模	備考
エネルギー回収型廃棄物処理施設	約 133 t/日 (66.5 t /日×2 炉)	処理対象：可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し尿残さ等 処理方式：ストーカ式焼却方式
マテリアルリサイクル推進施設	約 11t/日	処理対象：不燃ごみ、不燃性粗大ごみ 処理方式：破砕及び選別処理方式
		処理対象：資源ごみ 処理方式：選別処理方式

出典：「一般廃棄物処理施設建設候補地に係る施設概略検討業務　報告書」(平成 29 年 3 月　五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会)

1.4.2　対象事業実施区域の位置

対象事業実施区域は、図 1.4.1 に示すとおりであり、面積は約 3.0ha である。又、現行の処理施設との位置関係は図 1.4.2 に示すとおりである。

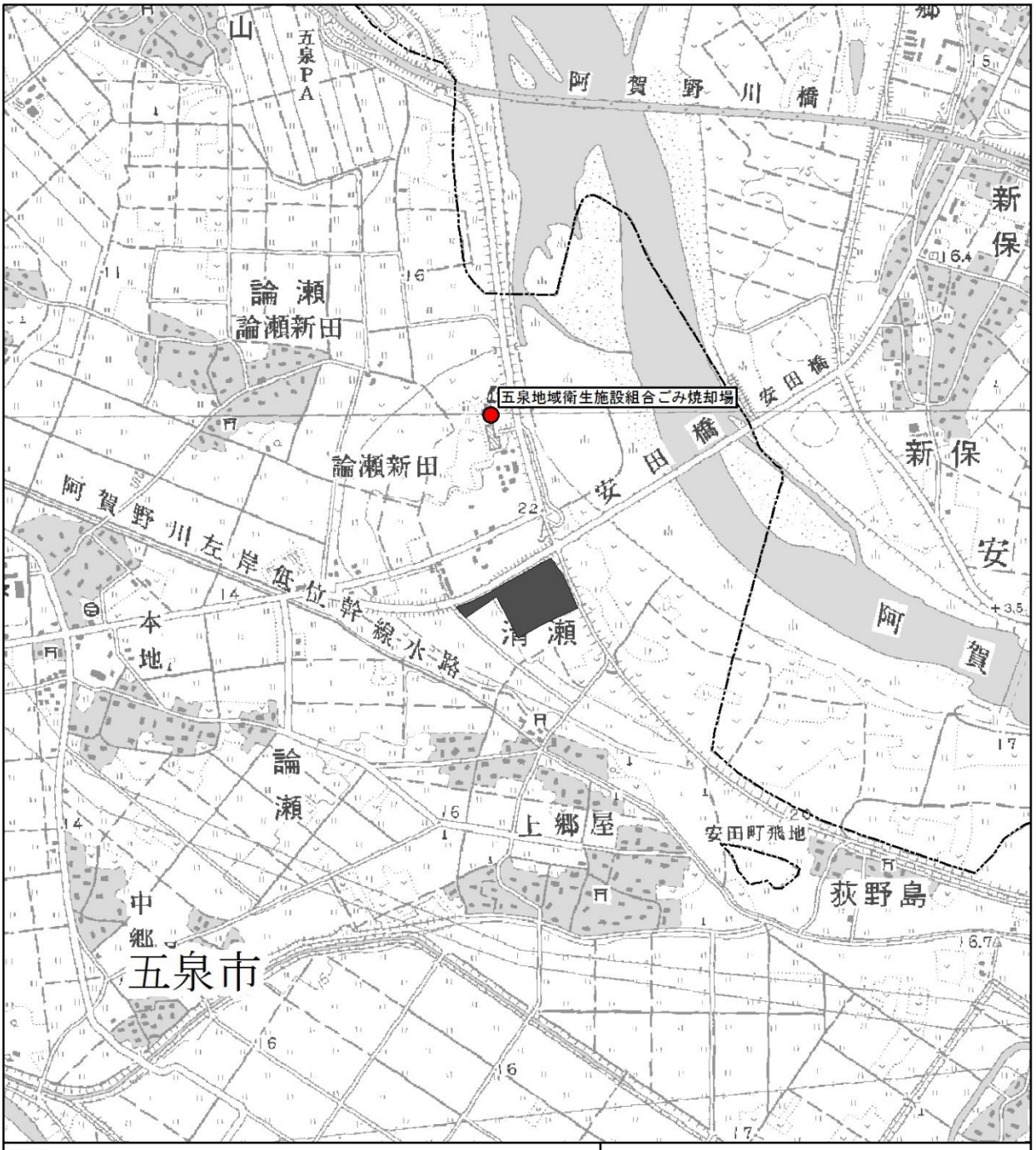

凡例

：対象事業実施区域

：市界

：現行のごみ焼却施設

0 200 400 800 m

図 1.4.1
対象事業実施区域の位置

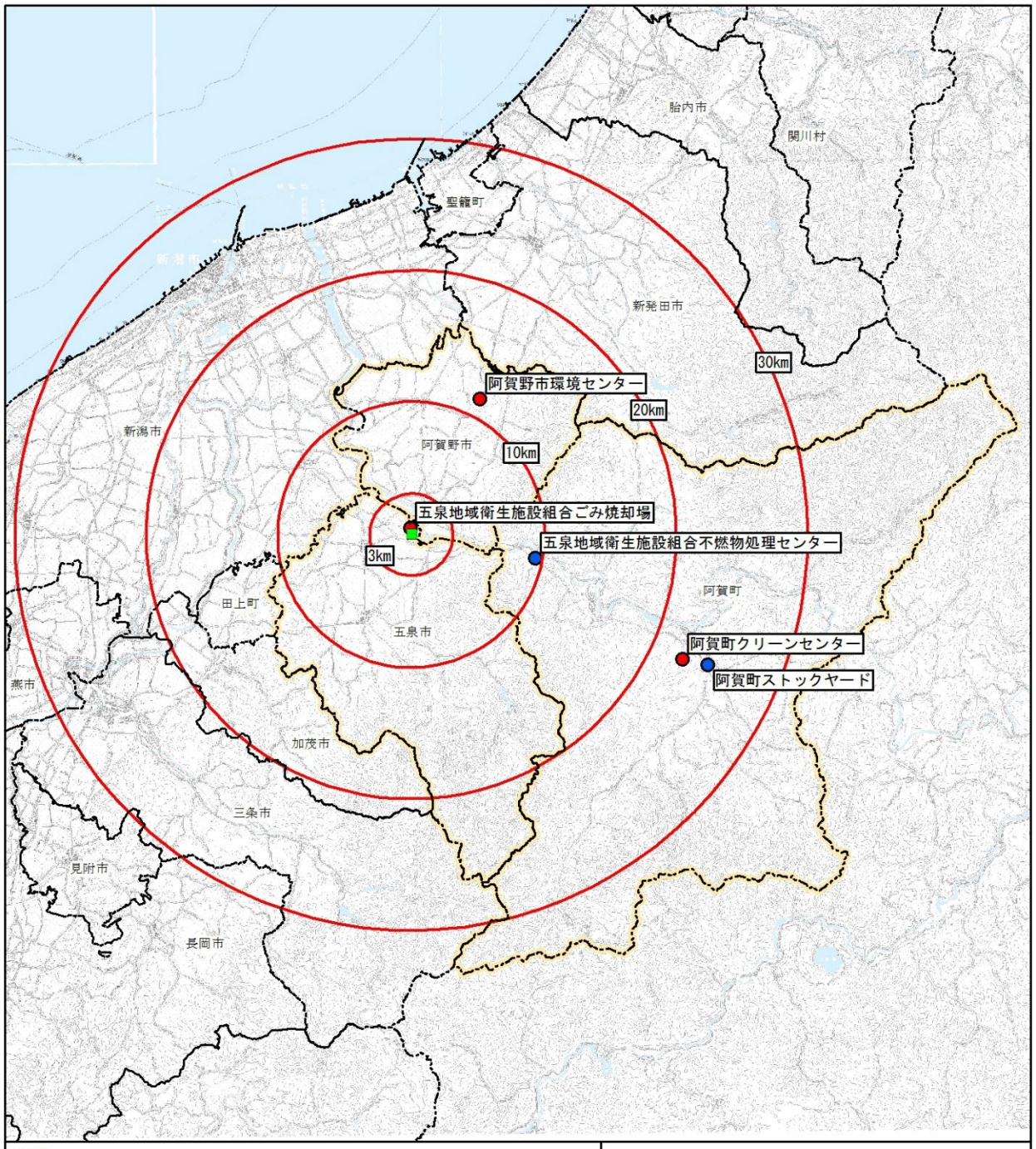

凡例

- ■ ：対象事業実施区域
- ---------- ：市町村界
- ● ：現行のごみ焼却施設
- ● ：現行の不燃・粗大ごみ処理施設
- ： 五泉地域衛生施設組合 構成市町

0 5 10 20 km

出典：「五泉地域衛生施設組合　中間処理施設整備基本計画報告書」
(平成 30 年 3 月　五泉地域衛生施設組合)　をもとに作成

図 1.4.2
対象事業実施区域と
現行のごみ処理施設の位置関係

1.4.3　対象事業の実施期間

全体工程表は表 1.4.4 に示すとおりであり、平成 29 年度～令和元年度まで環境影響評価の手続きを実施し、令和 3 年度～令和 6 年度まで設計、建設工事を実施し、令和 6 年度中に供用開始を予定している。

表 1.4.4　全体工程

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
測量等	●―――	―――						
環境影響評価	●――― ●方法書提出	―――	――― ●推備書提出	――― ●評価書提出 ●				
施設整備基本計画	●―――	―――						
設計建設工事					●―――	―――	―――	――●―
施設稼働(供用)								●―

出典:「五泉地域衛生施設組合循環型社会形成推進地域計画」(平成 28 年 12 月　五泉地域衛生施設組合、五泉市、阿賀野市、阿賀町)

1.4.4　対象事業の計画の策定に至った経緯

我が国においては、「ごみ処理にかかるダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(平成 9 年 1 月ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会)において、今後の恒久的な対策として、小規模なごみ処理施設を高度な処理機能を有する大規模施設に集約する必要性を示しており、新潟県においてもごみ処理の広域化を推進している。こうした国や県の施設整備方針を踏まえ、本地域では平成 25 年 5 月に構成市町による廃棄物処理施設内部検討委員会を設置し、広域エリアの施設整備及び共同処理について検討を進めた。平成 27 年 3 月には今後の長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となる実施計画(1 年次)を策定し、本地域における広域化の必要性・優位性を確認した。

このような状況を踏まえ、処理施設は安定処理を最優先に考えながら、できる限り資源化を進める施設になることが求められるとともに、環境に配慮し、地域に密着した施設を目指す必要がある。一方で、処理施設の建設には莫大な費用がかかるとともに、建設後の運転・維持管理にも費用がかかることから、運転・維持管理も含めた経済性に配慮した施設を目指す必要がある。

以上より、処理施設の整備を進めるにあたって、基本理念を以下のとおり掲げた。

1. 安心、安全で安定した施設
2. 環境に配慮した施設
3. エネルギーと資源の有効活用に配慮した施設
4. 地域に密着した施設
5. 経済性に優れた施設

本地域での処理施設の整備には、基本理念を踏まえた一定以上の性能を持つ処理方式が必要となる。ごみ処理方式は、多種多様なごみに対応でき、近年の他自治体において導入実績のある方式として、ストーカ式焼却方式を採用対象とした。

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、エネルギー回収型廃棄物処理施設で処理することとし、エネルギーの有効活用を図ることとした。

不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び各種資源ごみはマテリアルリサイクル推進施設で処理又は直接資源化業者に委託することになり、これらは種類ごとに一般的な処理方式が確立されており、ここでも可能な限り資源化を行うこととした。

事業実施後のごみ処理システムは図 1.4.3 に示すとおりである。

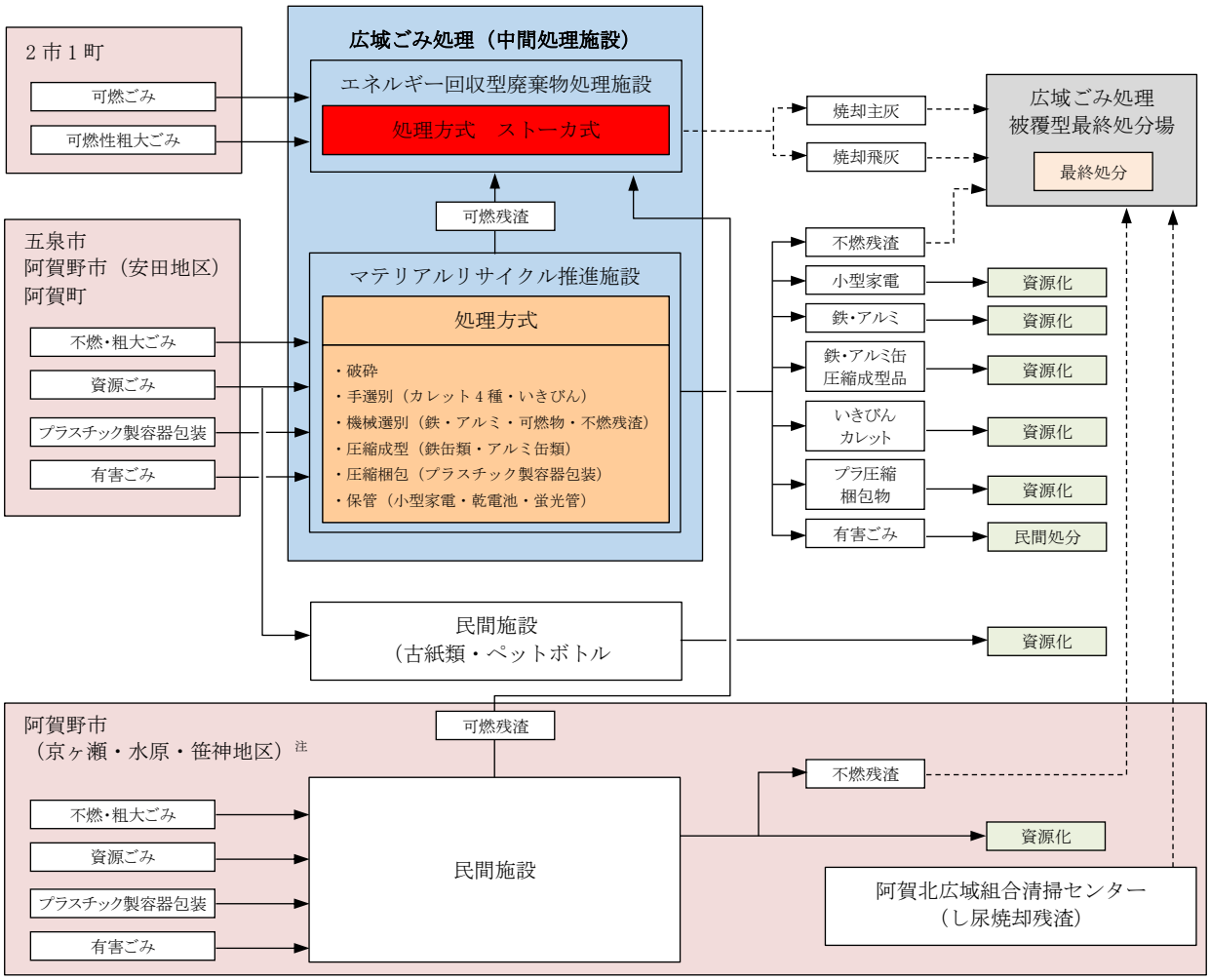

図 1.4.3　事業実施後のごみの処理システム

注：阿賀野市(京ヶ瀬・水原・笹神地区)から排出される不燃・粗大ごみ、資源ごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみは、民間企業に処理を委託する。

出典：「五泉地域衛生施設組合　中間処理施設整備基本計画報告書」(平成 30 年 3 月　五泉地域衛生施設組合)をもとに作成

1.4.5　事業活動の概要

(1)　施設の供用開始年次

令和 6 年度中

(2)　施設配置計画

施設計画は表 1.4.5 に、施設配置計画は図 1.4.4 に示す。

表 1.4.5　施設規模と処理対象物等

施設	施設規模等	処理対象物等
エネルギー回収型廃棄物処理施設	約 133t/日 （66.5ｔ/日×2 炉） 建屋構造	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、し尿脱水汚泥等
マテリアルリサイクル推進施設	約 11t/日 建屋構造	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、かん類、びん類、プラスチック製容器包装等

出典：「五泉地域衛生施設組合　中間処理施設整備基本計画」（平成 30 年 3 月　五泉地域衛生施設組合）

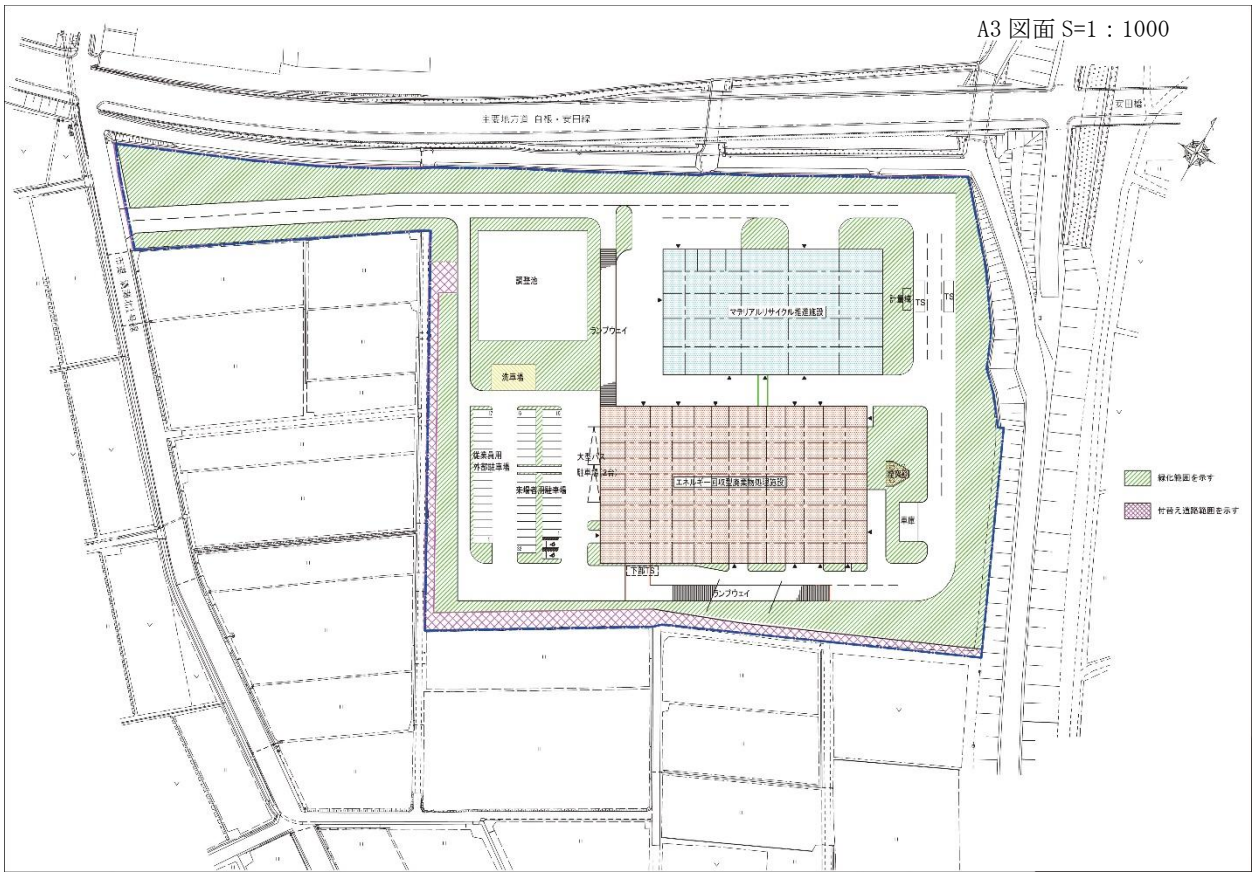

図 1.4.4　施設配置計画図（案）

備考：この施設配置計画図については、まだ決定したものではありません。今後、変更する可能性があります。
出典：「一般廃棄物中間処理施設整備基本設計業務　報告書」（平成 31 年 3 月　五泉地域衛生施設組合）

(3) 一般廃棄物の処理の現状と目標

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理の現状と令和 6 年度の目標は、表 1.4.6 に示すとおりである。又、一般廃棄物の処理状況のフローを図 1.4.5 に示す。

表 1.4.6 一般廃棄物の排出量等の現状と将来の目標

指標		現状（割合[注1]）（平成 27 年度）			目標（割合[注1]）（令和 6 年度）		
排出量	事業系 総排出量	10,085.2	t		8,857.6	t	(-12.2%)
	1 事業所当たりの排出量[注2]	2.1	t/事業所		2.1	t/事業所	(0.0%)
	家庭系 総排出量	31,849.0	t		27,919.6	t	(-12.3%)
	1 人当たりの排出量[注3]	249.2	kg/人		229.0	kg/人	(-8.1%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	41,934.2	t		36,777.2	t	(-12.3%)
再生利用量	直接資源化量	2,434.2	t	(5.8%)	2,990.3	t	(8.1%)
	総資源化量	6,255.9	t	(14.9%)	7,685.9	t	(20.9%)
減量化量	中間処理による減量化量	30,948.6	t	(73.8%)	25,295.2	t	(68.8%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,729.7	t	(11.3%)	3,796.1	t	(10.3%)

備考：指標の定義

・排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く） ［単位：t］

・再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 ［単位：t］

・減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 ［単位：t］

・最終処分量：埋立処分された量 ［単位：t］

注 1：排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

注 2：(1 事業所当たりの排出量) ＝｛(事業系ごみの総排出量) － (事業系ごみの資源ごみ量)｝/ (事業所数)

注 3：(1 人当たりの排出量) ＝｛(家庭系ごみの総排出量) － (家庭系ごみの資源ごみ量)｝/ (人口)

出典：「五泉地域衛生施設組合循環型社会形成推進地域計画」(平成 28 年 12 月 五泉地域衛生施設組合、五泉市、阿賀野市、阿賀町)

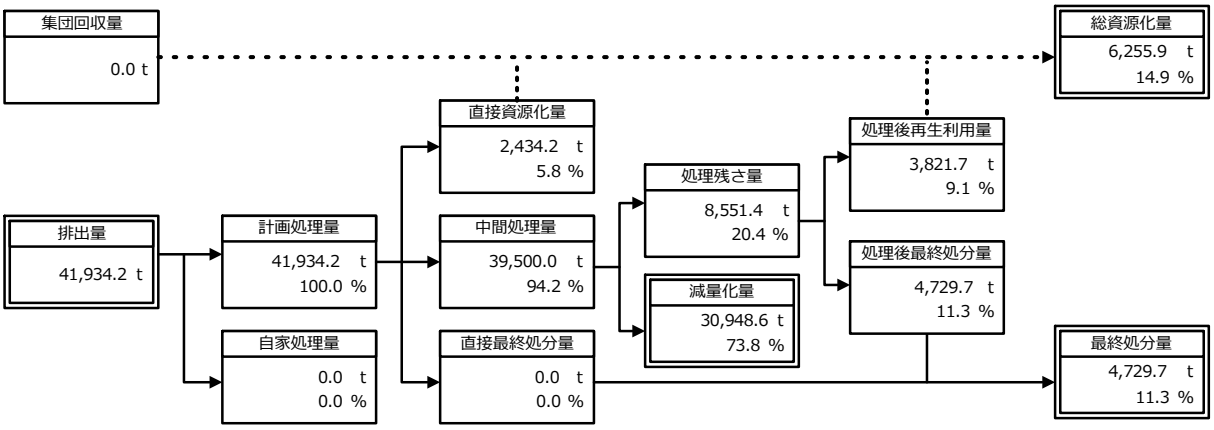

図 1.4.5(1)　一般廃棄物の処理状況フロー（現状）

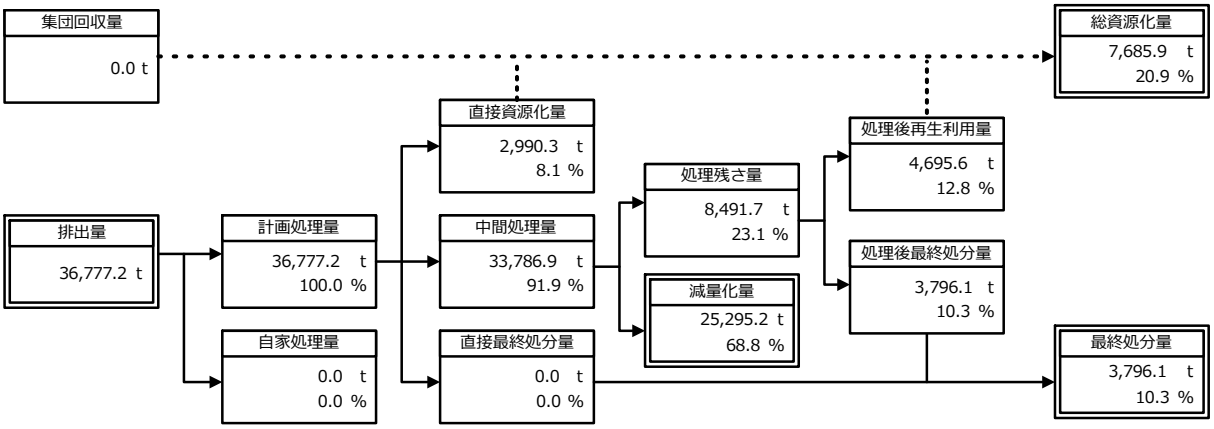

図 1.4.5(2)　一般廃棄物の処理状況フロー（目標達成時）

出典：「五泉地域衛生施設組合循環型社会形成推進地域計画」（平成 28 年 12 月　五泉地域衛生施設組合、五泉市、阿賀野市、阿賀町）

(4) 事業方式

従来、廃棄物処理施設の事業は、施設の建設・運営を自治体で実施する公設公営方式(DB 方式)が主体であり、現行施設ではこの方式を基本とした運営方式としている(以降、「現行方式」という)。しかし、近年では、民間と連携して公共サービスの提供を行う方式(PPP 方式)の事業計画を採用する自治体が増えつつある。

このような背景のもと、本施設においても事業方式について検討を行い、PPP 方式のうち、DBO 方式を採用する計画とした。現行方式及び DBO 方式の模式図は図 1.4.6 に示すとおりであり、現行方式と DBO 方式との比較は表 1.4.7 に示すとおりである。

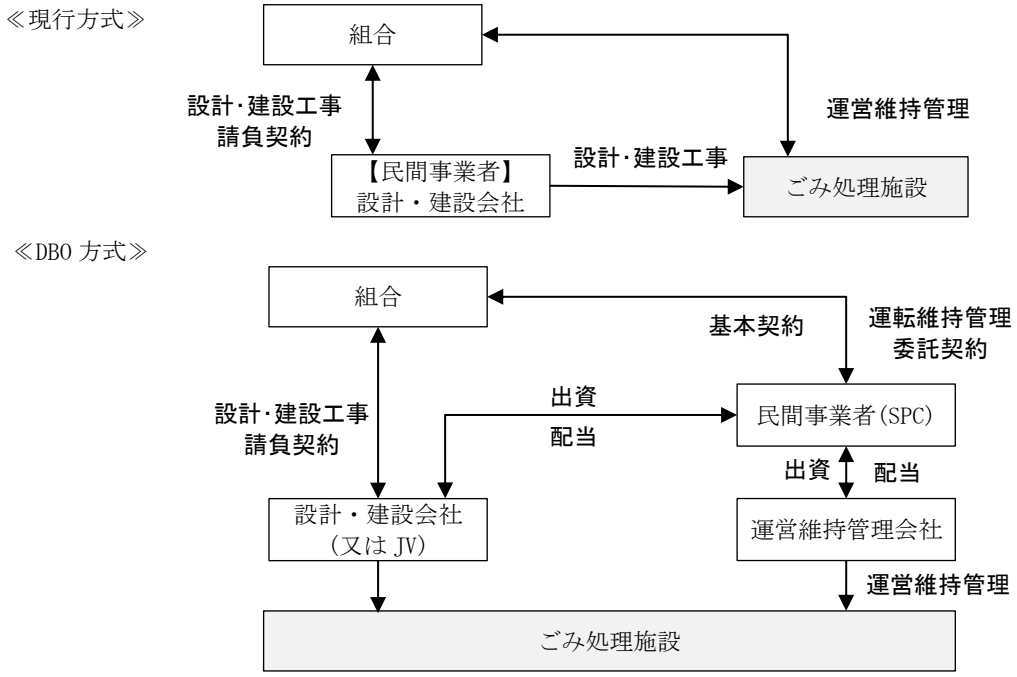

図 1.4.6 現行方式及び DBO 方式の模式図

出典:「五泉地域衛生施設組合 中間処理施設整備基本計画」(平成 30 年 3 月 五泉地域衛生施設組合)をもとに作成

表 1.4.7 現行方式と DBO 方式の比較

事業形態		資金調達	設計建設	管理運営	施設所有		
					建設中	運営期間中	事業終了後
現行方式	組合が資金調達し、民間事業者は組合の施設として性能仕様を満たすように施設を設計・建設する。施設の運営維持管理は組合が行い、運営業務は年度ごと、個別業務ごとに予算化し、民間事業者に発注する。	組合	組合	組合	組合	組合	組合
DBO 方式	組合が資金調達し、民間事業者は組合の施設として施設の設計・建設、維持管理を一括して行う。	組合	組合 ・ 民間	民間	組合	組合	組合

出典:「五泉地域衛生施設組合 中間処理施設整備基本計画」(平成 30 年 3 月 五泉地域衛生施設組合)をもとに作成

(5) エネルギー回収型廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設）の概要

1) 計画ごみ処理量

計画目標年度における処理対象物ごとの計画年間ごみ処理量は、表 1.4.8 に示すとおりであり、通常の処理対象物 30,358.8t/年のほか、災害廃棄物 5,396.0t/年を合わせて、35,754.8t/年とする。

表 1.4.8 処理対象物と年間ごみ処理量

処理対象物	処理量
可燃ごみ	28,467.2 t/年
可燃性粗大ごみ	849.0 t/年
し尿脱水汚泥	1,042.6 t/年
計	30,358.8 t/年
災害廃棄物	5,396.0 t/年
合計	35,754.8 t/年

出典：「一般廃棄物中間処理施設整備基本設計　報告書」（平成 31 年 3 月　五泉地域衛生施設組合）

2) 処理能力

a) 処理能力及び炉数

エネルギー回収型廃棄物処理施設の処理能力は 133t/日とし、炉数は 2 炉とする。

b) 処理方式

処理方式は、ストーカ式焼却方式とする。方式の概要を図 1.4.7 に示す。

c) 主要設備の概要

本事業は DBO 方式により実施し、本事業における詳細な設計及び建設は民間事業者により行われる計画である。そのため、現時点では詳細な設備内容や設備配置を特定することは困難であり、ここではエネルギー回収型廃棄物処理施設において想定される一般的な設備構成を整理した。

エネルギー回収型廃棄物処理施設における一般的な構成は、①受入・供給設備（ピット＆クレーン方式、計量機を基本とする）、②燃焼設備、③燃焼ガス冷却設備、④排ガス処理設備、⑤余熱利用設備（熱回収設備）、⑥通風設備、⑦灰出し設備、⑧給水設備、⑨排水処理設備、⑩煙突である。

方式	ストーカ式焼却方式
概念図	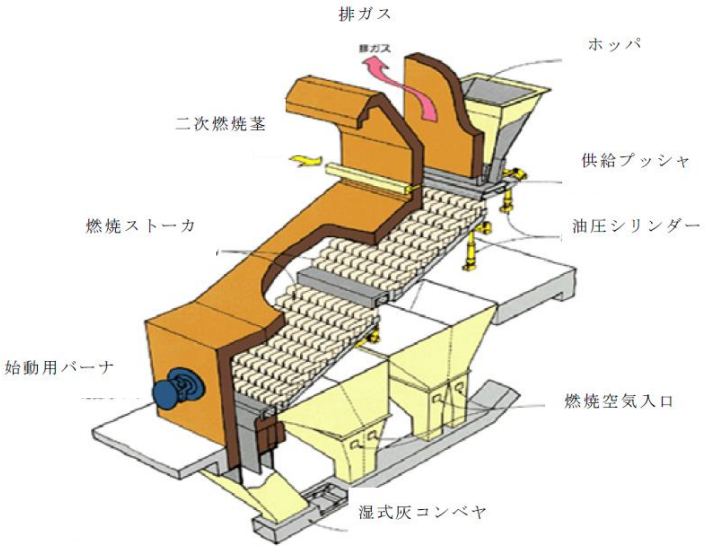
概要	ごみを可動するストーカ（火格子）上でゆっくり移動しながら、ストーカ下部から吹き込まれる燃焼用空気により、乾燥・燃焼・後燃焼の 3 段階を経て焼却され、焼却灰として排出される。ごみ中の不燃物及び灰分の大部分は、ストーカ終端から排出されるが、灰分の一部は燃焼ガス中に飛散し、集じん機で飛灰として捕集する。

図 1.4.7　処理方式概要（ストーカ式焼却方式の場合）

出典：メーカーパンフレット等より抜粋

d)　煙突排ガスの排出諸元

煙突排ガスの排出諸元は表 1.4.9 に示すとおりである。

同一の処理方式においても、プラントメーカーにより排ガス量が異なるため、表 1.4.9 にはメーカーへのヒアリング結果より、想定される排ガス諸元のうち最大の値を示した。

表 1.4.9　煙突排ガスの排出諸元

項目		単位	諸元
煙突構造	本数	本	2
	頂部内径	mm	700
	煙突高さ	m	59
設定条件（高質ごみ）	湿り排ガス量	m^3N/h	41,000
	乾き排ガス量	m^3N/h	34,600
	排ガス温度（1 炉あたり）	℃	155.0
	排ガス速度	m/s	23.2

備考：諸元はメーカーへのヒアリング結果によるものである。

(6) マテリアルリサイクル推進施設の概要

1) 計画ごみ処理量

計画目標年度における計画年間ごみ処理量は、表 1.4.10 に示すとおり、不燃ごみ及び粗大ごみ(可燃系、不燃系)、かん類、びん類、プラスチック製容器包装で合計 2,158.9ｔとする。

表 1.4.10 処理対象物と処理量

処理対象物	処理量
不燃ごみ・粗大ごみ(うち小型家電)	715.3(111.9) t/年
かん類	237.1 t/年
びん類	580.1 t/年
有害ごみ	35.3 t/年
プラスチック製容器包装	591.1 t/年
合計	2,158.9 t/年

出典:「中間処理施設整備基本設計　報告書」(平成 31 年 3 月　五泉地域衛生施設組合)

2) 処理能力

マテリアルリサイクル推進施設は、11t/日の処理能力を有するものとする。

3) 主要設備の概要

本施設の処理フローは図 1.4.8～図 1.4.12 に示すとおりである。本施設では、不燃ごみ・粗大ごみ及びかん類、びん類、有害ごみ、プラスチック製容器包装それぞれを受け入れ、破砕を行ったあと、磁選機において鉄類、アルミ等選別機においてアルミ類等を選別する。

選別された鉄類、アルミ類は資源物として有効利用する。又、不燃ごみ・粗大ごみの処理を処理した際に生じる可燃破砕物はエネルギー回収型廃棄物処理施設にて処理される。

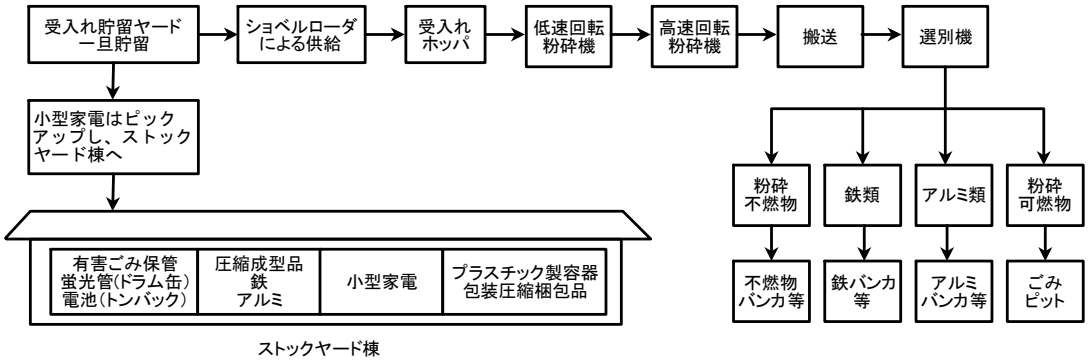

図 1.4.8 処理フロー(不燃ごみ・粗大ごみ)

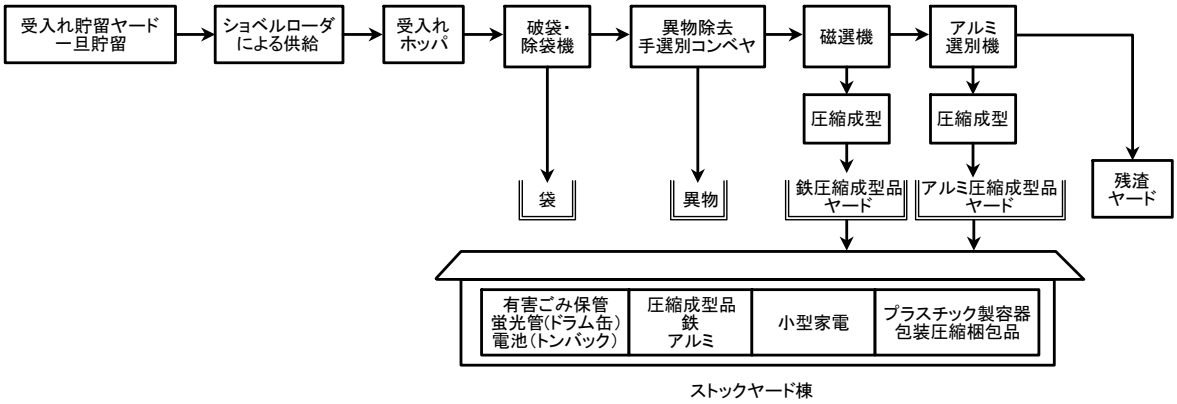

図 1.4.9　処理フロー(かん類)

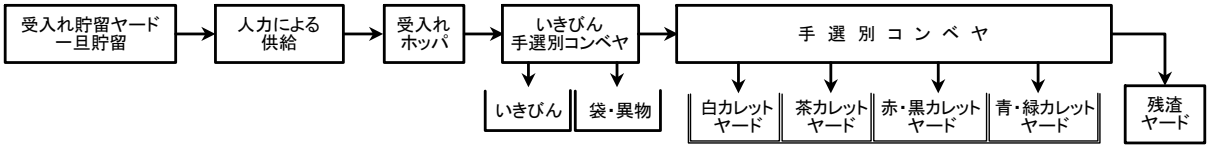

図 1.4.10　処理フロー(びん類)

図 1.4.11　処理フロー(有害ごみ)

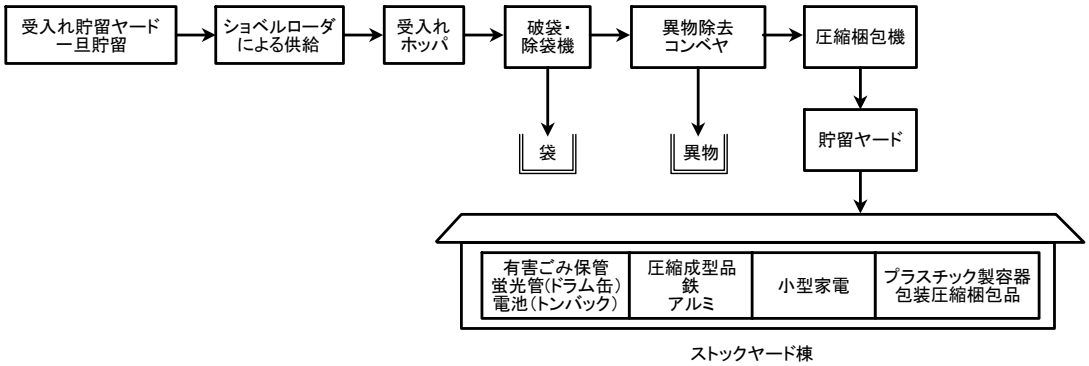

図 1.4.12　処理フロー(プラスチック製容器包装)

(7) 環境保全方針の検討

1) 大気

エネルギー回収型廃棄物処理施設から発生する排ガスに対しては、特に周辺住民の関心が強く、又、煙突からの拡散により、騒音*、振動*等の公害*と比較して不特定多数の住民への影響を及ぼす可能性がある。

中間処理施設は、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づくばい煙*発生施設を有するために、特定工場に該当する。又、ダイオキシン類*については、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の特定施設を有するために、特定工場に該当する。

本施設における排ガスの環境保全目標値は表 1.4.11 に示すとおりである。本環境保全目標値は法令基準を満足することを前提とし、維持管理面での環境負荷等を考慮し設定した。

表 1.4.11 排ガスの環境保全目標値

施設	項目		環境保全目標値	法令基準
エネルギー回収型廃棄物処理施設	排出濃度	硫黄酸化物	30 ppm 以下	K値規制：17.5 注1 (約 1,750 ppm)注2
		窒素酸化物	100 ppm 以下	250 ppm 以下注1
		塩化水素	50 ppm 以下	430 ppm 以下注1
		ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m^3N 以下	1 ng-TEQ/m^3N 以下注3
		ばいじん	0.01 g/m^3N 以下	0.08 g/m^3N 以下注1
		水銀	30 μg/m^3N 以下	30 μg/m^3N 以下注1

注 1 ：大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく排出基準
注 2 ：K 値規制による排出濃度は、最大着地濃度を基準値以下とするための排ガス濃度の最大値であり、計画施設の高さ及び排ガス量により変化する数値である。濃度換算の結果は表 1.4.9 中の高さ及び排ガス量を用いて算出した値である。
注 3 ：ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に基づく排出基準
出典：「五泉地域衛生施設組合　中間処理施設整備基本計画」(平成 30 年 3 月　五泉地域衛生施設組合)

2) 水利用

現在、対象事業実施区域に近接する五泉地域衛生施設組合のごみ焼却場では地下水（井戸水）を利用している。既存施設の水利用量を表 1.4.12 に示す。

現在の施設における地下水利用量は、200m^3/日であり、新施設においても地下水を利用する予定であるが、発電を行うため、現在の地下水利用のうち 180m^3/日を占めるガス冷却用水が原則不要となり、地下水の利用量を大幅に削減することができる。

なお、新施設と同規模の一般廃棄物中間処理施設である和歌山県「紀の海クリーンセンター」(H28.3 供用開始) では、H29 年 12 月の地下水の平均利用量は 53m^3/日であったことから、新施設においても同程度の利用量が見込まれ、地下水利用は現在よりも減少するものと予想される。

表 1.4.12 既存施設の水利用の概要

項目	既存施設	備考
ガス冷却用	180 m^3/日	2 炉運転時
各機器冷却用	10 m^3/日	
生活用水	10 m^3/日	
合計	200 m^3/日	

表 1.4.13 紀の海クリーンセンターとの施設規模の比較

施設	施設規模
新施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設：133 t/日
	マテリアルリサイクル推進施設：11 t/日
紀の海クリーンセンター	エネルギー回収推進施設：135 t/日
	マテリアルリサイクル推進施設：17 t/日

3) 排水

エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設はクローズドシステム(循環再利用無放流方式)を採用するため、プラント排水は施設外に排水されない計画となっている。生活排水*については、合併浄化槽で処理後、公共用水域に排水する計画となっている。このため、本施設は水質汚濁防止法に基づく特定事業場*に該当し、同法の適用を受ける。

4) 騒音

中間処理施設は、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく特定施設を有するために、特定工場に該当し、同法の適用を受ける。対象事業実施区域は、規制地域の指定は無いが、周辺土地利用の状況は第 3 種区域に相当する。

5) 振動

中間処理施設は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定施設を有するために、特定工場に該当し、同法の適用を受ける。対象事業実施区域は、規制地域の指定は無いが、周辺土地利用の状況は第 2 種区域に相当する。

6) 悪臭

五泉市、阿賀野市は、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、地域に応じた悪臭の規制を行っている。対象事業実施区域は、規制地域の指定は無い。

7) 土壌

焼却炉から出た排ガスは、ろ過式集じん器等により有害物質が除去されたのち煙突から大気へ放出される。又、焼却灰、飛灰の処理工程はすべて屋内で行われるため、灰の屋外への飛散や漏洩による土壌への影響は無い。

(8) 低炭素化計画

計画施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)においては発電設備を整備し、省エネルギー及びエネルギーの有効利用に取り組むものとする。発電設備は基準ごみの発電効率を 16.5%以上とする計画としている。設備の諸元はプラントメーカーにより異なるため、表 1.4.14 にはメーカーへのヒアリング結果のうち基準ごみの発電効率が最も低いもの(16.5%以下のものは除く)を示した。

表 1.4.14 発電設備の諸元

項目		単位	数値等		
発電設備			復水タービンもしくは抽気復水タービン		
	定格出力	kW	3,420		
	時間あたり発電電力量		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
		kWh	980.0	2,100	3,420
	発電効率	%	11.8	16.6	19.2

備考：数値等はメーカーへのヒアリング結果によるものである。

(9) 灰処理計画

計画施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設)の稼動に伴い、焼却残渣として焼却主灰及び焼却飛灰が発生する。計画施設から排出される焼却主灰は、水で加湿して一次貯留した後、搬出し、埋立処分する。焼却飛灰は薬剤処理した後、搬出し、埋立処分する。

(10) 施設稼働計画

施設稼働計画は、表 1.4.15 に示すとおりである。

表 1.4.15 施設稼働計画

施設	項目	計画
エネルギー回収型廃棄物処理施設	稼働時間	24 時間連続運転
	補修点検等停止日数	85 日／年
	稼働日数	280 日／年
	実稼働率	76.7%

出典：「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画(2 年次)」
(平成 28 年 3 月五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会)

(11) 車両運行計画

平成 26 年 7 月のごみの搬入車両台数の実績値の各地区最大値を合計した値及び計画ごみ処理量をもとに想定した搬出車両台数を表 1.4.16 に示す。これらの車両の主要な運行ルートは図 1.4.13 に示すとおりである。

表 1.4.16 ごみ搬入・搬出車両台数(推計値)

<table>
<tr><th colspan="3">種別</th><th>台数(台/日)</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">搬入車両</td><td rowspan="2">収集車両</td><td>可燃ごみ</td><td>99</td><td rowspan="3">平成 26 年 7 月の各地区の実績搬入台数最大値の合計</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>25</td></tr>
<tr><td colspan="2">直接搬入車両</td><td>75</td></tr>
<tr><td colspan="2">し尿処理場からの汚泥</td><td>14</td><td>過去 1 年間の最大値</td></tr>
<tr><td colspan="3">搬出車両</td><td>6</td><td>計画ごみ処理量を基に算出した日平均搬出量を 7.8t 車（焼却灰）又は 10t 車（その他）で運搬する場合を想定</td></tr>
</table>

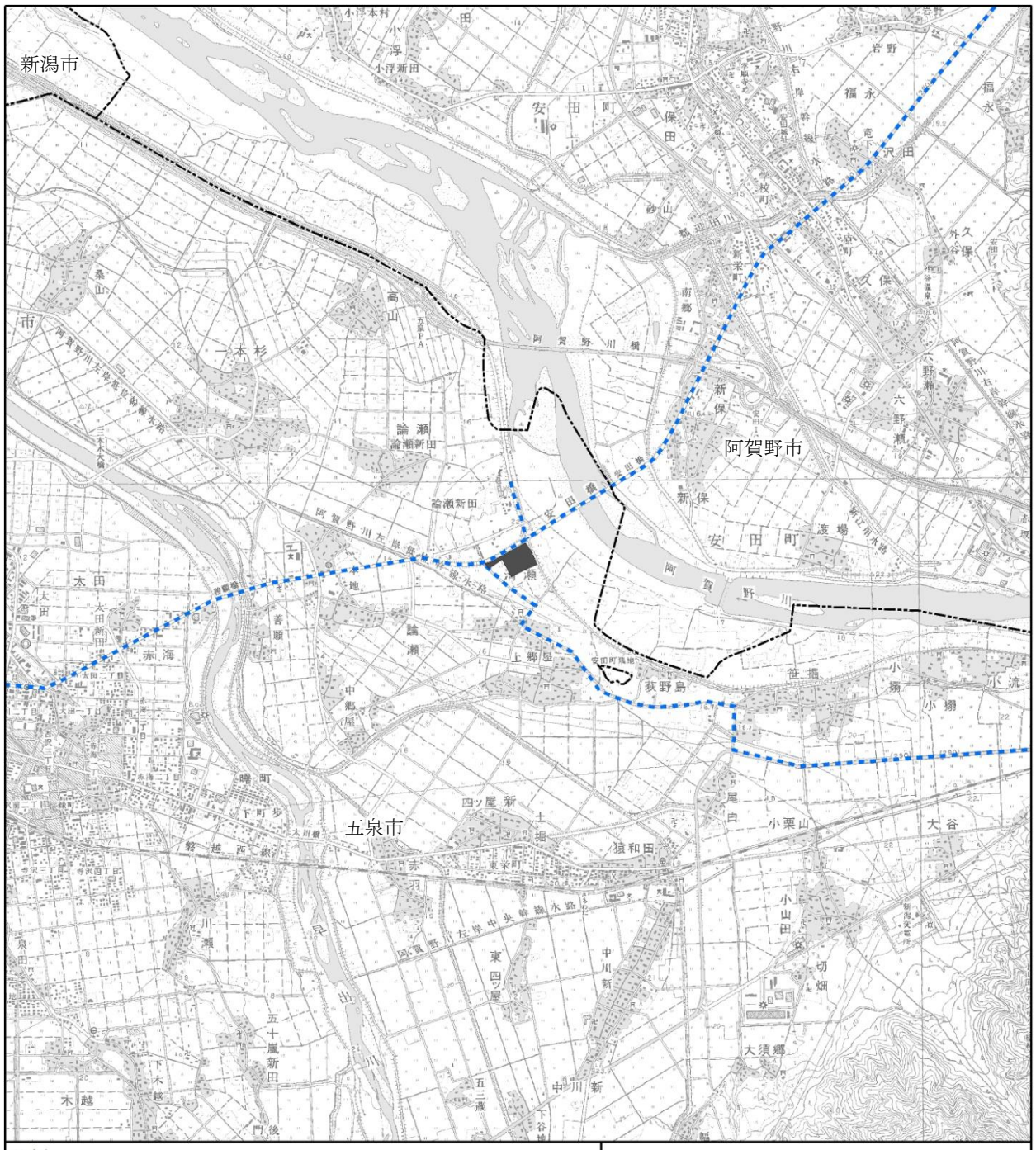

凡例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：ごみ搬入・搬出車両の主要運行ルート

0 0.5 1 2 km

図 1.4.13　ごみ搬入・搬出車両の主要運行ルート

(12) 工事計画

1) 工事工程

工事工程は表 1.4.17 に示すとおりである。令和 3 年度に工事を開始し、令和 6 年度中に工事を完了することを目標とする。

表 1.4.17 工事工程

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施設計等							
工事項目	造成工事						
	土木・建築工事				基礎・地下部	地上部	
	設備工事					プラント・配管工事	
	外構工事						
	試運転調整						

2) 工事用車両の運行ルート

工事用資材の搬入等に使用される工事用車両の走行経路は図 1.4.14 に示すとおりである。

3) 工事中の環境保全対策

工事にあたっては、環境の保全に配慮し、次に示す事項の環境保全対策を実施する。

- 裸地のままの期間が短くなる工事計画とし、早期の緑化に努める。
- 造成工事時など粉じんが飛散しやすい条件時には適宜散水を実施する。
- 敷地境界には工事用仮囲いを設置し、粉じんの飛散・騒音の伝搬を防止する。
- 造成工事に先立ち仮設沈砂池を設置し、濁水の発生を軽減する。
- 工事中は、気象情報を常に把握し、強い雨が見込まれる場合はシート等により裸地面を被覆することにより、濁水の発生を軽減する。
- 気象（風・雨）の状況に配慮した工事を実施する。
- 建設機械の使用にあたっては、点検・整備を十分に行う。
- 建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。
- 建設機械には良質の燃料を使用する。
- 特定の日時に建設機械の稼働が集中しない建設機械稼働計画とする。
- 低排出ガス型建設機械、低騒音型建設機械、低振動型建設機械を積極的に使用する。
- 特定の日時に工事用資材の搬入が集中しない資材搬入計画とする。
- 資材運搬等の車両の走行は低速度走行に心がけ、空ぶかし等をしない丁寧な運転に心がける。
- 工事を実施する時間を厳守する。
- 人工光による野生生物への影響が生じないよう、不必要な照明は行わず、明るさにも配慮する。

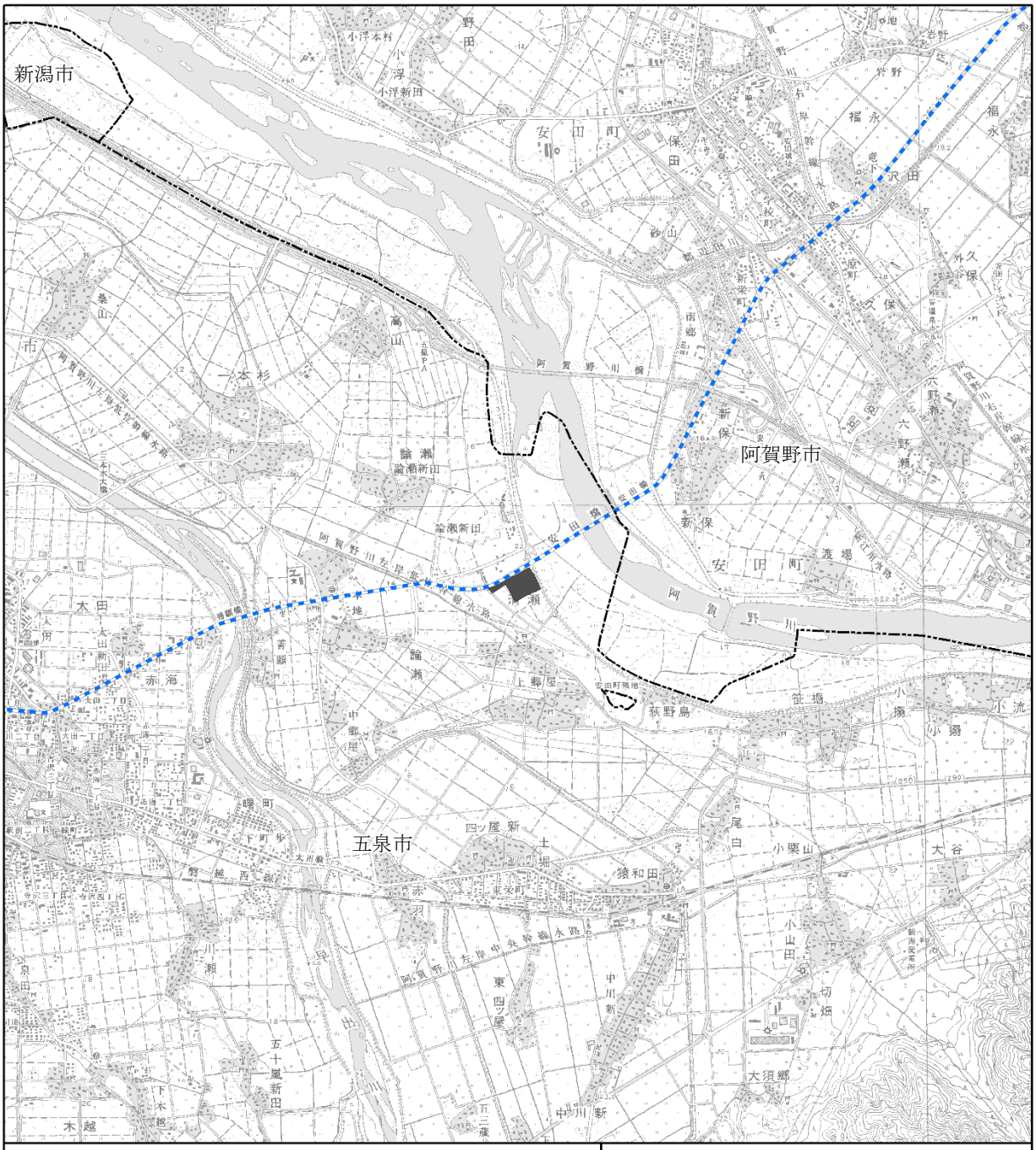

凡例

：対象事業実施区域

：市界

：工事用車両の主要運行ルート

図 1.4.14　工事用車両の主要運行ルート

第2章　対象事業実施区域及びその周辺の概況

2.1　地域の自然的状況

対象事業実施区域及びその周辺における自然的状況の概要は表 2.1.1 に示すとおりである。

表 2.1.1(1)　対象事業実施区域及びその周辺における地域の自然的状況の概要

項目			地域の自然的状況
気象、大気質等に関する大気環境の状況	気象の状況		・ 調査範囲内に気象庁の気象観測所が存在しないため、北西に約 12.5km 離れているものの、最も近い新津地域気象観測所を調査対象とした。 ・ 昭和 56 年から平成 22 年の気温、降水量の平年値はそれぞれ 13.1℃、1,836.9mm、平成 30 年の気温の年平均値、年間降水量はそれぞれ 13.5℃、1,732.0mm であった。 ・ 昭和 56 年から平成 22 年の平均風速、最多風向の平年値はそれぞれ 2.7m/s、南西、平成 30 年の平均風速、最多風向はそれぞれ 3.3m/s、南西であった。
	大気質	公害苦情件数	・ 平成 29 年度の公害苦情受理件数は 21 件であり、このうち大気汚染に関するものは 3 件（阿賀野市）であった。
		二酸化窒素	・ 新津地域気象観測所における二酸化窒素の平成 29 年度の測定結果では、環境基準を達成している。又、過去 10 年間の 1 日平均値の年間 98%値はやや減少傾向で推移しており、いずれの年も環境基準を達成している。
		光化学オキシダント	・ 新津地域気象観測所における平成 29 年度の測定結果では、環境基準値を達成しておらず、1 時間値が 0.06ppm を超えた時間の割合は 5.0%であった。 ・ 年平均値の経年変化は横ばいの傾向にあった。
		微小粒子状物質	・ 新津地域気象観測所における平成 28 年度、29 年度の測定結果では、環境基準を達成している。
	騒音		・ 調査範囲では、五泉市太田において自動車交通騒音（点的評価）の調査が行われている。調査の結果、平成 27 年度は昼間が 70dB、夜間が 63dB であり、昼間及び夜間共に地域の幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準を達成している。 ・ 自動車交通騒音（面的評価）の調査結果は、平成 29 年度は昼夜間共に基準値以下の割合は 98.1%、昼夜間共に基準値超過の割合は 0.0%であった。
	振動		・ 調査範囲で道路交通振動に関する調査は行われていない。
	悪臭		・ 調査範囲で悪臭に関する調査は行われていない。
水象、水質等に関する水環境の状況	水象の状況		・ 対象事業実施区域周辺の河川は越後平野を貫流し、日本海に流入する阿賀野川水系に属している。調査範囲周辺の流量観測所の年平均流量は、阿賀野川の馬下で 413.12m^3/秒、満願寺（左岸）で 402.11 m^3/秒、早出川の善願で 23.15 m^3/秒であった。
	水質及び底質の状況	生活環境項目	・ 対象事業実施区域周辺において、阿賀野川の環境基準点である横雲橋は A 類型(生物 B)、補助地点である馬下橋は A 類型(生物 A)、早出川の羽下大橋は AA 類型(生物 A)にそれぞれ指定されている。各調査地点の調査結果をそれぞれの環境基準値と比較した結果は、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊粒子状物質、溶存酸素量、全亜鉛、ノニルフェノールについては環境基準を達成していた。大腸菌群数は平成 28 年、29 年の馬下橋、平成 29 年の横雲橋、各年の羽下大橋で基準値を上回る値が見られた。 ・ 平成 29 年度における公害受理件数 21 件のうち、水質に関するものは 1 件(阿賀野市)であった。
		健康項目	・ 健康項目に関する調査の結果、横雲橋及び羽下大橋では全ての項目で基準を満足していた。馬下橋では、総水銀のみ測定されており、基準を達成していた。
土壌及び地盤に関する状況	土壌の状況		・ 調査範囲における土壌及び地盤の状況は、グライ土が大部分を占めており、他には褐色森林土、褐色低地土、灰色低地土が分布している。 ・ 五泉市、阿賀野市では、平成 29 年度における公害受理件数 21 件のうち、土壌汚染に関するものは 0 件であった。なお、平成 27 年度は、土壌汚染対策法に基づく指定区域が定められていたが、平成 30 年に全て解除されている。
	地下水の状況		・ 新潟県は、「地下水の水質測定計画」を策定し、県内の全体的な地下水質の概況を把握するための概況調査、既往の地下水汚染調査で環境基準超過が判明した箇所において汚染の経年的な変化を監視するための継続監視調査等の地下水の水質監視を行っている。 ・ 平成 29 年度は、阿賀野市、五泉市それぞれ 1 地点で概況調査が実施され、基準値を超過する項目は確認されなかった。又、平成 29 年度の継続監視調査の結果、いずれの地点も調査範囲外であるが、阿賀野市、五泉市では 4 地点で計 7 項目が基準値を超過している。なお、調査範囲内には地下水汚染情報は無い。
	地盤沈下の状況		・ 調査範囲周辺における地盤の変動量について、阿賀野市では地盤変動量調査が行われており、全ての水準点において地盤の低下傾向が見られている。

表 2.1.1(2)　対象事業実施区域及びその周辺における地域の自然的状況の概要

項目			地域の自然的状況
地形に関する状況	地形の状況		・調査範囲は、主に扇状地性低地からなる地形を呈している。 ・「続・新潟県のすぐれた自然（新潟県）」によると、調査範囲内には阿賀野川下流の旧流路が分布しているが、本事業による改変は無いと考えられる。
地質に関する状況	地質の状況		・調査範囲における地質の状況は、未固結堆積物が占めており、一部に半固結～固結堆積物が分布している。 ・対象事業実施区域周辺の地層は、主に砂礫や玉石からなっている。
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動植物の概要		・対象事業実施区域の大部分は水田雑草群落である。また、阿賀野川、早出川の２本の河川が流れており、沿川には高水敷が広がっている。これらの環境に生息・生育する動植物が見られている。
	重要な動植物		・既存文献調査の結果、哺乳類 7 種、両生類 11 種、爬虫類 3 種、鳥類 66 種、魚類 26 種、陸上昆虫類 65 種、底生動物 19 種、植物 199 種、蘚苔類 6 種の重要種が確認された。 ・「自然環境保全基礎調査　植生調査　第 6･7 回調査」によると、調査範囲の植生は「水田雑草群落」が大部分を占めており、その中に市街地や畑が点在している。また、河川沿岸には草地や樹林がモザイク状に分布している。
	生態系	生態系の状況	・「自然環境保全基礎調査　植生調査　第 6･7 回調査」によると、調査範囲の環境は、大きく「開放水域」、「樹林地」、「草地」、「耕作地」、「市街地」、「その他」の 6 つに区分されると考えられ、大部分が耕作地となっている。 ・調査範囲の環境ごとに、動物･植物に関する既存資料から得られる知見に基づき、想定される地域の生態系を特徴づける種として、ホンドイタチ、ヨシ(開放水域)、ホンドアカネズミ、オニグルミ(樹林地)、ホンドタヌキ、ススキ(草地)、二ホンアマガエル、オモダカ(耕作地)等を選定した。
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	景観		・「第 3 回自然環境保全基礎調査　自然環境情報図　新潟県（環境庁平成元年)」によると、調査範囲には、自然景観資源の分布はない。調査範囲近傍には非火山性弧峰、河成段丘が分布している。 ・また、調査範囲は低地で水田利用がほとんどであり、眺望点となるような箇所は確認されなかった。
	人と自然との触れ合いの活動の状況		・「五泉市：観光・文化」および「阿賀野市観光協会」のホームページによると、調査範囲には、「新江の桜並木」、「安田橋運動公園」、「東公園(ぼたん園)」、「五泉のチューリップ」、「上郷屋のオハツキイチョウ」の 5 箇所の自然との触れ合いの場が挙げられている。
文化財に関する状況	指定文化財		・調査範囲には、県指定天然記念物、市指定天然記念物、市指定史跡、市指定建造物、国登録有形文化財がそれぞれ 1 件ある。
	埋蔵文化財		・調査範囲における埋蔵文化財包蔵地は、調査範囲の東部に分布している。
一般環境中の放射性物質の状況	放射性物質の状況		・調査範囲における空間放射線量率は、対象事業実施区域から西方向約 3km に位置する五泉市役所にて測定されている。平成 30 年における空間放射線量率測定結果の年間平均値は、0.041μSv/h であり、新潟県内における空間放射線量の通常値の範囲内となっている。

2.2　地域の社会的状況

対象事業実施区域及びその周辺における地域の社会的状況の概要は表 2.2.1 に、法令等による規制及び環境保全施策等の策定の状況は表 2.2.2 に示すとおりである。

表 2.2.1(1)　対象事業実施区域及びその周辺における地域の社会的状況の概要

項目			地域の社会的状況
人口に関する状況	人口の状況		・ 五泉市、阿賀野市における平成 2 年～平成 27 年の人口の推移及び人口密度の推移は、ともに減少傾向である。 ・平成 27 年の年齢階層別の人口は、両市ともに概ねつぼ型の人口構成を示している。
産業に関する状況	産業の状況		・ 五泉市、阿賀野市ともに、第 3 次産業の就業者の占める割合が最も高くなっている。産業内訳別にみると、両市ともに製造業の割合が最も高くなっている。 ・ 平成 7 年～平成 27 年の産業別就業者の割合の推移は、第 3 次産業の割合が増加する一方、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は減少している。
	農業		・ 五泉市、阿賀野市の経営耕地規模別の農家数については、両市とも、2.0～3.0ha 規模の販売農家が多い。 ・ 作付別の経営体数、面積を見ると、五泉市では野菜類の露地栽培が多く、阿賀野市では豆類の作付が多い。
	林業		・ 五泉市、阿賀野市における保有山林面積規模別の経営体数について、五泉市では 5～10ha、阿賀野市では 3～5ha 規模の林家が最も多い。
	漁業		・ 五泉市、阿賀野市における漁業について、両市は内陸のため、内水面漁業が調査対象となる。漁業経営体数は五泉市で 2 であり、経営形態は養殖業である。
	工業		・ 五泉市、阿賀野市における製造業の概況について、両市の製造業の事業所数は五泉市で 123、阿賀野市で 107 である。
	商業		・ 五泉市、阿賀野市における商業の概況について、両市の商業の事業所数は五泉市で 550、阿賀野市で 398 である。
土地利用に関する状況	土地利用状況		・ 五泉市、阿賀野市における地目別土地利用状況について、五泉市では、雑種地・その他を除くと山林の占める割合が高く、阿賀野市では田の割合が高くなっている。
	土地利用計画	国土利用計画法	・ 五泉市及び阿賀野市においては、新潟県土地利用基本計画により、都市地域、農業地域、森林地域が定められている。対象事業実施区域周辺は都市地域及び農業地域に指定されている。
		都市計画法	・ 調査範囲における都市計画法に基づく用途地域の指定状況について、五泉市及び阿賀野市の一部において用途地域が指定されている。
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	河川及び湖沼の利用の状況		・ 調査範囲内の一級河川としては、阿賀野川、早出川、桑山川、都辺田川、太田川、大沢川、新江川、尾白川、三兵川がある。対象事業実施区域付近の東側には阿賀野川が流れており、西側には農業用排水路が流れ、論瀬樋門にて阿賀野川に合流している。 ・ 調査範囲の内水面では、第五種共同漁業権の免許により、第 5 種共同漁業権の内共第 8 号が設定されている。
	地下水の利用の状況		・ 五泉市における地下水の利用は、水道用と商工業用が最も多く、農業用がこれに次いでいる。12 月から 2 月までの期間は消雪用としての地下水利用が行われている。 ・ 五泉市の上水道施設の水源は、深井戸がほとんどで一部湧水となっている。対象事業実施区域が位置する清瀬地区は、東部配水区であり、深井戸が水源となっている。 ・ 五泉市の商工業用に使用されている地下水のうち、通年取水されているものは、食品加工用、農産品の栽培用、冷却用、洗浄用などであり、この他、工場、大型店舗、サービス業施設、公共施設にも井戸が設置されているが、その多くは消雪用であり、通年使用はほとんどされていない。

表 2.2.1(2)　対象事業実施区域及びその周辺における地域の社会的状況の概要

項目		地域の社会的状況
交通に関する状況	道路交通	・ 調査範囲における交通の状況について、主要な道路として、主要地方道白根安田線、国道 49 号、国道 290 号、磐越自動車道等がある。鉄道路線は JR 磐越西線が調査範囲を通過している。バスについては、五泉市では、ふれあいバス、新潟交通観光バス、蒲原鉄道が運行している。阿賀野市では、市営バス及び新潟交通観光バスが運行している。 ・ 調査範囲における交通量の状況について対象事業実施区域の近傍を通る主要地方道白根安田線における平成 27 年度の昼間 12 時間交通量は、5,570 台である。また、高速自動車国道磐越自動車道の安田 IC～新津 IC 間、主要地方道白根安田線及び一般県道馬下論瀬線における交通量の経年変化について、高速自動車国道磐越自動車道の安田 IC～新津 IC 間ではほぼ横ばいで推移しており、主要地方道白根安田線及び一般県道馬下論瀬線では減少傾向にある。
	鉄道	・ 対象事業実施区域に含まれる駅は JR 猿和田駅のみである。利用状況について、JR 猿和田駅は乗車人員のデータが無いため、隣接する五泉駅の乗車人員のデータを使用した。その結果、乗車人員はほぼ横ばいで推移している。
	交通の将来計画	・ 対象事業実施区域周辺における交通の将来計画としては、東南環状線、吉沢太川橋線、寺社安田久保線、横町門前線が都市計画道路として計画されている。
公共施設等に関する事項	公共施設等の状況	・ 調査範囲には環境保全についての配慮が特に必要な施設や住宅として、13 件の保育所・学校等、2 件の病院及び診療所、14 件の社会福祉施設が分布している。 ・ 対象事業実施区域の近傍には住居等が分布しており、対象事業実施区域の西側約 1km に巣本小学校や特別養護老人ホームすもとの里が分布している。また、対象事業実施区域の南側約 200m に清瀬集落が近接している。
生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	下水道	・ 五泉市、阿賀野市における下水道の整備の状況について、平成 30 年の下水道普及率は、五泉市が 61.2%、阿賀野市が 89.4%となっている。
	し尿処理	・ 五泉市、阿賀野市におけるし尿処理の状況について、し尿処理施設としては、五泉地域衛生施設組合し尿処理場(処理能力 91kL/日)、阿賀北広域組合清掃センター(99kL/日)が設置されている。
	ごみ処理	・ 五泉市、阿賀野市におけるごみ処理の状況について、ごみ処理施設としては、五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場と阿賀野市環境センターがあり、五泉市のごみは五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場で処理を行っており、阿賀野市のごみは、五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場と阿賀野市環境センターで処理を行っている。

表 2.2.2(1)　対象事業実施区域及びその周辺における法令等による規制及び環境保全施策等の策定の状況

項目				対象事業実施区域の指定状況
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	大気質	二酸化窒素に係る環境基準		・ 対象事業実施区域では、左記の環境基準の適用を受ける。
		大気汚染に係る環境基準		
		大気環境中のダイオキシン類に係る環境基準		
		大気汚染防止法等に基づく規制基準		・ 中間処理施設はばい煙発生施設を有するため、左記法律等の適用を受ける。
	騒音	騒音に係る環境基準	用途地域による類型区分	・ 対象事業実施区域は、用途地域の定めのない地域であり、地域の当てはめは行われていないが、周辺土地利用の状況は C 地域に相当する。 ・ 周辺には幹線交通を担う道路として主要地方道白根安田線が存在する。そのため、当該道路周辺は幹線交通を担う道路に近接する空間に該当し、左記基準の適用を受ける。
			道路に面する地域	
			幹線交通を担う道路に近接する空間	
		騒音規制法及び新潟県生活環境保全条例に基づく規制基準等	特定工場等に係る規制基準	・ 対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は第 3 種区域に相当する。
			特定建設作業に係る規制基準	・ 対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は 1 号区域に相当する。
			道路交通騒音の要請限度	・ 対象事業実施区域は用途地域の定めのない区域であり、b 区域に該当し、左記基準の適用を受ける。
	振動	振動規制法及び新潟県生活環境保全条例に基づく規制基準等	特定工場等に係る規制基準	・ 対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は第 2 種区域に相当する。
			特定建設作業に係る規制基準	・ 対象事業実施区域は、1 号区域に該当し、左記基準の適用を受ける。
			道路交通振動の要請限度	・ 対象事業実施区域周辺では区域の指定はないが、周辺土地利用の状況は第 2 種区域に相当する。
	悪臭	悪臭防止法に基づく規制基準	臭気指数	・ 対象事業実施区域は規制地域の指定はない。
	水質	水質汚濁に係る環境基準		・ 阿賀野川(横雲橋、馬下橋)は A 類型(横雲橋は生物 B、馬下橋は生物 A)、早出川(羽下大橋)は AA 類型(生物 A)に該当し、左記基準の適用を受ける。
		水質汚濁防止法に基づく排水基準		・ 中間処理施設では生活排水を浄化槽で処理後、公共用水域に排水する計画となっているため、左記法律の適用を受ける。
	景観			・ 新潟県では、「景観法」の施行を受けて、「新潟県景観懇談会」が設置されている。又、景観計画の策定を円滑に進められるよう、「景観計画策定の手引き」が策定されている。
	廃棄物			・ 新潟県では「廃棄物処理法」に基づく「都道府県廃棄物処理計画」として「第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画」が策定されている。
	地球温暖化			・ 新潟県では、国の地球温暖化対策計画を勘案し「新潟県地球温暖化対策地域推進計画（2017-2030)」を策定している。
	自然関係法令		自然公園	・ 調査範囲内には、「自然公園法」に基づく国定公園及び新潟県立自然公園条例に基づき指定された自然公園はない。
			自然環境保全地域	・ 調査範囲内には、「自然環境保全法」に基づき国が指定した原生自然環境保全地域、自然環境保全地域に指定されている地域及び「新潟県自然環境保全条例」に基づき指定されている自然環境保全地域、緑地環境保全地域はない
			自然遺産	・ 調査範囲内には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき世界遺産一覧表に記載されている自然遺産の区域はない。
			動植物保護	・調査範囲内には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき生息地等保護区に指定されている区域はない。 ・調査範囲内では、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく鳥獣保護区等として阿賀野川、小山田の 2 カ所の特定猟具使用禁止区域が設定されている。対象事業実施区域は、2 カ所のうち阿賀野川に隣接している。 ・調査範囲内には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」に基づく登録簿に掲載された湿地はない。

表 2.2.2(2)　対象事業実施区域及びその周辺における法令等による規制及び環境保全施策等の策定の状況

項目		対象事業実施区域の指定状況
環境保全性策等の策定の状況	新潟県環境基本計画	本計画では、安全に安心して心豊かに暮らせる持続可能な社会の構築に向けて、3 つの基本目標を設定している。 基本目標を達成するため、3 つの環境分野の施策分野と「環境保全の共通基盤の整備」を施策の柱として、これに沿って体系的に施策を展開する。
	第 2 次新潟県資源循環型社会推進計画	本計画は、環境と経済が調和した「資源を大切にする循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念としている。計画期間は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間とし、平成 30 年度に達成すべき中間目標及び最終年度となる令和 2 年度に達成すべき目標を定めている。
	五泉市環境基本計画	本計画は、本市の環境に関して最も基本となる計画であり、五泉市環境基本条例で定める基本理念を実現するためのものである。計画期間は平成 30 年から令和 9 年までの 10 年間とし、望ましい環境像を「水と緑を未来へ紡ぐ　人と地球にやさしいまち　泉都ごせん」と定め、5 つの基本目標を設定している。
	阿賀野市環境基本計画	本計画は、阿賀野市総合計画の部門別計画であるとともに、阿賀野市環境基本条例の理念を実現するための「阿賀野市のまちづくりを環境面から具体化するマスタープラン」として位置づけられている。計画期間は平成 25 年から令和 4 年までの 10 年間とし、「山・水・土、そして光の恵みをありがとう！ともに創り、次代へ引き継ぐ阿賀野の環」を環境行動指針とし、5 つの基本目標を掲げている。
	五泉市一般廃棄物処理基本計画	本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づき、これまでの一般廃棄物処理事業の実態を把握して今後の課題を整理することにより適正かつ合理的な一般廃棄物処理が行えるように策定された計画である。計画目標年次は、平成 25 年から令和 8 年度までの期間とされている。
	阿賀野市一般廃棄物処理基本計画	本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、策定された計画である。計画目標年次は、平成 27 年から令和 6 年度までの期間としている。
	五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画	本計画は、一般廃棄物処理の現状及び将来見通し等を踏まえて処理方策について検討するとともに、適正な循環利用や適正処分を進める必要性も踏まえ、関係市町等の連携による広域的な取り組みを図るための基本的事項を定めたものである。計画期間は、平成 28 年度を計画初年度、10 年後の令和 7 年度を計画最終年度としている。

第3章　方法書についての意見及び見解

3.1　方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例（平成 11 年、新潟県条例第 38 号）」第 7 条の規定に基づき、「五泉地域衛生施設組合　一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）」の縦覧を行った。

この「方法書」に対し、同条例第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募ったが、意見は提出されなかった。

3.2　方法書についての知事の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第 10 条の規定に基づき、新潟県知事から「方法書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

表 3.2.1　知事の意見及び都市計画決定権者の見解

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
1.総括的事項	
(1) 工事計画や施設計画などの事業計画の詳細が明らかになっていないことから、これを可能な限り確定させた上で、マテリアルリサイクル推進施設による環境影響も考慮し、適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)に記載すること。	事業計画の詳細を可能な限り確定させ、マテリアルリサイクル推進施設による環境影響も考慮し、環境影響評価を行いました。又、事業計画の確定に至った検討経緯及び現在稼動中の施設の状況を準備書に記載しました。
(2) 廃棄物処理施設の処理方式について、焼却方式及び溶融方式の 2 つの方式が記載されているが、準備書において処理方式が決定されない場合は、検討される全ての処理方式について環境影響評価を行い、周辺への環境影響の比較ができるよう記載すること。	廃棄物処理施設の処理方式は、焼却方式に決定しました。そのため、準備書では焼却方式に絞り、調査・予測・評価を実施しました。
(3) 環境影響の評価に当たって、環境影響評価項目の予測結果と基準又は目標との整合により評価を行う場合は、基準又は目標の具体的な類型や規制の区分などについて、環境影響評価項目及び地点ごとに比較する値を整理するとともに、設定理由や基準又は目標の出典を準備書に記載すること。	基準又は目標の具体的な類型や規制の区分などについて、環境影響評価項目及び地点ごとに比較する値を整理し、設定理由や基準又は目標の出典を準備書に記載しました。
(4) 準備書の作成に当たっては、用語の補足、図表の使用、編集方法の工夫により、閲覧者に対してできる限り理解しやすいものとなるよう配慮すること。	準備書の作成に当たっては、用語の補足、図表の使用、編集方法の工夫により、閲覧者に対して理解しやすいものとなるよう配慮します。
2.個別的事項	
(1)騒音及び振動について ア 対象事業実施区域における騒音及び振動については、周辺の事業場の操業状況により予測及び評価の結果が変化することが想定されることから、当該項目の現地調査においては、周辺事業場の休業日における調査も行った上で、予測評価を行うこと。	騒音及び振動の現地調査においては、周辺事業場の休業日における調査も行った上で、予測評価を行いました。(「第 6 章　6.2　騒音・低周波音」及び「第 6 章　6.3　振動」参照)
イ 建設機械の稼働、施設の稼働による周辺集落、社会福祉施設における騒音の評価に当たっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮した上で、比較する環境基準値を設定すること。	騒音の環境基準値について、対象事業実施区域周辺の土地利用は C 類型に相当しますが、評価にあたっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮し、主として住居の用に供される地域の基準である B 類型の環境基準値を用いて評価を行いました。(「第 6 章　6.2　騒音・低周波音」参照)
ウ 燃焼系の機械の使用では低周波音の影響が懸念されることから、低周波音についての調査、予測及び評価を実施すること。	施設の稼働において低周波音の影響が懸念されることから、低周波音についての調査、予測及び評価を実施しました。(「第 6 章　6.2　騒音・低周波音」参照)
エ ごみの収集範囲が拡大することから、ごみ運搬車両に係る交通量算定の検討経緯を準備書に記載した上で、調査、予測及び評価を行うこと。	ごみ運搬車両に係る交通量算定の検討経緯を準備書に記載した上で、調査、予測及び評価を行いました。(「第 6 章　6.2　騒音・低周波音」参照)

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(2)温室効果ガスについて 排ガス対策型、省エネルギー型の建設機械、工事用車両等の採用や、より高効率の廃棄物発電設備の導入など、既存事例、最新技術の情報収集を十分行った上で環境保全措置を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努めること。	温室効果ガスに係る施設の存在・供用時の予測にあたっては、既存事例、最新技術の情報収集を十分行ったうえで、建設機械及び工事用車両等についても環境保全措置を記載し、工事中も温室効果ガスの排出抑制に努めることとしました。(「第6章　6.13 温室効果ガス等」参照)
(3)その他 地域の社会的状況に関する住宅等の配置状況について、住居と事業所の区別を明確にした上で、特に影響を受けやすい住居に着目し、適切に環境影響評価を行うこと。	住宅等の配置の状況について、住居と事業所の区別を明確にし、影響を受けやすい住居として、最寄りの集落及び特別養護老人ホームを対象地点として選定し環境影響評価を行いました。(「第5章　調査、予測及び評価の手法」参照)

3.3　方法書についての関係市長からの意見

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第 10 条の規定に基づき、関係市長から「方法書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

3.3.1　五泉市長の意見

五泉市長の意見	都市計画決定権者の見解
事業の実施にあたっては、周辺の住環境、農地・農業施設及び農作物に影響を与えないよう配慮願いたい。	事業の実施にあたっては、周辺の住環境、農地・農業施設及び農作物に影響を与えないよう配慮いたします。

3.3.2　阿賀野市長の意見

阿賀野市長の意見	都市計画決定権者の見解
「五泉地域衛生施設組合　一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書」は適当と認めます。	方法書の記載内容に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施しました。

第4章　対象事業に係る環境影響評価*の項目

4.1　環境影響評価の項目の選定

「第 1 章　対象事業の目的及び概要」において示した事業計画に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行、造成工事及び施設の設置等が挙げられ、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、施設の存在、施設の稼働、廃棄物の搬出入、廃棄物の発生が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因を表 4.1.1 に示す。

表 4.1.1　本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事の実施	・建設機械の稼働 ・資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行 ・造成工事及び施設の設置等
供用時	工作物の存在及び供用	・地形改変後の土地及び施設の存在 ・施設の稼働 ・廃棄物の搬出入 ・廃棄物の発生

又、環境影響評価の項目については、「新潟県環境影響評価技術指針（平成 12 年 4 月 21 日新潟県告示第 831 号）（以下、「技術指針」という。）別表第 1 参考項目（平成 30 年新潟県告示第 312 号一部改正）の 11 ごみ焼却施設及び産業廃棄物焼却施設事業に係る参考項目」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省平成 18 年 9 月）」に基づき、表 4.1.1 に示した環境影響要因*及び対象事業実施区域及びその周辺の地域特性を考慮して項目の選定を行った。

選定した環境影響評価項目を表 4.2.1 に示す。

4.2　環境影響評価項目の選定の理由

各環境影響評価項目についての選定理由は、表 4.2.2 に示すとおりである。

表 4.2.1　環境影響要因及び調査・予測・評価の項目と関連表

環境要素の区分 ＼ 影響要因の区分			環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素														生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素			
			大気環境									水環境				地質環境	動物	植物	生態系	景観	人と自然との触れ合いの活動の場	廃棄物等		温室効果ガス等	一般環境中の放射性物質
			大気質					騒音		振動	悪臭	水質			地下水の水質及び水位	地形及び地質									
			硫黄酸化物	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	粉じん等	有害物質	騒音	低周波音	振動	悪臭	水の汚れ	水の濁り	有害物質	地下水の水位	重要な地形及び地質	重要な動物種及び注目すべき生息地	重要な植物種及び群落とその生育地	地域を特徴づける生態系	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	建設工事に伴う副産物	廃棄物	二酸化炭素等	放射線の量
工事の実施	建設機械の稼働							○		○															▲
工事の実施	資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行			◎	◎	○		○		○															▲
工事の実施	造成工事及び施設の設置等												○				○	○	○			○			▲
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在															▲	○	○	○	○	○				
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	排ガス	○	○	○		○				○													○	
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	排水										○	○	▲			◎	◎	◎						
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	機械等の稼働				◎		○	◎	○	◎				◎		◎		◎						
土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の搬出入			○	◎	○		○		○															
土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生																						○		

備　考

1　○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価項目として選定した項目。
　◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外の項目で、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価項目として選定した項目。
　▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、事業特性及び地域特性を踏まえ、環境影響評価項目として選定しないこととした項目。
2　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
4　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
5　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
6　この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
7　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

表 4.2.2(1)　環境影響評価項目の選定理由等（1/3）

環境要素*			影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、参考項目に対して削除した理由	
大気環境	大気質	硫黄酸化物*	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から硫黄酸化物が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。
		窒素酸化物*	工事の実施	資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の走行に伴い、窒素酸化物が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から窒素酸化物が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。
				廃棄物の搬出入	○	廃棄物の搬出入車両の走行に伴い、窒素酸化物が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
		浮遊粒子状物質*	工事の実施	資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	◎	資材運搬等の車両の走行に伴い、浮遊粒子状物質が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から浮遊粒子状物質が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。
				廃棄物の搬出入	◎	廃棄物の搬出入車両の走行に伴い、浮遊粒子状物質が発生し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
		粉じん等*	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	○	資材運搬等の車両の走行に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼動（機械等の稼動）	◎	分別、破砕・選別作業に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
				廃棄物の搬出入	○	廃棄物の搬出入車両の走行に伴い、粉じん等が飛散し周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
		有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	施設の稼働に伴い、煙突から有害物質が排出され、広範囲に拡散する可能性がある。大気汚染防止法では廃棄物焼却施設の有害物質として塩化水素、ダイオキシン類、水銀が規定されているため、上記 3 物質を有害物質の対象とする。

備考
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価項目として選定した項目。
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外の項目で、環境影響評価項目として選定した項目。
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価項目として選定しないこととした項目。

表 4.2.2(2)　環境影響評価項目の選定理由等（2/3）

環境要素			影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、参考項目に対して削除した理由	
大気環境	騒音*	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音、低周波音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	○	工事用車両の走行に伴う騒音、低周波音の発生により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	○	新たに施設（機械等）が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				廃棄物の搬出入	○	増加するごみ運搬車両の走行により、周辺集落に及ぼす影響が考えられる。
		低周波音	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	◎	新たに施設（機械等）が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
	振動*	振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	○	工事用車両の走行に伴う振動の発生により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	○	新たに施設（機械等）が稼働するため、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				廃棄物の搬出入	○	増加するごみ運搬車両の走行により、周辺集落に及ぼす影響が考えられる。
	悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	煙突から新たな排ガスが排出されるため、悪臭物質*の排出が考えられる。
				施設の稼動(機械等の稼動)	◎	分別、破砕･選別作業に伴い、悪臭が漏洩し、周辺地域に対して影響を及ぼすおそれがある。
水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	○	施設の稼働によって発生する排水はクローズドシステムを採用するため施設外には排水されないが、施設内で使用する生活雑排水は処理後に排水されるため、公共用水域の水質に対し影響を及ぼすおそれがある。
		水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	工事中に発生する裸地から、降雨による濁水の発生が考えられる。
			土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	○	施設の稼働によって発生する排水はクローズドシステムを採用するため施設外には排水されないが、施設内で使用する生活雑排水は処理後に排水されるため、公共用水域の水質に対し影響を及ぼすおそれがある。
		有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	▲	施設の稼働によって発生する排水はクローズドシステムを採用するため施設外には排水されない。このため、有害物質を含む排水により、公共用水域の水質に対し影響を及ぼすおそれはないため、環境影響評価項目として選定しない。
	地下水の水位及び水質	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	◎	施設の稼働に伴い、機器の冷却用や生活用水として地下水を利用することにより、地下水の水位に影響を及ぼすおそれがある。

備考
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価項目として選定した項目。
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外の項目で、環境影響評価項目として選定した項目。
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価項目として選定しないこととした項目。

表 4.2.2(3)　環境影響評価項目の選定理由等（3/3）

環境要素			影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは、参考項目に対して削除した理由	
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質*	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	▲	対象事業実施区域内に重要な地形及び地質は無く、対象事業実施区域周辺についても、事業に伴う地形・地質の改変は無いことから、環境影響評価項目として選定しない。
動物		重要な動物種*及び注目すべき生息地*	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	工事中において、造成工事及び施設の設置等により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	○	地形の改変後の土地及び施設の存在により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。
				施設の稼働(排水)	◎	施設の稼働によって発生する排水により、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。
				施設の稼働(機械等の稼働)	◎	機械等の稼働に伴い、保全すべき種の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。
植物		重要な植物種及び群落*とその生育地	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	工事中において、造成工事及び施設の設置等により、保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	○	地形の改変後の土地及び施設の存在により保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがある。
				施設の稼働(排水)	◎	施設の稼働によって発生する排水により、保全すべき種の生育環境に影響を及ぼすおそれがある。
生態系		地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	工事中において、造成工事及び施設の設置等により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	○	地形の改変後の土地及び施設の存在により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。
				施設の稼働(排水)	◎	施設の稼働によって発生する排水により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。
				施設の稼働(機械等の稼働)	◎	機械等の稼働に伴い、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすおそれがある。
景観		主要な眺望点*及び景観資源並びに主要な眺望景観*	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	○	対象事業実施区域内に新たに煙突及び建物が建設されることから、周辺からの景観に影響を及ぼすおそれがある。
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場*	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	○	地形の改変後の土地及び施設の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化が考えられる。
廃棄物等		建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	施設の建設工事に伴い造成の工事等における残土や建設廃材等の発生が考えられる。
		廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	○	廃棄物の焼却処理に伴い、飛灰等が発生することがある。
温室効果ガス等		二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	○	廃棄物の焼却処理に伴って、二酸化炭素等の温室効果ガスが発生する。
一般環境中の放射性物質		放射性物質の量	工事の実施	建設機械の稼動	▲	工事中において、建設機械の稼働により放射性物質が拡散・流出するおそれはないことから、環境影響評価の項目として選定しない。
				資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	▲	工事中において、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により放射性物質が拡散・流出するおそれはないことから環境影響評価の項目として選定しない。
				造成工事及び施設の設置等	▲	工事中において、造成工事及び施設の設置等により放射性物質が拡散・流出するおそれはないことから、環境影響評価の項目として選定しない。

備考
○印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価項目として選定した項目。
◎印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外の項目で、環境影響評価項目として選定した項目。
▲印は、新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価項目として選定しないこととした項目。

第5章　調査、予測及び評価の手法

5.1　大気質

〈調査の手法－工事の実施－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質・気象	二酸化窒素の濃度の状況 ・窒素酸化物（NOx）	二酸化窒素に係る環境基準に規定する方法とする。	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内 1 地点及びその周辺の集落付近 4 地点（環境大気） 工事用車両走行ルート沿道民家前等3地点(沿道大気) ※降下ばいじん、気象（風向、風速）は対象事業実施区域内1地点のみ。	1.調査時期及び回数 各季 1 回計 4 回 2.調査期間 各 7 日間測定 ※降下ばいじんは各 30 日間測定 ※地上気象（風向、風速）は通年	下記地点の既存測定データの 1 時間値を過去 10 ヵ年分収集、整理する。 「新津大気常時監視局（一般局)」
	浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質（SPM）	大気の汚染に係る環境基準に規定する方法とする。			
	粉じん等の状況 ・降下ばいじん	「衛生試験法・注解 2015」に準拠する。			－
	気象の状況 ・風向、風速	「地上気象観測指針」に準拠する。			下記地点の既存測定データの 1 時間値を過去 10 ヵ年分収集、整理する。 「新津地域気象観測所」

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
大気質・気象	二酸化硫黄の濃度の状況 ・硫黄酸化物（SOx）	二酸化硫黄に係る環境基準に規定する方法とする。	1.調査地域 対象事業実施区域及びその周辺とする。 2.調査地点 対象事業実施区域内1地点及びその周辺の集落付近4地点（環境大気） 廃棄物運搬車両走行ルート沿道民家前等3地点（沿道大気） ※硫黄酸化物、有害物質は、対象事業実施区域内 1 地点及びその周辺の 4 地点のみ。 ※降下ばいじん、気象（風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量、上層気象）は対象事業実施区域内1地点のみ。	1.調査時期及び回数 既存の調査資料との比較検討を行うため、年間の大気の状況が把握できる時期とし、各季 1 回計 4 回 2.調査期間 各 7 日間測定 ※降下ばいじんは各 30 日間測定 ※地上気象（風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量）は通年	下記地点の既存測定データの 1 時間値を過去 10 ヵ年分収集、整理する。 「新津大気常時監視局（一般局)」
	二酸化窒素の濃度の状況 ・窒素酸化物（NOx）	二酸化窒素に係る環境基準に規定する方法とする。			
	浮遊粒子状物質の濃度の状況 ・浮遊粒子状物質（SPM）	大気の汚染に係る環境基準に規定する方法とする。			
	粉じん等の状況 ・降下ばいじん	「衛生試験法・注解 2015」に準拠する。			－
	有害物質の状況 ・塩化水素、ダイオキシン類、水銀	「大気汚染防止法施行規則」に準拠する。 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」に準拠する。			－
	気象の状況 ・風向、風速	「地上気象観測指針」に準拠する。			下記地点の既存測定データの 1 時間値を過去 10 ヵ年分収集、整理する。 「新津地域気象観測所」
	・気温、湿度、日射量、放射収支量				
	・上層気象（風向・風速、気温）	「高層気象観測指針」に準拠する。			－

〈現地調査計画地点図〉

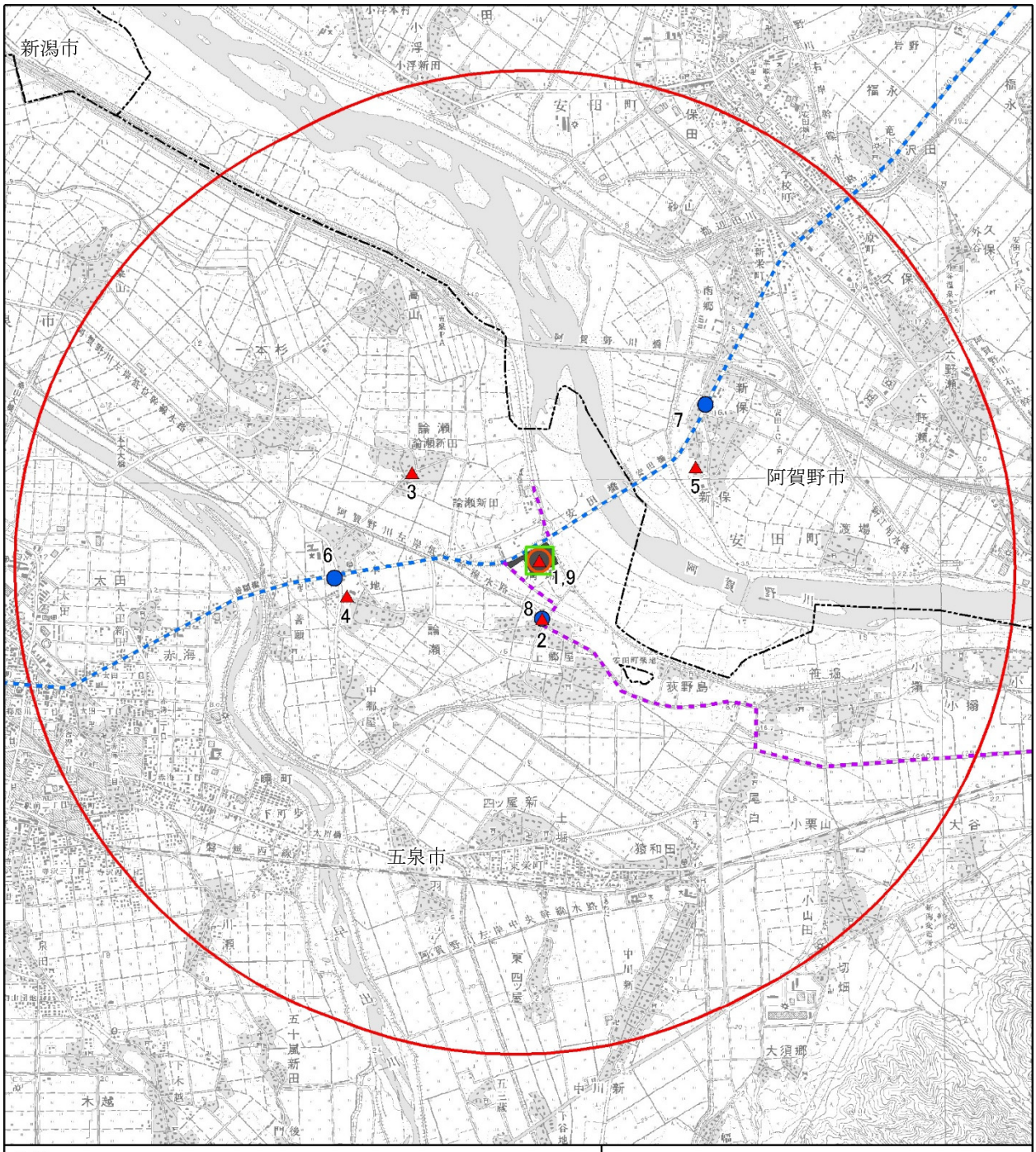

凡例

- ▲ ：環境大気
- ● ：沿道大気
- □ ：上層気象
- ○ ：地上気象
- ；工事用車両主要運行ルート
- ：運搬車両の主要運航ルート
- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界

0 0.5 1 2 km

図 5.1.1
環境大気・沿道大気、
上層気象・地上気象の調査地点

備考：地点 6 は調査地点付近の状況を踏まえ、方法書から調査地点の位置を移動した。

〈予測及び評価の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">工事の実施</td><td>建設機械の稼働</td><td>粉じん等</td><td>建設機械の稼働に伴う降下ばいじんの状況</td><td>1. 予測地域
調査地域と同様とする。

2. 予測地点
現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。</td><td>建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。</td><td>工事計画及び環境保全配慮事項等を勘案し、対象工種を設定する。予測計算は工種ユニットごとの基準降下ばいじん量・拡散係数、当該地域の風向・風速を与条件とし、風向別に算出した降下ばいじん量を全方位足し合わせる方法により行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行</td><td>窒素酸化物</td><td>資材運搬等の車両の走行に伴う窒素酸化物の大気中の濃度</td><td rowspan="3">1. 予測地域
調査地域と同様とする。

2. 予測地点
施工時の工事用車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した現地調査地点とする。</td><td rowspan="3">資材等の運搬に用いる車両の走行台数が最大となる時期とする。</td><td rowspan="2">工事計画から関係車両の走行台数等を設定し、プルーム式*及びパフ式*を基本とした拡散モデルにより予測する。</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>資材運搬等の車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>粉じん等</td><td>資材運搬等の車両の走行に伴う降下ばいじんの状況</td><td>工事計画から関係車両の走行台数等を設定する。予測計算では車両 1 台あたりの基準降下ばいじん量・拡散係数、当該地域の風向・風速を与条件とし、風向別に算出した降下ばいじん量を全方位足し合わせる方法により行う。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）他</td></tr>
</table>

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="8">土地又は工作物の存在及び供用</td><td rowspan="7">施設の稼働</td><td>硫黄酸化物</td><td>施設の稼働による硫黄酸化物の大気中の濃度</td><td rowspan="7">1. 予測地域
調査地域と同様とする。

2. 予測地点
現地調査地点及び最大着地濃度地点とする。</td><td rowspan="8">施設の稼働が概ね定常状態に達した時期とする。</td><td rowspan="6">規制基準値等から排出条件を設定し、プルーム式、パフ式を基本とした拡散モデルにより予測する。</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物</td><td>施設の稼働による窒素酸化物の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>施設の稼働による浮遊粒子状物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>塩化水素</td><td>施設の稼働による塩化水素の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>施設の稼働によるダイオキシン類の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>水銀</td><td>施設の稼働による水銀の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>粉じん等</td><td>施設の稼動による降下ばいじんの状況</td><td>施設の構造等、施設計画に基づいて定性的な予測を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">廃棄物の搬出入</td><td>窒素酸化物</td><td>供用時の関係車両の走行に伴う窒素酸化物の大気中の濃度</td><td rowspan="3">1. 予測地域
調査地域と同様とする。

2. 予測地点
供用時の廃棄物運搬車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した現地調査地点とする。</td><td rowspan="2">廃棄物運搬交通量を設定し、大気拡散モデル（プルーム式及びパフ式を基本）により予測する。</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>供用時の関係車両の走行に伴う浮遊粒子状物質の大気中の濃度</td></tr>
<tr><td>粉じん等</td><td>廃棄物運搬車両の走行に伴う降下ばいじんの状況</td><td>廃棄物収集運搬計画及び環境保全配慮事項等を勘案し、類似事例に基づいて定性的な予測を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
大気汚染に係る環境基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）他</td></tr>
</table>

5.2 騒音･低周波音

〈調査の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="6">騒音、低周波音</td><td>騒音の状況
・環境騒音
（L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}、L_{Aeq}）</td><td rowspan="2">「騒音に係る環境基準について」に準拠する。</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。
2. 調査地点
対象事業実施区域の環境騒音の状況を代表する箇所のうち、住居等保全対象の分布を考慮し、対象事業実施区域敷地境界1地点及びその周辺の集落付近2地点とする。</td><td rowspan="6">平日の代表的な1日（24時間）及び周辺事業場の休業日1日（24時間）年2回（秋季）</td><td rowspan="2">下記の既存測定データを収集、整理する。
「新潟県一般環境騒音･自動車交通騒音調査結果」</td></tr>
<tr><td>・道路交通騒音
（L_{Aeq}）</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域の周辺とする。
2. 調査地点
工事用車両の主要な走行経路になることが想定される3地点とする。</td></tr>
<tr><td>地表面の状況</td><td>音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況を調査する。</td><td>1. 調査地域
環境騒音、道路交通騒音の調査地域と同じとする。
2. 調査地点
環境騒音、道路交通騒音と同じ 6 地点とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>沿道の状況</td><td>学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況を調査する。</td><td rowspan="2">1. 調査地域
道路交通騒音の調査地域と同じとする。

2. 調査地点
道路交通騒音と同じ 3 地点とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</td><td>車種別･方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録する。</td><td>下記の既存測定データを収集、整理する。
「新潟県内の交通量（道路交通センサス調査結果）」</td></tr>
</table>

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="8">騒音、低周波音</td><td>騒音、低周波音の状況
・環境騒音
（L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}、L_{Aeq}）</td><td rowspan="2">「騒音に係る環境基準について」に準拠する。</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。
2. 調査地点
対象事業実施区域の環境騒音の状況を代表する箇所のうち、住居等保全対象の分布を考慮し、対象事業実施区域敷地境界1地点及びその周辺の集落付近2地点とする。</td><td rowspan="5">平日の代表的な1日（24時間）及び周辺事業場の休業日 1 日（24時間）
年2回（秋季）</td><td rowspan="2">下記の既存測定データを収集、整理する。
「新潟県一般環境騒音・自動車交通騒音調査結果」</td></tr>
<tr><td>・道路交通騒音
（L_{Aeq}）</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。
2. 調査地点
廃棄物運搬車両の主要な走行経路になることが想定される3地点とする。</td></tr>
<tr><td>・低周波音（G特性音圧レベル（L_{G5}））</td><td rowspan="3">「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月、環境庁）に準拠する</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。
2. 調査地点
住居等保全対象の分布を考慮し、環境騒音と同一の地点とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>・低周波音（追加調査※）
（G 特性音圧レベル（L_{G5}）、平坦特性音圧レベル（L_{50}）、1/3 オクターブバンド音圧レベル）</td><td>1. 調査地域
現行施設の低周波音による影響を把握するため、現行施設の敷地境界とし、加えて、事業の実施により低周波音の影響が想定される地域として対象事業実施区域の周辺とした。
2. 調査地点
現行施設の低周波音の影響を最も大きく受けている地点である現行施設の敷地境界1地点及び対象事業実施区域の最寄の集落 1 地点とする。</td><td>周辺事業場の休業日1日（24時間）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>地表面の状況</td><td>音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況を調査する。</td><td>1. 調査地域
環境騒音、道路交通騒音の調査地域と同じとする。
2. 調査地点
環境騒音、道路交通騒音と同じ6地点とする。</td><td rowspan="4">平日の代表的な1日（24時間）及び周辺事業場の休業日 1 日（24時間）
年2回（秋季）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>沿道の状況</td><td>学校、病院その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況を調査する。</td><td rowspan="2">1. 調査地域
道路交通騒音の調査地域と同じとする。
2. 調査地点
道路交通騒音と同じ3地点とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</td><td>車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録する。</td><td>下記の既存測定データを収集、整理する。
「新潟県内の交通量（道路交通センサス調査結果）」</td></tr>
</table>

※ 当初はG特性音圧レベルについて現地調査を行ったが、準備書についての知事の意見を踏まえ、追加調査を実施した。追加調査では、人の聴覚に基づき補正された指標であるG特性音圧レベルに加え、建具のがたつき等の物的影響に関する指標である平坦特性音圧レベルや、1/3オクターブバンド音圧レベルについても調査し、施設の稼動に伴う影響に係る予測、評価を行った。

〈現地調査計画地点図(環境騒音・低周波音)〉

凡例

- ●：環境騒音・低周波音
- ■：低周波音追加調査
- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界

0 0.5 1 2 km

図 5.2.1
環境騒音の調査地点

〈現地調査計画地点図（道路交通騒音・交通量）〉

凡例

- ●　：道路交通騒音
- ------　：工事用車両・運搬車両の主要運行ルート
- ------　：運搬車両の主要運行ルート
- ○　：調査地域
- ●　：対象事業実施区域
- ------　：市界

0　0.5　1　2 km

図 5.2.2
道路交通騒音、交通量調査の調査地点

備考：地点 4 は調査地点付近の状況を踏まえ、方法書から調査地点の位置を移動した。

〈予測及び評価の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の実施</td><td>建設機械の稼働</td><td rowspan="2">騒音</td><td>建設機械の稼働による環境騒音の音圧レベル（L_{A5}、L_{Aeq}）の状況</td><td>1.予測地域
工事の実施により騒音レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。

2.予測地点
住居等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の対象事業実施区域境界上及び周辺の集落の2地点とする。</td><td>建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。</td><td>事業により発生する音圧レベルを把握し、日本音響学会により提案された建設工事騒音の工種別予測法「ASJ CN model2007」を用いて予測する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行</td><td>資材運搬等の車両の走行による道路交通騒音の音圧レベル（L_{Aeq}）の状況</td><td>1.予測地域
工事の実施により騒音レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。

2.予測地点
施工時の工事用車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した現地調査地点とする。</td><td>資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。</td><td>工事計画により資材運搬等の車両の走行台数等を設定し、日本音響学会により提案された等価騒音レベルを予測するための式「ASJ RTN model 2013」を用いて予測する。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）
「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）による規制基準
「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年新潟県条例第51号）による規制基準</td></tr>
</table>

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測の基本的な手法
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	騒音	施設の稼働による音圧レベル（L_{A5}、L_{Aeq}）の状況	1.予測地域 土地又は工作物の存在及び供用により騒音レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。 2.予測地点 住居等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の対象事業実施区域境界上及び周辺の集落の2地点とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	施設計画に基づき、音源の配置、種類を設定する。発生する音圧レベル、壁等の等価損失及び吸音率は既存資料調査結果に基づき設定する。 予測地点の騒音レベルは「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省、平成18年9月）」に記載された方法により、壁面の大きさ、予測地点までの距離を考慮した伝搬式を用いて予測する。
		低周波音	低周波音圧レベルの変化の程度	1.予測地域 土地又は工作物の存在及び供用により低周波音圧レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。 2.予測地点 住居等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した地点とし、現地調査地点付近の対象事業実施区域境界上及び周辺の集落の2地点とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	調査結果及び施設計画を踏まえ、現行施設との比較、周辺集落との位置関係、及び類似事例又は既存知見に関する資料収集により定性的に予測する。
	廃棄物の搬出入	騒音	供用時の自動車交通による道路交通騒音の音圧レベル（L_{Aeq}）の状況	1.予測地域 土地又は工作物の存在及び供用により騒音レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2.予測地点 供用時の廃棄物運搬車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した現地調査地点とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	廃棄物運搬車両の走行台数を設定し、日本音響学会により提案された等価騒音レベルを予測するための式「ASJ RTNmodel2013」を用いて予測する。

評価の手法	
評価	○回避・低減に係る評価 周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ○基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号） 「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）による規制基準 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年新潟県条例第51号）による規制基準 「ISO7196：Acoustics-Frequency weighting characteristics for infrasound measurements, 1995」による一般的に知覚できる低周波音圧レベル(G特性音圧レベル)に関する参考値 「低周波空気振動調査報告書」(昭和59年12月　環境庁大気保全局)による一般環境中に存在する低周波音圧レベル(平坦特性)に関する参考値 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年10月　環境庁大気保全局)、「低周波音の感覚と評価に関する基礎研究」（昭和55年　文部省科学研究費「環境科学」特別研究)による影響が生じると考えられる参考値

5.3　振動

〈調査の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">振動</td><td>振動の状況
・環境振動（L_{10}）</td><td rowspan="2">「振動レベル測定法」（JIS Z 8735）及び「振動規制法施行規則」に準拠する。</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。

2. 調査地点
対象事業実施区域の振動の状況を代表する箇所のうち、住居等保全対象の分布を考慮し、対象事業実施区域敷地境界 1 地点及びその周辺の集落付近 2 地点とする。</td><td rowspan="4">平日の代表的な 1 日（24 時間）及び周辺事業場の休業日 1 日（24 時間）
年 2 回（秋季）</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>・道路交通振動（L_{10}）</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。

2. 調査地点
工事用車両の主要な走行経路になることが想定される 3 地点とする。</td></tr>
<tr><td>地盤の状況
・地盤卓越振動数</td><td>道路環境影響評価の技術手法（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に定める測定方法により大型車の単独走行 10 台について測定する。</td><td>道路交通振動の調査地点と同様とする。</td></tr>
<tr><td>道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</td><td>車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録する。</td><td>1. 調査地域
道路交通振動の調査地域と同じとする。

2. 調査地点
道路交通振動と同様とする。</td><td>下記の既存測定データを収集、整理する。
「平成 27 年度道路交通センサス」</td></tr>
</table>

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="5">振動</td><td>振動の状況
・環境振動（L_{10}）</td><td rowspan="2">「振動レベル測定法」（JIS Z 8735）及び「振動規制法施行規則」に準拠する。</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。
2. 調査地点
対象事業実施区域の振動の状況を代表する箇所のうち、住居等保全対象の分布を考慮し、対象事業実施区域敷地境界 1 地点及びその周辺の集落付近 2 地点とする。</td><td rowspan="4">平日の代表的な 1 日（24 時間）及び周辺事業場の休業日 1 日（24 時間）
年 2 回（秋季）</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>・道路交通振動（L_{10}）</td><td>1. 調査地域
対象事業実施区域及び周辺とする。
2. 調査地点
廃棄物運搬車両の主要な走行経路になることが想定される 3 地点とする。</td></tr>
<tr><td>地盤の状況
・地盤卓越振動数</td><td>道路環境影響評価の技術手法（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）に定める測定方法により大型車の単独走行 10 台について測定する。</td><td>道路交通振動の調査地点と同様とする。</td></tr>
<tr><td>道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</td><td>車種別・方向別交通量、走行速度、道路構造等を記録する。</td><td>1. 調査地域
道路交通振動の調査地域と同じとする。

2. 調査地点
道路交通振動と同様とする。</td><td>下記の既存測定データを収集、整理する。
「平成 27 年度道路交通センサス」</td></tr>
</table>

〈現地調査計画地点図〉

凡例

- ●：環境振動
- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界

0 0.5 1 2 km

図 5.3.1
環境振動の調査地点

〈現地調査計画地点図〉

凡例

- ●：道路交通振動
- ：工事用車両・運搬車両の主要運行ルート
- ：運搬車両の主要運行ルート
- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界

0 0.5 1 2 km

図 5.3.2
道路交通振動、交通量調査の調査地点

備考：地点 4 は調査地点付近の状況を踏まえ、方法書から調査地点の位置を移動した。

〈予測及び評価の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の実施</td><td>建設機械の稼働</td><td rowspan="5">振動</td><td>建設機械の稼働による振動レベル（L_{10}）の状況</td><td>1. 予測地域
工事の実施により振動レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。
2. 予測地点
敷地境界及び現地調査地点とする。</td><td>建設機械の稼働台数が最大となる時期とする。</td><td>工事計画に基づき、建設機械の配置、種類を設定する。発生する振動レベル、予測地点までの減衰式は、「建設作業振動対策マニュアル（1994 年、（社）日本建設機械化協会）」を参照する。</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行</td><td>資材運搬等の車両の走行による道路交通振動レベル（L_{10}）の状況</td><td>1. 予測地域
工事の実施により振動レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。
2. 予測地点
施工時の工事用車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した現地調査地点とする。</td><td>資材運搬等の車両の走行台数が最大となる時期とする。</td><td>工事計画により資材運搬等の車両の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）」の「建設省土木研究所の提案式」による道路交通振動の予測を行う。なお、地盤の状況は現地調査における地盤卓越振動数を用いる。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼働</td><td>施設の稼働による振動レベル（L_{10}）の状況</td><td>1. 予測地域
土地又は工作物の存在及び供用に伴い振動レベルの変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。
2. 予測地点
敷地境界及び現地調査地点とする。</td><td rowspan="2">供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。</td><td>施設計画に基づき、振動源の配置、種類を設定する。発生する振動レベルは既存資料調査結果に基づき設定する。
予測地点の振動レベルは「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省、平成 18 年 9 月）」に記載された方法により、予測地点までの距離を考慮した伝搬式を用いて予測する。</td></tr>
<tr><td>廃棄物の搬出入</td><td>供用時の自動車交通による振動レベル（L_{10}）の状況</td><td>1. 予測地域
土地又は工作物の存在及び供用に伴い振動レベルの変化が想定される地域として、調査地域と同様とする。
2. 予測地点
供用時の廃棄物運搬車両の走行が想定される主要な走行経路上で、住居等保全すべき対象を考慮した現地調査地点とする。</td><td>廃棄物運搬車両の走行台数を設定し、「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所）の「建設省土木研究所の提案式」による道路交通振動の予測を行う。なお、地盤の状況は現地調査における地盤卓越振動数を用いる。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
周辺に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）による規制基準
「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年新潟県条例第 51 号）による規制基準
文献等で示されている振動体感閾値</td></tr>
</table>

5.4 悪臭

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
悪臭・気象	悪臭の状況 ・特定悪臭物質（22 物質） ・臭気指数*	悪臭防止法に定める方法に準拠する。 ・特定悪臭物質は、「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年環境庁告示第 9 号）に定める測定方法による。 ・臭気指数は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年環境庁告示第 63 号）に定める測定方法による。	1. 調査地域 土地又は工作物の存在及び供用により悪臭の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域周辺とする。 2. 調査地点 住居等、保全すべき対象等及び土地利用等を考慮した対象事業実施区域内の風上、風下の 2 地点と周辺の集落 2 地点とする。	気温が高く悪臭の影響が出やすい夏季とし（8 月）、年 1 回	気象の状況について気象庁データを整理する。
	気象の状況 ・風向、風速	「地上気象観測指針」に準拠する。	1. 調査地域 対象事業実施区域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域内 1 地点	既存の調査資料との比較検討を行うため、年間の大気の状況が把握できる通年	下記の既存測定データの 1 時間値を過去 10 ヵ年分収集、整理する。 「新津地域気象観測所」

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測の基本的な手法
土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	悪臭	施設の稼働に伴う臭気指数又は臭気の濃度の状況の変化又は特定悪臭物質の濃度の変化	1. 予測地域 土地又は工作物の存在及び供用に伴い悪臭の変化が想定される地域とし、調査地域と同様とする。 2. 予測地点 現地調査地点とする。	供用後の事業活動が概ね定常状態に達した時期とする。	類似事例の調査、解析により推定する。 事業計画から維持管理値等の排ガス量が把握できるものについては、大気拡散モデル（プルーム式及びパフ式）により予測する。 事業計画から排ガス量が特定できないものについては、施設計画等を踏まえて、同規模、同処理方式の類似事例から臭気の広がりを定性的に予測する。
			施設から漏洩する悪臭の状況			施設計画等を踏まえて、同規模、同処理方式の類似事例から臭気の広がりを定性的に予測する。
評価の手法						
評価		○回避・低減に係る評価 周辺環境に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。 ○基準又は目標との整合に係る評価 以下の悪臭に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 「悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）による規制基準」			

〈現地調査計画地点図〉

凡例

- ●：悪臭調査地点
- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界

0 0.5 1 2 km

図 5.4.1
悪臭の調査地点

5.5 水質

〈調査の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">水質</td><td>濁度又は浮遊物質量の状況
・SS
・濁度
・一般観測項目（気温、水温、臭気、色度、透視度、電気伝導度）
土質の状況
・土粒子の性状</td><td>水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法による。</td><td rowspan="2">1.調査地域
事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事中の排水放流先である河川とする※。
（※図 5.5.1 参照）

2.調査地点
対象事業実施区域からの排水及び濁水の流入が考えられる河川の直下流の地点の 1 地点とする。</td><td rowspan="2">年間の水質及び流量等の変化を考慮して年 4 回及び降雨時 2 回とする。
土粒子の性状は年 1 回とする。</td><td rowspan="2">下記の既存測定データを収集、整理する。
「公共用水域水質測定結果」</td></tr>
<tr><td>流量の状況
・流速、水位、流量</td><td>流速は流速計による方法、流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法による。</td></tr>
<tr><td>気象の状況
・降水量</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>下記の既存測定データを収集整理する。
「降雨量等（：最寄りの地域気象観測所の観測値（新津地域気象観測所を想定））」、「環境白書」等</td></tr>
</table>

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">水質</td><td>生物化学的酸素要求量の状況
・BOD
・一般観測項目（気温、水温、臭気、色度、透視度、電気伝導度）
濁度又は浮遊物質量の状況
・SS
・濁度</td><td>水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法による。</td><td rowspan="2">1.調査地域
事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの供用時の排水放流先である河川とする※。
（※図 5.5.1 参照）

2.調査地点
対象事業実施区域からの排水及び濁水の流入が考えられる河川の直下流の地点の 1 地点とする。</td><td rowspan="2">年間の水質及び流量等の変化を考慮して年 4 回及び降雨時 2 回とする。</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>流量の状況
・流速、水位、流量</td><td>流速は流速計による方法、流量は流路の断面形状及び平均流速から算出する方法による。</td></tr>
<tr><td>気象の状況
・降水量</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>下記の既存測定データを収集整理する。
「降雨量等（：最寄りの地域気象観測所の観測値（新津地域気象観測所を想定））」、「環境白書」等</td></tr>
</table>

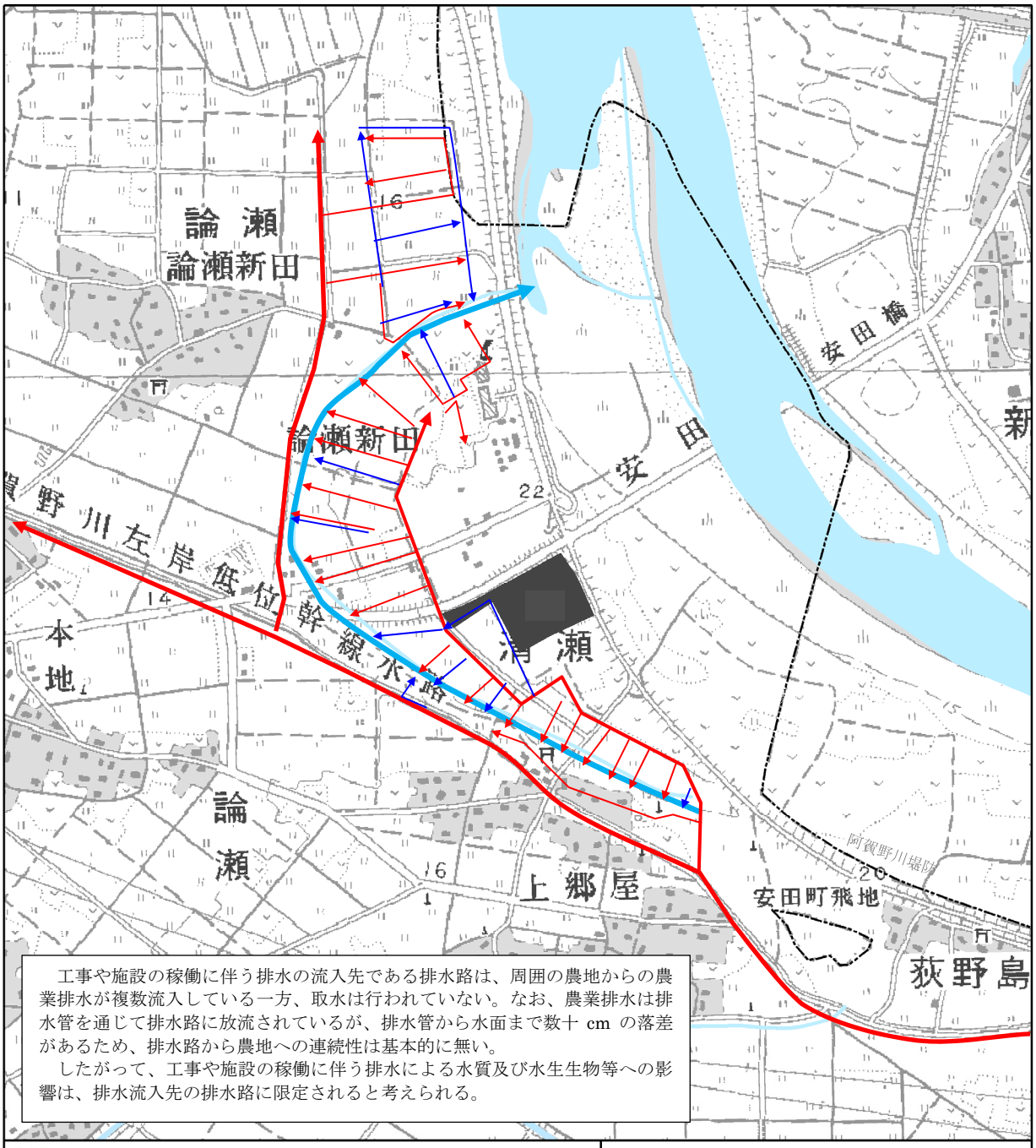

凡例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：工事や施設の稼働に伴う排水の流入先排水路
- ：農業用水路
- ：農業排水路

0 150 300 600 m

図 5.5.1

対象事業実施区域周辺の取排水状況

〈現地調査計画地点図〉

凡例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：調査地域
- ：河川・水路等
- ：水質調査地点

0 150 300 600 m

図 5.5.2
水質の調査地点

〈予測及び評価の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td>工事の実施</td><td>造成工事及び施設の設置等</td><td>水の濁り（浮遊物質量）</td><td>造成の工事及び施設の設置等による環境中の浮遊物質量の濃度の変化の程度</td><td>1. 予測地域
水の濁りの変化が把握できる範囲として、調査地域と同様とする。

2. 予測地点
調査地点と同様とする。</td><td>工事実施中で造成の工事及び施設の設置等の影響が最大となる時期とする。</td><td>現地調査結果と施設の工事計画からの非降雨時と降雨時の排水量と排出濃度を踏まえ、単純混合式による予測を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
水質等に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
予測結果と評価の目標とした環境保全施策との整合性を比較することにより評価を行う。なお、濁水処理水による濃度変化の程度を明らかにし、目標達成、維持に支障となるか否かという相対評価をもって検討する。</td></tr>
</table>

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td rowspan="2">施設の稼働</td><td>水の汚れ（生物化学的酸素要求量）</td><td>施設からの生活排水による環境中の生物化学的酸素要求量の濃度の変化の程度</td><td rowspan="2">1. 予測地域
水の汚れ、水の濁りの変化が把握できる範囲として、調査地域と同様とする。

2. 予測地点
調査地点と同様とする。</td><td rowspan="2">供用後で施設が稼働している時期とする。</td><td rowspan="2">現地調査結果と施設の稼働計画からの排水量と排出濃度を踏まえ、単純混合式による予測を行う。</td></tr>
<tr><td>水の濁り（浮遊物質量）</td><td>施設からの生活排水による環境中の浮遊物質量の濃度の変化の程度</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
水質等に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の水質汚濁に係る基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)</td></tr>
</table>

5.6　地下水の水位及び水質

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
地下水の水位及び水質	地下水の水位の状況	対象事業実施区域周辺で実施されるボーリング調査結果による。	1. 調査地域 対象事業実施区域とする。 2. 調査地点 調査地点は対象事業実施区域内の 1 地点とする。	ボーリング調査時の 1 回とする。	下記の既存測定データを収集整理する。 「対象事業実施区域近傍の地下水の観測値（現在稼働中の廃棄物処分場を想定）」
	地質の状況	地質の状況については、上記ボーリング調査による。			下記の既存測定データを収集整理する。 「土地分類基本調査地形分類図及び表層地質図」
	気象の状況	－	－	－	下記の既存測定データを収集整理する。 「最寄り地域気象観測所の降雨量観測値（新津地域気象観測所を想定）」
	地下水の利用の状況	－	－	－	五泉市等の情報による。

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測の基本的な手法
存在・供用による影響	施設の稼働	地下水の水位	施設の稼働による地下水位の変化の程度について事例の引用により定性的に予測する。	1. 予測地域 対象事業実施区域とする。 2. 予測地点 対象事業実施区域及び調査結果に基づく地下水利用地点とする。	供用後で施設が稼働している時期とする。	ボーリング調査による地下水位と地質構造等の結果と施設稼働計画による揚水量を踏まえ、近傍の施設での地下水利用の状況から定性的な予測とする。
評価の手法						
評価		○回避・低減に係る評価 地下水の水位に及ぼす影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。				

〈現地調査計画地点図〉

凡例

- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：河川・水路等
- ：地下水の水位調査地点

0 150 300 600 m

図 5.6.1
地下水位の調査地点

5.7　動物

〈調査の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
動物	脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況	以下に示す調査手法による。	以下に示す調査地域、調査地点による。	以下に示す調査期間等による。	下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。 「周辺地区での既存環境調査資料」、「新潟県、五泉市他近隣における動植物調査資料」
	動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況	〃	〃	〃	
	哺乳類 生息種及び保全すべき種の生息状況（個体数又は生息密度、分布状況、生息環境等）	目視観察 フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法 夜間調査法	1. 調査地域 対象事業実施区域及び周辺 200ｍの範囲を基本とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 無人撮影装置及び小型哺乳類を対象としたトラップは、草地に複数設置する。	春季、夏季、秋季、冬季の年４回	
	鳥類 生息種及び保全すべき種の生息状況（個体数又は生息密度、分布状況、繁殖状況、生息環境等）	目視観察 ラインセンサス法 定点観察法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 ラインセンサスは主に耕作地（水田）周辺のルート、定点調査は調査地域を見渡せる箇所 2 地点程度とする。	春季、夏季、秋季、冬季、繁殖期の年５回	
	両生類・爬虫類 生息種及び保全すべき種の生息状況（個体数又は生息密度、分布状況、生息環境等）	目視観察 任意採集	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。	春季、夏季、秋季、繁殖期の年４回	
	昆虫類 生息種及び保全すべき種の生息状況（個体数又は生息密度、分布状況、生息環境等）	任意採集 目視観察 トラップ法	1. 調査地域 「哺乳類」の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。 昆虫類を対象としたトラップは、湿性草地や樹林周辺の乾性草地に設置する。	早春季、春季、初夏季、夏季、秋季の年５回	

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="2">動物</td><td>魚類

生息種及び保全すべき種の生息状況（個体数又は生息密度、分布状況、生息環境等）</td><td>目視観察
捕獲調査</td><td rowspan="2">1. 調査地域
事業の実施により底生動物の生息環境の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域及びその周辺とする。

2. 調査地点
任意採集は調査域内の水域全域とする。
定量採集は、調査地域のうち、対象事業実施区域下流端と排水の影響のない上流端の各 1 地点、及び改変が想定される 1 地点とする。</td><td>春季、夏季、秋季、冬季の年 4 回</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>底生動物

生息種及び保全すべき種の生息状況（個体数又は生息密度、分布状況、生息環境等）</td><td>定性採集
定量採集</td><td>早春季、春季、夏季、秋季の年 4 回</td></tr>
</table>

〈予測及び評価の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工事の実施</td><td rowspan="2">造成工事及び施設の設置等</td><td>重要な動物種</td><td>直接的・間接的影響による動物相の概要及び重要な動物種の生息状況の変化の程度</td><td rowspan="2">1. 予測地域
調査地域と同様とする。

2. 予測地点
予測地域全域とする。</td><td rowspan="2">工事の影響が最大となる時期とする。</td><td rowspan="4">直接的影響は、事業計画及び保全対策による改変域を把握し、重要な動物種の生息域及び注目すべき生息地と重ね合わせることにより改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により動物の生息状況の変化を予測する。

間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。</td></tr>
<tr><td>注目すべき生息地</td><td>直接的・間接的影響による注目すべき生息地の変化の程度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td rowspan="2">地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働</td><td>重要な動物種</td><td>施設の存在による動物相の概要及び重要な動物の変化の程度</td><td rowspan="2">1. 予測地域
調査地域と同様とする。

2. 予測地点
予測地域全域とする。</td><td rowspan="2">工事が完了した時期とする。</td></tr>
<tr><td>注目すべき生息地</td><td>施設の存在による動物に係る注目すべき生息地の変化の程度</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</td></tr>
</table>

〈現地調査計画地点図〉

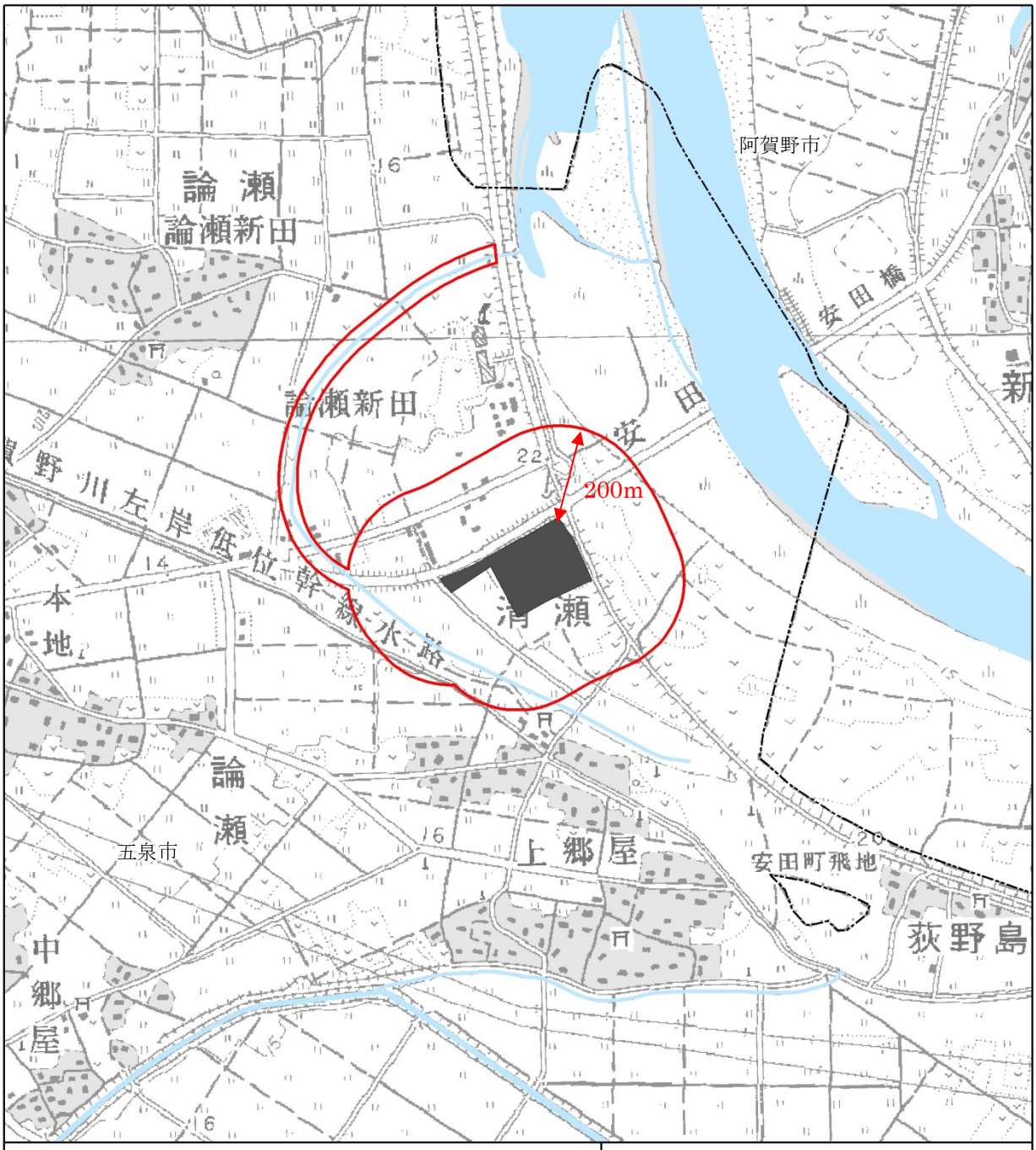

凡例

：調査地域

：対象事業実施区域

：市界

：河川・水路等

0 150 300 600 m

図 5.7.1
動物の調査地域

5.8　植物

〈調査の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
植物	種子植物その他主な植物に関わる植物相及び植生の状況	以下に示す調査手法による。	以下に示す調査地域、調査地点による。	以下に示す調査期間等による。	下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。 「周辺地区での既存環境調査資料」、「新潟県、五泉市他近隣における植物調査資料」
	植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 ・重要な植物種 生育種及び重要な植物種の生育状況（個体数又は生育密度、分布状況、生育環境等）	調査地域内を踏査し、出現するシダ植物以上の高等植物種を記録する方法とする。	1. 調査地域 事業の実施により植物相に対する影響が想定される地域とし、対象事業実施区域及び周辺 200mの範囲とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。	・春季、初夏、夏季、秋季の年 4 回	
	・重要な群落 植物群落及び重要な群落の分布、組成及び構造等	現地踏査による植生の判読と航空写真判読による植生分布の確認を行い、重要な群落を抽出する。 重要な群落に調査地点を設定し、ブラウンーブランケ法の全推定法による群落コドラート調査を行う。	1. 調査地域 「植物相」の調査地域と同様とする。 2. 調査地点 調査地域全域とするコドラートは植生区分ごとに 2 箇所程度設定する。	・田植え後の夏季から秋季で色調により植生が確認しやすい時期1回	

〈予測及び評価の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－〉

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測の基本的な手法
工事の実施	造成工事及び施設の設置等	重要な植物種	直接的・間接的影響による植物相の概要及び重要な植物種の変化の程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 予測地点は、重要な植物種については対象種の生育地とし、重要な群落については対象の分布地とする。	工事の影響が最大となる時期とする。	直接的影響は、事業による改変域を把握し、調査結果と重ね合わせることにより改変の程度を予測する。 その際、重要な植物種及び重要な群落の保全上の重要度等に応じた結果の整理を行う。 間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生育環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。
		重要な群落	直接的・間接的影響による重要な群落の変化の程度			
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	重要な植物種	直接的・間接的影響による植物相の概要及び重要な植物種の変化の程度。		工事が完了した時期とする。	
		重要な群落	直接的・間接的影響による重要な群落の変化の程度。			
評価の手法						
評価		○回避・低減に係る評価 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。				

〈現地調査計画地点図〉

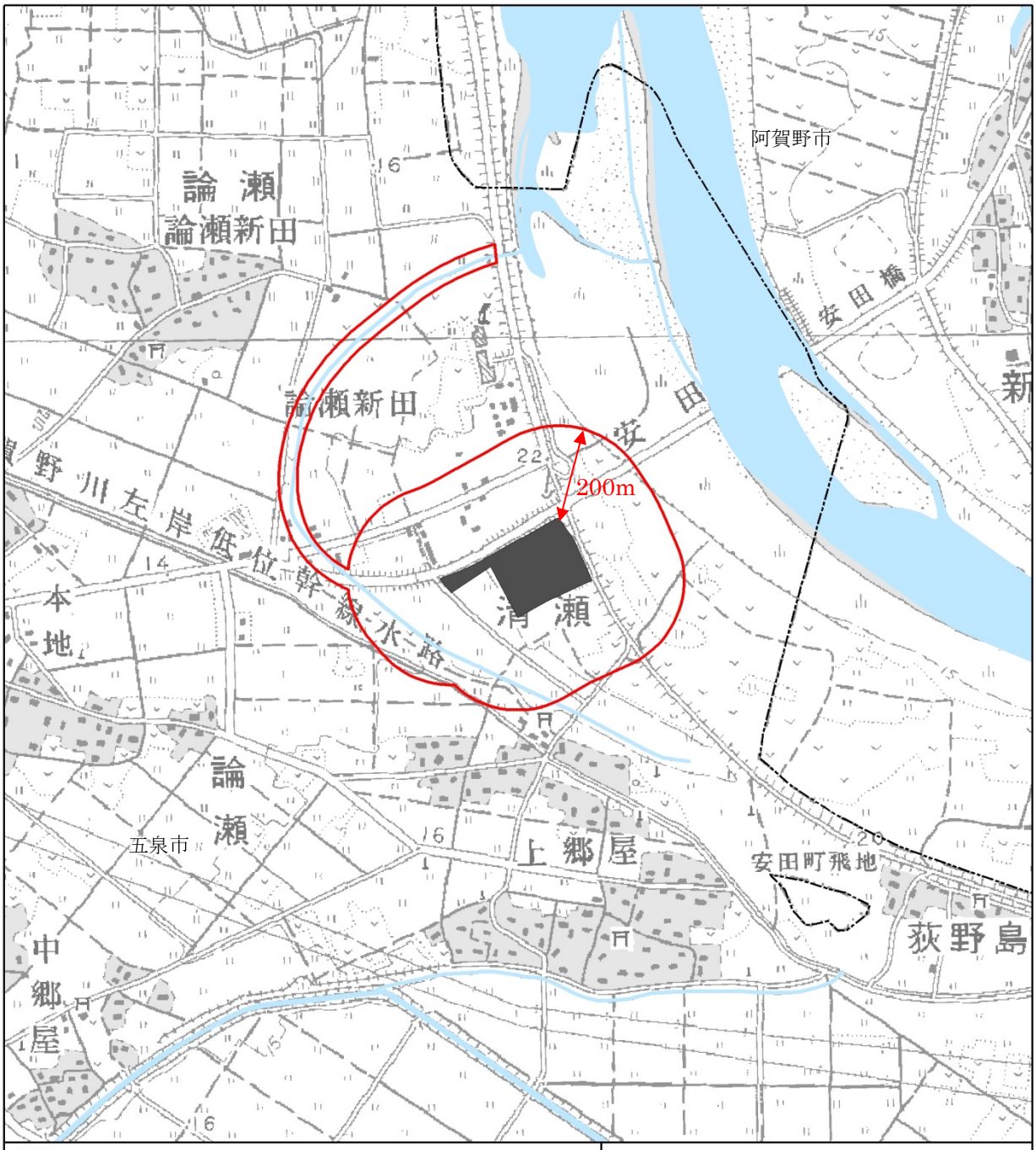

凡例

：調査地域

：対象事業実施区域

：市界

：河川・水路等

0 150 300 600 m

図 5.8.1
植物の調査地域

5.9　生態系

〈調査の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
生態系	動植物その他の自然環境に係る概況	以下に示す調査手法による。	以下に示す調査地域、調査地点による。	以下に示す調査期間等による。	下記の既存調査データ、資料等を収集、整理する。 「周辺地区での既存環境調査資料」、「新潟県、五泉市他近隣における動植物調査資料」
	複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境もしくは生育環境の状況	前項の動物、植物の調査結果を整理することにより、注目種の抽出、生態や他の動植物との関係又は生息・生育環境の把握を行う。 又、必要に応じその他の既存資料の収集又は追加の現地調査を行う。	1. 調査地域 調査地域は、植物及び動物の調査範囲に準じ、対象事業実施区域及び周辺 200ｍの範囲とする。 2. 調査地点 調査地域全域とする。	前項の動物、植物調査に準じる。	

〈予測及び評価の手法－工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用－－〉

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測の基本的な手法
工事の実施	造成工事及び施設の設置等	地域を特徴づける生態系	直接的・間接的影響による注目種の生息・生育状況の変化の程度。 直接的影響として、建設機械の稼働、間接的影響として資材運搬等の車両通行、建設機械の稼働。 なお、注目種については、地域を特徴づける生態系（水田等）ごとに、確認種等から選定する。	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 予測地域全域とする。	工事の影響が最大となる時期とする。	直接的影響は、事業による改変域を把握し、注目種の存続に関わる環境条件及び生物種の改変の程度を予測した上で、事例の引用又は解析により注目種の生息・生育状況の変化、生物種間の関係性の変化を予測する。 間接的影響は、他の関連する項目の予測結果を踏まえ、生息環境条件の変化の程度等を把握した上で、事例の引用又は解析により予測する。
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働	地域を特徴づける生態系	直接的・間接的影響による注目種の生息・生育状況の変化の程度。 なお、注目種については、地域を特徴づける生態系（水田等）ごとに、確認種等から選定する。		工事が完了した時期とする。	
評価の手法						
評価		○回避・低減に係る評価 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。				

〈現地調査計画地点図〉

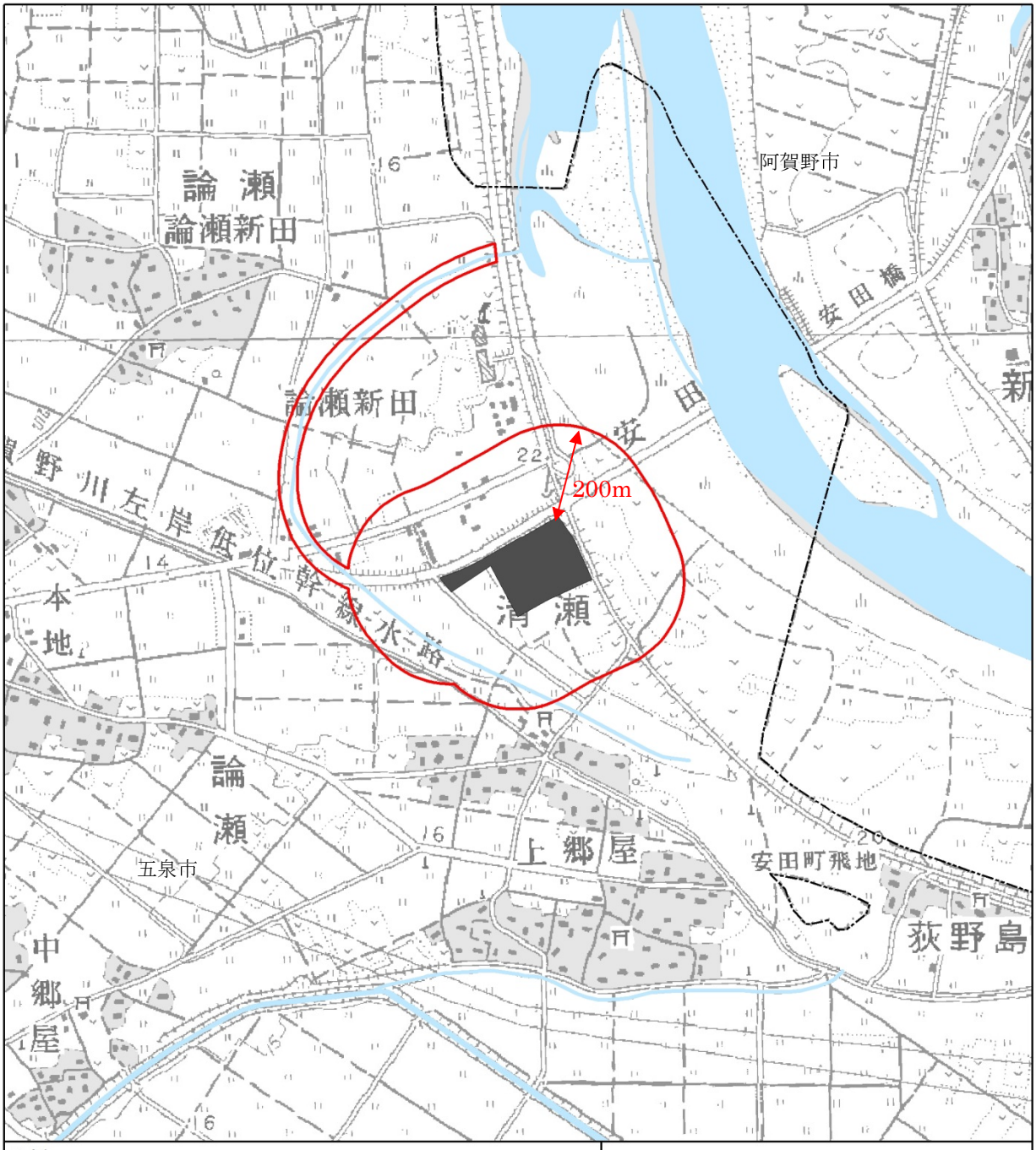

凡例

- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：河川・水路等

0 150 300 600 m

図 5.9.1
生態系の調査地域

5.10　景観

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">調査すべき情報</th><th colspan="3">現地調査</th><th rowspan="2">文献調査</th></tr>
<tr><th>調査の基本的な手法</th><th>調査地域・調査地点</th><th>調査期間等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">景観</td><td>主要な眺望点の概況</td><td>園地等の活動の場、ハイキングコース等の動線、地域住民が利用する公民館等の公共施設、居住地、幹線道路等から主要な眺望地点を抽出し、現地踏査等により利用状況、眺望特性を整理する。</td><td rowspan="2">1. 調査地域
景観への影響が及ぶおそれのあると認められる地域とする。
2. 調査地点
対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点を調査地点とした。
・安田橋運動公園
・神明宮
・論瀬新田バス停
・五泉パーキングエリア（上り）</td><td rowspan="2">調査時期は対象事業実施区域周辺の特徴である田園風景の主要構成要素である水田の状況から稲が生育した夏季と刈取り後の秋季の 2 回とする。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>主要な眺望景観の状況</td><td>主要な眺望点から景観資源を望む写真撮影を行うとともに、構成、構図、対象事業実施区域の見え方等を整理する。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>景観資源の状況</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>自然環境保全基礎調査等の文献その他の資料による情報の収集、整理とする。</td></tr>
</table>

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>地形改変後の土地及び施設の存在</td><td>景観
（主要な眺望景観）</td><td>主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の、対象事業実施区域を見込む眺望景観の変化</td><td>1. 予測地域
調査地域と同様とする。
2. 予測地点
調査地点と同様とする。</td><td>工事が完了し、供用を開始した時期とする。</td><td>モンタージュ写真等により将来の眺望の状況を予測した上で事例の引用又は解析により、印象の変化等について予測する。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
眺望景観への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</td></tr>
</table>

〈現地調査計画地点図〉

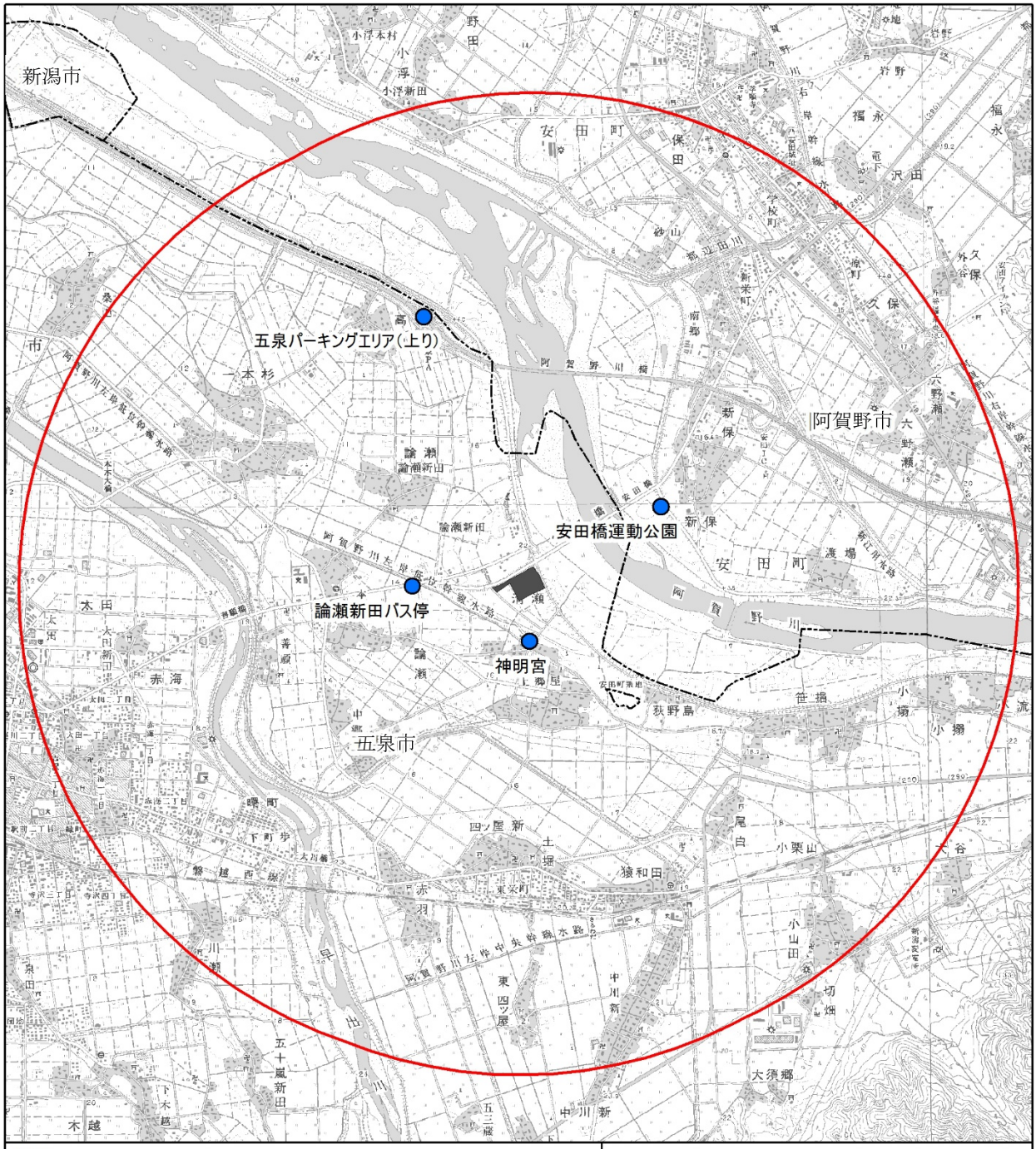

凡例

- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：景観調査地点

0 0.5 1 2 km

図 5.10.1
景観の調査地域、調査地点

5.11　人と自然との触れ合いの活動の場

〈調査の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

項目	調査すべき情報	現地調査			文献調査
		調査の基本的な手法	調査地域・調査地点	調査期間等	
人と自然との触れ合いの活動の場	人と自然との触れ合いの活動の場の概況	－	－	－	地形図、土地利用現況図、観光案内冊子等の資料の収集、整理とする。
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況	カウント調査及びアンケート調査とする。	1. 調査地域 人と自然との触れ合いの活動の場への影響が及ぶおそれのあると認められる地域とする。 2. 調査地点 対象事業実施区域の近傍の以下の 2 地点を調査地点とした。 ・安田橋運動公園 ・諏訪宮（上郷屋オハツキイチョウ）	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の予測、評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握できる時期として、春、夏、秋の 3 季の休日とする。	－

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

環境影響要因		環境要素	予測の手法			
			予測内容	予測地域・予測地点	予測対象時期等	予測の基本的な手法
土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用環境の変化の程度並びに人と自然との触れ合いの活動の場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度	1. 予測地域 調査地域と同様とする。 2. 予測地点 ・安田橋運動公園 ・諏訪宮（上郷屋オハツキイチョウ）	供用後で施設が稼働している時期とする。	類似事例又は既存知見に基づく手法とする。
評価の手法						
評価	○回避・低減に係る評価 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。					

〈現地調査計画地点図〉

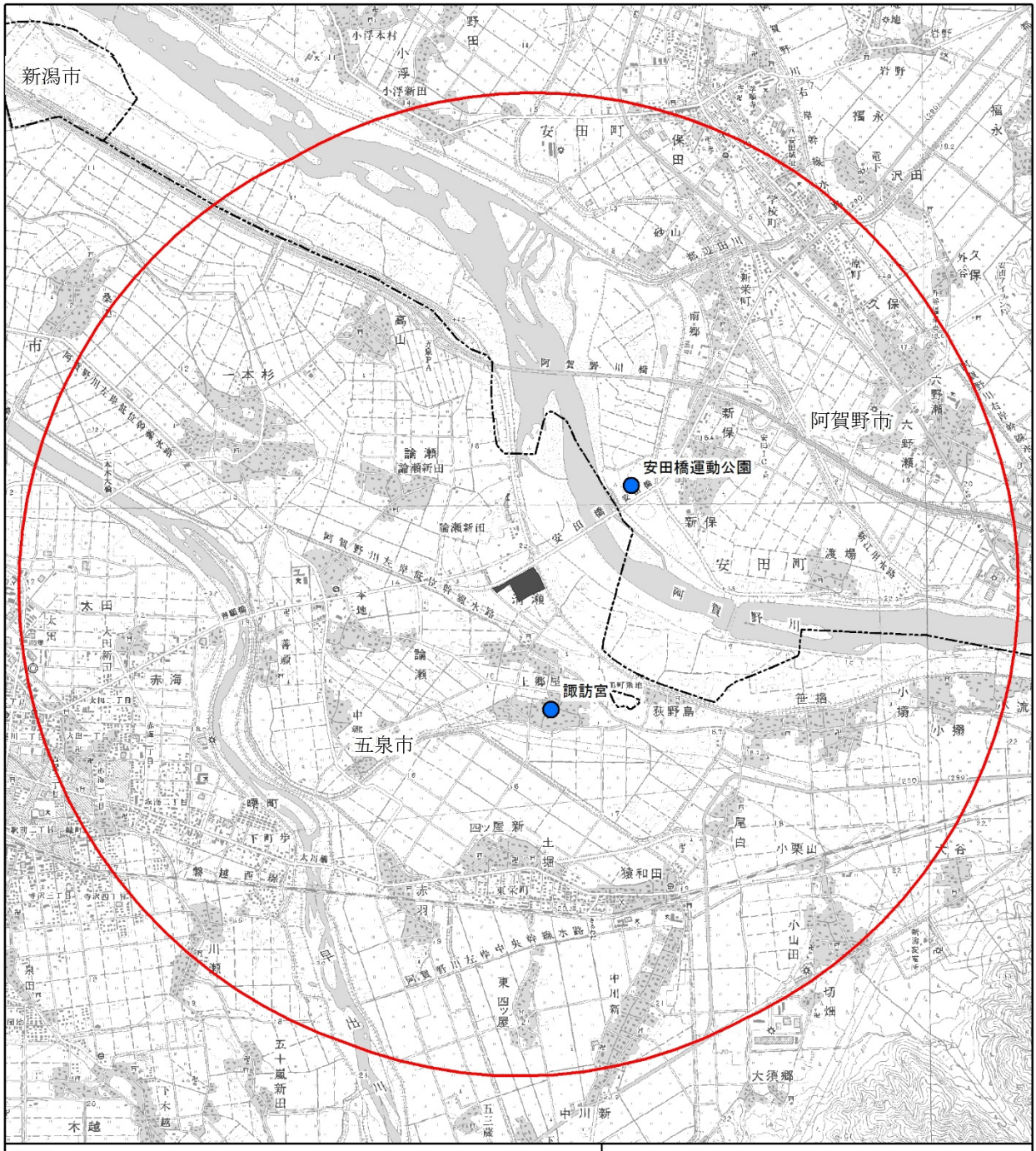

凡例

- ：調査地域
- ：対象事業実施区域
- ：市界
- ：人と自然との触れ合いの活動の場調査地点

0 0.5 1 2 km

図 5.11.1
人と自然との触れ合いの活動の場の調査地域、調査地点

5.12　廃棄物等

〈調査の手法〉

廃棄物等については、工事計画及び事業計画に基づく調査が主となるため現地調査は行わない。

〈予測及び評価の手法－工事の実施－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td>工事の実施</td><td>造成工事及び施設の設置等</td><td>建設工事に伴う副産物</td><td>造成の工事及び施設の設置に伴う建設工事に伴う副産物の種類別の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する。</td><td>1. 予測地域
対象事業実施区域とする。

2. 予測地点
対象事業実施区域全域とする。</td><td>工事の影響が最大となる時期とする。</td><td>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量について、工事計画及び事例の引用により予測する。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
建設工事に伴う副産物の発生抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。
○基準又は目標との整合に係る評価
以下の計画における目標と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。
「国土交通省建設リサイクル推進計画 2014」（平成 26 年 9 月　国土交通省）
「北陸地方建設リサイクル推進計画 2015」（平成 27 年 6 月　北陸地方建設副産物対策連絡協議会）</td></tr>
</table>

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td>土地又は工作物の存在及び供用</td><td>廃棄物の発生</td><td>廃棄物</td><td>ごみ処理施設の稼働に伴う一般廃棄物の発生量及びリサイクル等抑制策による削減状況について予測する。</td><td>1. 予測地域
対象事業実施区域とする。

2. 予測地点
対象事業実施区域全域とする。</td><td>供用後で施設が稼働している時期とする。</td><td>ごみ処理施設の稼働に伴う一般廃棄物の種類ごとの発生量について、事業計画及び事例の引用により予測する。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
一般廃棄物の発抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。</td></tr>
</table>

5.13　温室効果ガス等

〈調査の手法〉

供用時（施設の稼働）に係る温室効果ガス等については、新たな事業活動によって生じる二酸化炭素等の発生量を算定し、予測、評価するものであることから、現地調査は行わない。

〈予測及び評価の手法－土地又は工作物の存在及び供用－〉

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">環境影響要因</th><th rowspan="2">環境要素</th><th colspan="4">予測の手法</th></tr>
<tr><th>予測内容</th><th>予測地域・予測地点</th><th>予測対象時期等</th><th>予測の基本的な手法</th></tr>
<tr><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼働</td><td>二酸化炭素等</td><td>二酸化炭素等の発生量について予測する。</td><td>1.予測地域
対象事業実施区域とする。

2.予測地点
対象事業実施区域全域とする。</td><td>計画目標年次に設定された焼却量となる時期とする。</td><td>ごみ処理施設の施設ごとの温室効果ガス発生量を「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル　平成30年6月　環境省　経済産業省」をもとに算出する。</td></tr>
<tr><td colspan="7">評価の手法</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価</td><td colspan="5">○回避・低減に係る評価
二酸化炭素等の発生が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。</td></tr>
</table>

第6章　調査、予測及び評価の結果

本事業の実施に伴う環境影響の評価は、影響要因の区分である「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」に関し、環境要素の区分 13 項目（大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、地下水の水位及び水質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの場、廃棄物等、温室効果ガス等）を選定し、調査、予測及び評価を行った。

調査、予測及び評価の結果の概要は表 6.1 に示すとおりである。

表 6.1(1)　環境影響評価結果の概要

環境要素	影響要因		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
大気質	工事の実施	建設機械の稼働	**(1)大気質の状況** 各測定項目における調査結果は以下に示すとおりである。環境基準を超過した項目はなかった。 又、降下ばいじん量は 0.8～5.1t/km²/30 日であり、冬季で最も多かった。 **各測定項目の調査結果** （次ページに続く）	建設機械の稼働に伴う季節別降下ばいじん量の予測結果は以下に示すとおりである。 **季節別降下ばいじん量予測結果** 春季：3～5 月、夏季：6～8 月、秋季：9～11 月、冬季：12～2 月	・風が強く、工事により粉じんが発生する場合には散水を行う。 ・天候等の条件により周辺民家に粉じんが飛散するような場合は工事を中止する。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 **(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性** 予測結果は、参考値を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 **【整合を図るべき基準】** ・ スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標[注1]
		資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行	**(2)気象の状況** 1)地上気象の状況 **①気温・湿度** 地点 1 の平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月の平均気温、最高気温、最低気温はそれぞれ 14.2℃、35.7℃、-5.9℃であった。又、平均湿度は 78.8%であった。 **②日射量・放射収支量** 地点 1 の平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月の平均日射量は 0.143 kW/m²であり、平均放射収支量は 0.055kW/m²であった。 **③風向・風速** 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月の期間では東南東の風が卓越しており、ついで東の風が多い傾向がみられた。平均風速は 3.0～4.2m/s であり、静穏率は 1.2～4.0%であった。 最も頻度の高い風速階級は 4 月、12 月を除き 1.0～1.9m/s が最も多く、次いで 2.0～2.9m/s が多くなる傾向がみられた。4 月は 2.0～2.9m/s、12 月は 5.0～6.9m/s がそれぞれ最も多かった。 時間帯平均風速は、最大風速は 1 時に最大、6 時に最小となっており、平均風速は 8 時に最大、18 時に最小となっていた。又、最小風速については明確な時間変化はみられなかった。 （次ページに続く）	工事中の資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測結果は以下に示すとおりである。 **大気質の予測結果** 工事中の資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行に伴う降下ばいじんの予測結果は以下に示すとおりである。 **季節別降下ばいじん量の予測結果** 春季：3～5 月、夏季：6～8 月、秋季：9～11 月、冬季：12～2 月	・事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。 ・最新の排出ガス適合車の使用に努める。 ・車両運行ルートの限定、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 **(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性** 予測結果は環境基準等を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 **【整合を図るべき基準】** ・ 二酸化窒素に係る環境基準 ・ 大気汚染に係る環境基準 ・ スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標[注1]

各測定項目の調査結果

測定項目	平均値	日平均値の最大値	最大濃度	基準との比較
一酸化窒素(ppm)	0.001～0.011	0.001～0.024	0.085	
二酸化窒素(ppm)	0.003～0.009	0.004～0.016	0.041	○
窒素酸化物(ppm)	0.004～0.019	0.005～0.039	0.126	
二酸化硫黄(ppm)	0.001	0.001～0.002	0.002	○
浮遊粒子状物(ppm)	0.008～0.012	0.017～0.024	0.054	○
降下ばいじん (t/km²/30 日)	2.7	－	－	
塩化水素(ppm)	0.0002	0.0004～0.0006	0.0006	○*
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	0.0044～0.0059	－	0.0094	○*
水銀(μg/m³)	0.0015～0.0023	0.0022～0.0037	0.0037	○*

（*：測定日数が 28 日間であるため、参考扱いとする）

季節別降下ばいじん量予測結果

予測地点	降下ばいじん量(t/km²/月)				参考値
	春季	夏季	秋季	冬季	
最大着地濃度地点	4.08	7.55	7.90	4.09	10t/km²/月
地点 2	0.90	1.06	1.07	0.84	
地点 3	0.80	0.80	0.81	0.80	
地点 4	0.80	0.81	0.81	0.81	
地点 5	0.80	0.81	0.80	0.80	

大気質の予測結果

対象物質	予測地点	予測結果	環境基準
二酸化窒素 (ppm)	地点 6	0.021	日平均値 0.04 から 0.06 までのゾーン内又はそれ以下
	地点 7	0.021	
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	地点 6	0.033	日平均値 0.10 以下
	地点 7	0.033	

季節別降下ばいじん量の予測結果

予測地点	降下ばいじん量(t/km²/月)				参考値
	春季	夏季	秋季	冬季	
地点 6	0.91	1.54	1.62	1.02	10t/km²/月
地点 7	0.37	0.52	0.71	0.57	

注 1：環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/km²/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量が比較的高い地域の値は、10t/km²/月(平成 5 年度～9 年度の全国の一般環境大気測定局における降下ばいじん量のデータの上位 2%除外値)である。建設機械の稼動及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による寄与を対象とすると、これらの差である 10 t/km²/月を目標値とした。)

表 6.1(2)　環境影響評価結果の概要

環境要素	影響要因		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
大気質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼動 (排ガス、 機械等の稼動)	(前ページより続く) **④大気安定度** 大気安定度は、現地調査結果のうち風速・日射及び放射収支量の結果を基に、パスキル安定度階級分類表に従い分類した。この結果、平成30年4月～平成31年3月の期間で最も出現頻度が高い安定度はDであり、いずれの月も全体の30～70%を占めていた。次いで安定度Gの出現頻度が高く、全体の20%程度であった。 **2)上層気象の状況** **①逆転層の出現状況** 逆転層の出現率は、春季が32.1%、夏季が25.0%、秋季が39.3%、冬季が28.6%であった。逆転層が最も多く出現している高度は、春季では100～150mで出現数は5回、夏季では50～100m及び150～200mで出現数は3回、秋季、冬季では50～100mで、その出現数は11回、7回であった。 **②風向・風速の鉛直分布** 時間帯による高度別平均風速の変化をみると、春季では高度1000m未満では昼間、1000m以上では夜間の風速がより大きくなる傾向がみられた。夏季では概ね全ての高度で夜間の風速が昼間の風速を上回る傾向がみられた。秋季では時間帯による風速の違いは小さいが、高度600m未満では夜間、600m以上では昼間の風速がより大きくなる傾向がみられた。又、高度200m～600mにかけて風速が小さくなる傾向がみられた。冬季では高度700m以上では時間帯による風速の違いは見られなかった。又、高度の上昇とともに風速は大きくなる傾向がみられた。 季節ごとの高度別の風速・風向の分布の変化をみると、春季、秋季は高度200～300m未満までは東南東の風が卓越する傾向がみられるが、400～500m以上の高度では高度の上昇につれ東南東の風の割合が小さくなり、高度1000m以上では西の風が卓越する傾向がみられた。夏季では風向については同様の傾向がみられるが、東南東の風の風速が西の風の風速よりも大きくなる傾向がみられた。冬季は高度400m以上では、西北西の風以外はほとんど観測されなかった。 (次ページに続く)	**(1) 長期平均濃度予測** 施設の稼働に伴う長期平均濃度予測結果は、以下に示すとおりである。 **排出ガスの影響の予測結果** <table><tr><th>項目</th><th>予測地点</th><th>年平均値</th><th>日平均値</th><th>環境基準等</th></tr><tr><td rowspan="5">二酸化硫黄 (ppm)</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0.001045</td><td>0.003</td><td rowspan="5">日平均値0.04以下</td></tr><tr><td>地点2</td><td>0.001030</td><td>0.003</td></tr><tr><td>地点3</td><td>0.001026</td><td>0.003</td></tr><tr><td>地点4</td><td>0.001017</td><td>0.003</td></tr><tr><td>地点5</td><td>0.001019</td><td>0.003</td></tr><tr><td rowspan="5">二酸化窒素 (ppm)</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0.004379</td><td>0.014</td><td rowspan="5">日平均値0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下</td></tr><tr><td>地点2</td><td>0.004271</td><td>0.014</td></tr><tr><td>地点3</td><td>0.004247</td><td>0.014</td></tr><tr><td>地点4</td><td>0.004175</td><td>0.014</td></tr><tr><td>地点5</td><td>0.004187</td><td>0.014</td></tr><tr><td rowspan="5">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0.011015</td><td>0.031</td><td rowspan="5">日平均値0.10以下</td></tr><tr><td>地点2</td><td>0.011010</td><td>0.031</td></tr><tr><td>地点3</td><td>0.011009</td><td>0.031</td></tr><tr><td>地点4</td><td>0.011006</td><td>0.031</td></tr><tr><td>地点5</td><td>0.011006</td><td>0.031</td></tr><tr><td rowspan="5">ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0.005150</td><td>—</td><td rowspan="5">日平均値0.6以下</td></tr><tr><td>地点2</td><td>0.005099</td><td>—</td></tr><tr><td>地点3</td><td>0.005088</td><td>—</td></tr><tr><td>地点4</td><td>0.005057</td><td>—</td></tr><tr><td>地点5</td><td>0.005062</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="5">水銀 (μg/m³)</td><td>最大着地濃度地点</td><td>0.001945</td><td>—</td><td rowspan="5">日平均値0.04以下</td></tr><tr><td>地点2</td><td>0.001930</td><td>—</td></tr><tr><td>地点3</td><td>0.001926</td><td>—</td></tr><tr><td>地点4</td><td>0.001917</td><td>—</td></tr><tr><td>地点5</td><td>0.001919</td><td>—</td></tr></table> **(2) 短期高濃度予測** 施設の稼働に伴う短期高濃度予測結果は、以下に示すとおりである。 **各条件下における予測結果** <table><tr><th>評価の項目</th><th>物質</th><th>予測濃度 (最大着地濃度地点)</th><th>環境基準等</th></tr><tr><td rowspan="4">一般的な気象条件下</td><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.003295</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.023588</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.050432</td><td>1時間値0.20以下</td></tr><tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.002758</td><td>1時間値0.02以下</td></tr><tr><td rowspan="4">上層逆転層発生時 (リッド状態)</td><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.004564</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.027657</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.050855</td><td>1時間値0.20以下</td></tr><tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.004874</td><td>1時間値0.02以下</td></tr><tr><td rowspan="4">接地逆転層崩壊時 (フュミゲーション発生時)</td><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.005125</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.028417</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.051042</td><td>1時間値0.20以下</td></tr><tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.005809</td><td>1時間値0.02以下</td></tr><tr><td rowspan="4">ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時</td><td>二酸化硫黄(ppm)</td><td>0.002386</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>二酸化窒素(ppm)</td><td>0.020118</td><td>1時間値0.1以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質(mg/m³)</td><td>0.050129</td><td>1時間値0.20以下</td></tr><tr><td>塩化水素(ppm)</td><td>0.001243</td><td>1時間値0.02以下</td></tr></table>	・排ガス処理設備を設置する。 ・大気汚染防止法等の規制基準値を下回る環境保全管理値を設定する。 ・灰ピット・薬剤処理設備等の灰処理設備を適切に整備し、焼却灰の飛散を防止する。 ・施設の点検、整備を十分行う。 ・プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に焼却灰等が拡散しない構造とする。 (次ページに続く)	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 **(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性** 予測結果は環境基準等を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 **【整合を図るべき基準】** ・大気汚染に係る環境基準 ・二酸化窒素に係る環境基準 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・中央環境審議会による環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針 ・中央公害対策審議会答申による短期暴露指針 ・環境庁大気保全局通達 ・スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標[注1] (次ページに続く)

注 1：環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/km²/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量が比較的高い地域の値は、10t/km²/月(平成5年度～9年度の全国の一般環境大気測定局における降下ばいじん量のデータの上位2%除外値)である。施設の稼動による寄与を対象とすると、これらの差である10 t/km²/月を目標値とした。)

表 6.1(3)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th>環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大気質</td><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼動
(排ガス、
機械等の稼動)</td><td rowspan="2">(前ページより続く)</td><td>(3)施設から飛散する粉じん等
エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設共に建屋構造とする計画としており、分別作業、破砕・選別作業及び焼却灰・飛灰の処理はすべて屋内で行われる。又、プラットホーム内は負圧を維持する等、施設内部で発生する粉じん等を施設外へ拡散させない構造とする計画である。
又、現行施設稼動時の対象事業実施区域における降下ばいじん量の現地調査結果は、「道路環境影響評価の技術手法　平成24度版」(平成25年3月　国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所)による参考値[注1]を下回る結果であった。
そのため、施設の供用後においても降下ばいじん量は参考値を下回ると考えられる。
以上のことから、施設の稼働に伴い飛散する降下ばいじんの影響は小さいものと予測される。</td><td>(前ページより続く)</td><td>(前ページより続く)</td></tr>
<tr><td>廃棄物の搬出入</td><td>廃棄物の搬出入に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測結果は、以下に示すとおりである。

<table>
<tr><th colspan="4">排出ガスの影響の予測結果</th></tr>
<tr><th>対象物質</th><th>予測地点</th><th>予測結果</th><th>環境基準</th></tr>
<tr><td rowspan="3">二酸化窒素
(ppm)</td><td>地点6</td><td>0.021</td><td rowspan="3">日平均値0.04から0.06までのゾーン内又はそれ以下</td></tr>
<tr><td>地点7</td><td>0.021</td></tr>
<tr><td>地点8</td><td>0.021</td></tr>
<tr><td rowspan="3">浮遊粒子状物質
(mg/m³)</td><td>地点6</td><td>0.033</td><td rowspan="3">日平均値0.10以下</td></tr>
<tr><td>地点7</td><td>0.033</td></tr>
<tr><td>地点8</td><td>0.033</td></tr>
</table>

廃棄物の搬出入に伴う降下ばいじんの予測結果は、以下に示すとおりである。

<table>
<tr><th colspan="6">季節別降下ばいじん量の予測結果</th></tr>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="4">降下ばいじん量(t/km²/月)</th><th rowspan="2">参考値</th></tr>
<tr><th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th></tr>
<tr><td>地点6</td><td>0.37</td><td>0.62</td><td>0.63</td><td>0.37</td><td rowspan="3">10t/km²/月</td></tr>
<tr><td>地点7</td><td>0.41</td><td>0.54</td><td>0.69</td><td>0.44</td></tr>
<tr><td>地点8</td><td>0.18</td><td>0.25</td><td>0.30</td><td>0.19</td></tr>
<tr><td colspan="6">春季：3～5月、夏季：6～8月、秋季：9～11月、冬季：12～2月</td></tr>
</table></td><td>・事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。
・規制速度の遵守を指導する。
・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。
・最新の排出ガス適合車の使用に努める。
・車両運行ルートの限定、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。</td><td>**(1)環境影響の回避・低減**
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性
予測結果は環境基準等を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・二酸化窒素に係る環境基準
・大気汚染に係る環境基準
・スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標[注1]</td></tr>
</table>

注1：環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした20t/km²/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量が比較的高い地域の値は、10t/km²/月(平成5年度～9年度の全国の一般環境大気測定局における降下ばいじん量のデータの上位2%除外値)である。施設の稼動及び廃棄物の搬出入による寄与を対象とすると、これらの差である10t/km²/月を目標値とした。)

表 6.1(4)　環境影響評価結果の概要

環境要素		影響要因		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
騒音	騒音、低周波音	工事の実施	建設機械の稼動	**(1)騒音の状況** 環境騒音及び道路交通騒音の調査(等価騒音レベル)の結果は以下に示すとおりである。全ての時間区分及び調査地点において環境基準を満たしていた。 **環境騒音の調査結果** 調査地点 / 時間区分 / 等価騒音レベル(L_{Aeq}) 平日 / 休日 / 環境基準 類型 / 基準値 地点1 昼間 45 46 B 55 地点1 夜間 36 39 B 45 地点2 昼間 61 57 道路 65 地点2 夜間 49 46 道路 60 地点3 昼間 41 41 B 55 地点3 夜間 38 38 B 45 **道路交通騒音の調査結果** 調査地点 / 時間区分 / 等価騒音レベル(L_{Aeq}) 平日 / 休日 / 環境基準 類型 / 基準値 / 要請限度 地点4 昼間 70 68 幹線交通 70 75 地点4 夜間 63 61 幹線交通 65 70 地点5 昼間 67 64 幹線交通 70 75 地点5 夜間 60 57 幹線交通 65 70 地点6 昼間 61 57 道路 65 75 地点6 夜間 49 46 道路 60 70 **(2)低周波音の状況** 低周波音調査の結果は以下に示すとおりである。全ての調査地点で、評価の参考値を下回っていた。 **低周波音の調査結果** 調査地点 / 区分 / 平坦特性音圧レベル(L_{50}) / G特性音圧レベル(L_{G5}) 地点1 範囲 － 58～79 地点1 平均 － 74 地点1' 範囲 73～75 78～81 地点1' 平均 74 80 地点2 範囲 61～79 56～77 地点2 平均 66 68 地点3 範囲 － 56～69 地点3 平均 － 62 評価の参考値 90 100 備考：各調査地点の最大の調査結果を示した。 **(3)道路交通の状況** 自動車交通量調査の結果、交通量は休日、平日ともに地点5で最も多く、それぞれ10,841台/日、10,915台/日であった。又、平日はいずれの地点も朝(6～9時)や夕方(17～18時)の通勤時間帯の交通量が多く、休日は日中に常時安定した交通量が見られる傾向にあった。 又、走行速度は、概ね休日の速度が平日を上回る傾向がみられた。最も走行速度が速い地点は地点5であり、平均で57km/hであった。　(次ページに続く)	建設機械の稼働に伴う騒音予測結果は以下に示すとおりである。 **建設機械の稼働による騒音の予測結果(昼間)** (単位：dB) 予測地点 / 予測項目 / 暗騒音 / 建設機械の寄与分 / 予測騒音レベル / 基準値等(注) 敷地境界 L_{A5} － 77 77 85 地点2 L_{Aeq} 61 57 62 65 地点3 L_{Aeq} 41 47 48 55 注：敷地境界における騒音レベルでは騒音の規制基準、地点2、地点3における騒音レベルでは騒音の環境基準を用いて比較した。	・事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼動を避ける。 ・建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。 ・建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。 ・低騒音型建設機械を積極的に採用するよう指導する。 ・敷地境界には工事用仮囲いを設置し騒音の伝播を防止する。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 **(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性** 予測結果は基準値等を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 **【整合を図るべき基準】** ・騒音に係る環境基準 ・騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行に伴う騒音の予測結果は以下に示すとおりである。 **資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行に伴う騒音の予測結果(昼間)** (単位：dB) 予測地点 / 予測項目 / 暗騒音 / 予測結果(L_{Aeq}) / 環境基準 地点4 L_{Aeq} 70 70 70 地点5 L_{Aeq} 67 67 70	・事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 **(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性** 予測結果は環境基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。 **【整合を図るべき基準】** ・騒音に係る環境基準

表 6.1(5)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">騒音</td><td rowspan="2">騒音、低周波音</td><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼動
（機械等の稼動）</td><td>（前ページより続く）</td><td>施設の稼働に伴う騒音の予測結果は以下に示すとおりである。
施設の稼働に伴う騒音の予測結果
（単位：dB）
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測項目</th><th>時間区分(注1)</th><th>暗騒音</th><th>施設稼働による寄与分</th><th>予測結果</th><th>基準値等(注2)</th></tr>
<tr><td rowspan="4">敷地境界</td><td rowspan="4">L_{A5}</td><td>朝</td><td rowspan="4">－</td><td>46</td><td>46</td><td>60</td></tr>
<tr><td>昼</td><td>46</td><td>46</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夕</td><td>46</td><td>46</td><td>60</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>46</td><td>46</td><td>50</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 2</td><td rowspan="2">L_{Aeq}</td><td>昼</td><td>61</td><td>30 未満</td><td>61</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>49</td><td>30 未満</td><td>49</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 3</td><td rowspan="2">L_{Aeq}</td><td>昼</td><td>41</td><td>30 未満</td><td>41</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>38</td><td>30 未満</td><td>38</td><td>45</td></tr>
</table>
注 1：敷地境界　　：朝：6：00～8：00、昼：8：00～20：00、
夕：20：00～22：00、夜：22：00～6：00
地点 2、地点 3：昼間：6:00～22:00　夜間：22:00～6:00
注 2：敷地境界における騒音レベルでは騒音規制法に基づく規制基準、地点 2, 地点 3 における騒音レベルでは騒音に係る環境基準を用いて比較した。

現行施設の敷地境界における低周波音の測定結果は、全ての項目で評価の参考値を下回っていた。
計画施設に設置される設備は、同一のごみ処理方式を採用している現行施設にも設置されている。又、計画施設は現行施設の同程度の規模となる計画であるため、計画施設の敷地境界の低周波音は現行施設の測定結果から大きく変化しないと考えられる。
又、対象事業実施区域から住居までの距離は 400m 程度離れている。敷地境界から 400m 離れている場合、低周波音圧レベルは 60dB 程度減衰し、各予測地点における計画施設の寄与は 20dB 以下となると考えられる。これを現況の低周波音圧レベルと合成した場合、低周波音圧レベルの変化は 0.1dB 未満となり、ほとんど変化しないと考えられる。
以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は小さいものと予測される。</td><td>・防音材を使用し、施設外部への伝播を防止する。
・騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。
・建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。
・設備の点検、整備を十分行う。</td><td>(1) 環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2) 国等の環境の保全に関する施策との整合性
騒音に係る予測結果は基準値等を下回っており、低周波音の影響は各項目に係る評価の参考値を下回ると予測されていることから、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・騒音に係る環境基準
・騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準
・低周波音の G 特性音圧レベル、平坦特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベルに係る評価の参考値</td></tr>
<tr><td>廃棄物の搬出入</td><td>廃棄物の搬出入に伴う騒音の予測結果は以下に示すとおりである。

廃棄物の搬出入に伴う騒音の予測結果（昼間）
（単位：dB）
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測項目</th><th>暗騒音</th><th>予測結果（L_{Aeq}）</th><th>環境基準</th></tr>
<tr><td>地点 4</td><td>L_{Aeq}</td><td>70</td><td>70</td><td>70</td></tr>
<tr><td>地点 5</td><td>L_{Aeq}</td><td>67</td><td>67</td><td>70</td></tr>
<tr><td>地点 6</td><td>L_{Aeq}</td><td>61</td><td>62</td><td>65</td></tr>
</table></td><td>・車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避け効率的な運行に努める。
・規制速度の遵守を指導する。
・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</td><td>(1) 環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2) 国等の環境の保全に関する施策との整合性
予測結果は環境基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。
【整合を図るべき基準】
・騒音に係る環境基準</td></tr>
</table>

表 6.1(6)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">振動</td><td rowspan="2">振動</td><td rowspan="2">工事の実施</td><td>建設機械の稼動</td><td>

(1)振動の状況

環境振動、道路交通振動調査の結果は以下に示すとおりである。全ての地点において、昼間・夜間ともに感覚閾値及び要請限度を下回っていた。

環境振動の調査結果

<table>
<tr><th rowspan="2">調査地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th colspan="2">振動レベル</th><th rowspan="2">感覚閾値</th></tr>
<tr><th>平日</th><th>休日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地点1</td><td>昼間</td><td><30</td><td><30</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td><30</td><td><30</td><td>55</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点2</td><td>昼間</td><td><30</td><td><30</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td><30</td><td><30</td><td>55</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点3</td><td>昼間</td><td>32</td><td><30</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td><30</td><td><30</td><td>55</td></tr>
</table>

道路交通振動の調査結果

<table>
<tr><th rowspan="2">調査地点</th><th rowspan="2">時間区分</th><th colspan="2">振動レベル</th><th rowspan="2">要請限度</th></tr>
<tr><th>平日</th><th>休日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地点4</td><td>昼間</td><td>45</td><td>39</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td>34</td><td>32</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点5</td><td>昼間</td><td>35</td><td>31</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td><30</td><td><30</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点6</td><td>昼間</td><td><30</td><td><30</td><td>70</td></tr>
<tr><td>夜間</td><td><30</td><td><30</td><td>65</td></tr>
</table>

</td><td>

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は以下に示すとおりである。

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果(昼間)

(単位：dB)

<table>
<tr><th>調査地点</th><th>予測項目</th><th>暗振動</th><th>建設機械の寄与分</th><th>予測振動レベル</th><th>基準値等注</th></tr>
<tr><td>敷地境界</td><td>L_{10}</td><td>－</td><td>68</td><td>68</td><td>75</td></tr>
<tr><td>地点 2</td><td>L_{10}</td><td><30</td><td>34</td><td>35</td><td>55</td></tr>
<tr><td>地点 3</td><td>L_{10}</td><td>32</td><td><30</td><td>34</td><td>55</td></tr>
</table>

注：敷地境界では振動規制法に基づく規制基準、地点 2, 地点 3 では地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引きにおける振動にかかる人体の感覚閾値を用いて比較した。

</td><td>

・事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼動を避ける。
・建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。
・建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。
・低振動型建設機械を積極的に採用するよう指導する。

</td><td>

(1)環境影響の回避・低減

左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性

予測結果は基準値等を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準
・地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引きにおける振動にかかる人体の感覚閾値

</td></tr>
<tr><td>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</td><td>

(2)道路交通の状況

※表 6.1(4)～(5)「騒音」参照

(3)地盤の状況

地盤卓越振動数調査の結果、各調査地点の地盤卓越振動数は平日で 17.1～24.5Hz、休日で 17.2～25.0Hz の範囲であった。

(次ページに続く)

</td><td>

資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行に伴う振動予測結果は以下に示すとおりである。

資材及び機械の運搬等に用いる車両の運行に伴う振動の予測結果(昼間)

(単位：dB)

<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測項目</th><th>暗振動</th><th>予測結果</th><th>要請限度</th></tr>
<tr><td>地点 4</td><td>L_{10}</td><td>45</td><td>45</td><td>70</td></tr>
<tr><td>地点 5</td><td>L_{10}</td><td>35</td><td>35</td><td>70</td></tr>
</table>

</td><td>

・事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。
・規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。
・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転を行わないよう指導する。

</td><td>

(1)環境影響の回避・低減

左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性

予測結果は要請限度を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度

</td></tr>
</table>

表 6.1(7)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">振動</td><td rowspan="2">振動</td><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼動
（機械等の稼動）</td><td rowspan="2">（前ページより続く）</td><td>施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は以下に示すとおりである。

施設の稼働に伴う振動の予測結果
（単位：dB）
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測項目</th><th>時間区分注1</th><th>暗振動</th><th>施設稼働による寄与分</th><th>予測結果</th><th>基準値等注2</th></tr>
<tr><td rowspan="2">敷地境界</td><td rowspan="2">L_{10}</td><td>昼</td><td rowspan="2">－</td><td>50</td><td>50</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>50</td><td>50</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 2</td><td rowspan="2">L_{10}</td><td>昼</td><td>30 未満</td><td>30 未満</td><td>33</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>30 未満</td><td>30 未満</td><td>33</td><td>55</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 3</td><td rowspan="2">L_{10}</td><td>昼</td><td>32</td><td>30 未満</td><td>34</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜</td><td>30 未満</td><td>30 未満</td><td>33</td><td>55</td></tr>
</table>
備考：30dB 未満の振動レベルは 30dB として合成計算した。
注 1：時間区分　昼間：8:00～20:00、夜間：20:00～8:00
注 2：敷地境界では振動規制法に基づく規制基準、地点 2, 地点 3 では地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引きにおける振動にかかる人体の感覚閾値を用いて比較した。</td><td>・防振材を使用し、振動の発生を防止する。
・周辺の住宅の状況を考慮し、可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。
・設備の点検、整備を十分行う。</td><td>**(1) 環境影響の回避・低減**
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2) 国等の環境の保全に関する施策との整合性
予測結果は基準値等を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準
・地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引きにおける振動にかかる人体の感覚閾値</td></tr>
<tr><td>廃棄物の搬出入</td><td>廃棄物の搬出入に伴う振動の予測結果は以下に示すとおりである。

廃棄物の搬出入に伴う振動の予測結果（昼間）
（単位：dB）
<table>
<tr><th>予測地点</th><th>予測項目</th><th>暗振動</th><th>予測結果
(L_{10})</th><th>要請限度</th></tr>
<tr><td>地点 4</td><td>L_{10}</td><td>45</td><td>45</td><td>70</td></tr>
<tr><td>地点 5</td><td>L_{10}</td><td>35</td><td>35</td><td>70</td></tr>
<tr><td>地点 6</td><td>L_{10}</td><td>30</td><td>31</td><td>70</td></tr>
</table></td><td>・事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。
・規制速度の遵守を指導する。
・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。</td><td>**(1) 環境影響の回避・低減**
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2) 国等の環境の保全に関する施策との整合性
予測結果は要請限度を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・道路交通振動の要請限度</td></tr>
</table>

表 6.1(8)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td>悪臭</td><td>悪臭</td><td>土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼動
（排ガス）</td><td>

(1) 悪臭の状況

悪臭の調査結果は以下に示すとおりである。

調査地点周辺では臭気指数の規制基準は定められていないが、調査地域内の一部地域が第 1 種、第 2 種区域に指定されている。臭気指数について第 1 種区域の規制基準と比較すると、全ての地点・項目で規制基準を下回っていた。又、特定悪臭物質について、新潟市で設定されている規制基準と比較した結果、全ての地点で基準値を下回っていた。

臭気指数の調査結果

<table>
<tr><th>調査地点</th><th>臭気指数</th><th>規制基準</th></tr>
<tr><td>地点 1</td><td><10</td><td rowspan="4">10</td></tr>
<tr><td>地点 2</td><td><10</td></tr>
<tr><td>地点 3</td><td><10</td></tr>
<tr><td>地点 4</td><td><10</td></tr>
</table>

特定悪臭物質の調査結果

<table>
<tr><th rowspan="2">項目＼地点</th><th colspan="4">夏季</th><th rowspan="2">規制基準</th></tr>
<tr><th>地点1</th><th>地点2</th><th>地点3</th><th>地点4</th></tr>
<tr><td>ｱﾝﾓﾆｱ</td><td>0.06</td><td><0.05</td><td>0.15</td><td>0.13</td><td>1</td></tr>
<tr><td>ﾒﾁﾙﾒﾙｶﾌﾟﾀﾝ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.002</td></tr>
<tr><td>硫化水素</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.02</td></tr>
<tr><td>硫化ﾒﾁﾙ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.01</td></tr>
<tr><td>二硫化ﾒﾁﾙ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.009</td></tr>
<tr><td>ﾄﾘﾒﾁﾙｱﾐﾝ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.005</td></tr>
<tr><td>ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td>0.0026</td><td>0.0028</td><td>0.003</td><td>0.0041</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.05</td></tr>
<tr><td>ﾉﾙﾏﾙﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.009</td></tr>
<tr><td>ｲｿﾌﾞﾁﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.02</td></tr>
<tr><td>ﾉﾙﾏﾙﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.009</td></tr>
<tr><td>ｲｿﾊﾞﾚﾙｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.003</td></tr>
<tr><td>ｲｿﾌﾞﾀﾉｰﾙ</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>0.9</td></tr>
<tr><td>酢酸ｴﾁﾙ</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>3</td></tr>
<tr><td>ﾒﾁﾙｲｿﾌﾞﾁﾙｹﾄﾝ</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>1</td></tr>
<tr><td>ﾄﾙｴﾝ</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>10</td></tr>
<tr><td>ｽﾁﾚﾝ</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>0.4</td></tr>
<tr><td>ｷｼﾚﾝ</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td><0.01</td><td>1</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾛﾋﾟｵﾝ酸</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.03</td></tr>
<tr><td>ﾉﾙﾏﾙ酪酸</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.001</td></tr>
<tr><td>ﾉﾙﾏﾙ吉草酸</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.0009</td></tr>
<tr><td>ｲｿ吉草酸</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td><0.0005</td><td>0.001</td></tr>
</table>

(2) 気象の状況

※表 6.1(1)～(3)「大気質」参照

</td><td>

（1）煙突から排出される悪臭

煙突から排出される悪臭の影響については、臭気指数が 10 未満になると予測された。

（2）施設から漏洩する悪臭

エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設共に建屋構造とする計画としており、分別、破砕・選別作業はすべて屋内で行われる。又、プラットホーム内は負圧を維持する等、施設内部で発生する臭気を施設外へ拡散させない構造とする計画である。

又、現行施設稼働時における臭気指数の現地調査結果は、第 1 種区域の規制基準を下回る 10 未満であった。計画施設の規模は現行施設と同程度となる計画であることから、施設の供用後においても規制基準値を下回ると考えられる。

更に、計画施設には悪臭防止設備を整備する計画であることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は小さいと予測される。

</td><td>

・プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に臭気が漏洩することを防止する。

・ごみピット内で発生する臭気は、燃焼用空気として吸引し、炉内で高温燃焼脱臭する。

・焼却炉停止時には、臭気を吸引し、脱臭装置を使用して臭気処理を行う。

</td><td>

(1) 環境影響の回避・低減

左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2) 国等の環境の保全に関する施策との整合性

予測結果は規制基準を下回っており、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】

・悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準

</td></tr>
</table>

表 6.1(9)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">水質</td><td>水の濁り</td><td>工事の実施</td><td>造成工事及び施設の設置等</td><td rowspan="2">(1)平常時の水質及び流量調査
平常時の調査結果は以下に示すとおりである。
調査地点には生活環境項目の類型は指定されていないが、参考として水質の環境基準のうち、利用目的の適応性に農業用水と示されている河川 D 類型の環境基準値と比較したところ、環境基準値を上回る値は観測されなかった。

平常時の水質調査結果
<table><tr><th rowspan="2">分析項目</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="5">調査結果</th><th rowspan="2">環境基準
(D 類型)</th></tr><tr><th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th><th>平均</th></tr><tr><td>水温</td><td>℃</td><td>17.0</td><td>28.0</td><td>17.0</td><td>6.0</td><td>17.0</td><td>－</td></tr><tr><td>濁度</td><td>度</td><td>10</td><td>3</td><td>8</td><td>20</td><td>10</td><td>－</td></tr><tr><td>SS</td><td>mg/L</td><td>10.0</td><td>7.0</td><td>11.0</td><td>14.0</td><td>10.5</td><td>100</td></tr><tr><td>BOD</td><td>mg/L</td><td>1.3</td><td>1.7</td><td>2.0</td><td>2.6</td><td>1.9</td><td>8.0</td></tr><tr><td>流量</td><td>m^3/s</td><td>0.049</td><td>0.069</td><td>欠測</td><td>0.002</td><td>0.040</td><td>－</td></tr></table></td><td>時間雨量の最大値 27mm が降った場合の放流水が流入した場合の SS 濃度は、平均で 73mg/L、最大でも 83mg/L と予測され、日平均雨量の 10.9mm が降った場合の放流水が流入した場合の SS 濃度は、平均で 38mg/L、最大でも 73mg/L と予測され、現況の SS 濃度と同程度であると予測される。

降雨時の SS 濃度の予測結果
<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">予測結果</th></tr><tr><th>平均</th><th>最大</th></tr><tr><td>時間雨量最大時</td><td>73mg/L</td><td>83mg/L</td></tr><tr><td>日平均雨量時</td><td>38mg/L</td><td>73mg/L</td></tr></table></td><td rowspan="2">・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。
・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</td><td rowspan="2">(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避・低減を図っていると評価する。

(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性
基準値を上回る項目は存在しないため、国等の環境保全施策との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・河川 D 類型の水質の環境基準値(参考)</td></tr>
<tr><td>水の汚れ・水の濁り</td><td>土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼働(排水)</td><td>(2)降雨時の水質及び流量調査
降雨時の調査結果は以下に示すとおりである。

降雨時調査結果(1 回目)
<table><tr><th></th><th>SS(mg/L)</th><th>濁度(度)</th><th>BOD(mg/L)</th><th>流量(m^3/s)</th><th>降水量(mm/h)</th></tr><tr><td>12：00</td><td>33</td><td>15</td><td>4.0</td><td>0.094</td><td>5.0</td></tr><tr><td>13：00</td><td>63</td><td>30</td><td>6.3</td><td>0.120</td><td>6.5</td></tr><tr><td>14：00</td><td>60</td><td>30</td><td>5.7</td><td>0.117</td><td>3.5</td></tr><tr><td>15：00</td><td>28</td><td>15</td><td>5.1</td><td>0.088</td><td>2.5</td></tr><tr><td>16：00</td><td>18</td><td>8</td><td>4.6</td><td>0.060</td><td>0.0</td></tr><tr><td>17：00</td><td>12</td><td>5</td><td>4.0</td><td>0.037</td><td>0.0</td></tr></table>
降雨時調査結果(2 回目)
<table><tr><th></th><th>SS(mg/L)</th><th>濁度(度)</th><th>BOD(mg/L)</th><th>流量(m^3/s)</th><th>降水量(mm/h)</th></tr><tr><td>5：00</td><td>30</td><td>10</td><td>2.4</td><td>－</td><td>2.0</td></tr><tr><td>6：00</td><td>19</td><td>10</td><td>2.8</td><td>－</td><td>4.0</td></tr><tr><td>7：00</td><td>31</td><td>20</td><td>3.2</td><td>－</td><td>6.5</td></tr><tr><td>8：00</td><td>75</td><td>80</td><td>4.4</td><td>0.065</td><td>2.0</td></tr><tr><td>9：00</td><td>39</td><td>40</td><td>4.2</td><td>0.085</td><td>0.5</td></tr><tr><td>10：00</td><td>60</td><td>80</td><td>4.1</td><td>0.085</td><td>1.5</td></tr></table>
(3)土質の状況
沈降試験の結果、時間の経過とともに SS 濃度は低下し、3,000mg/L に調整した検体は約 10 分後には 1,000mg/L 以下に達し、約 240 分後には 100mg/L に低下した。</td><td>供用後の放流水が流入した場合の SS 濃度は、平均で 10.5mg/L、最大で 15.9mg/L と予測され、平均値は現況の SS 濃度と同程度であり、最大値でも環境基準値を下回ると予測される。
供用後の放流水が流入した場合の BOD 濃度は、平均で 2.0mg/L、最大で 5.1mg/L と予測され、平均値は現況の BOD 濃度と同程度であり、最大値でも環境基準値を下回ると予測される。

放流水流入時の予測結果
<table><tr><th rowspan="2">予測項目</th><th colspan="2">予測結果</th><th rowspan="2">環境基準</th></tr><tr><th>平均値</th><th>最大値</th></tr><tr><td>SS</td><td>10.5mg/L</td><td>15.9mg/L</td><td>100mg/L 以下</td></tr><tr><td>BOD</td><td>2.0mg/L</td><td>5.1mg/L</td><td>8mg/L 以下</td></tr></table></td><td>・プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。
・生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。
・雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。</td></tr>
</table>

表 6.1(10)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr>
<td>地下水の水位及び水質</td>
<td>地下水の水位</td>
<td>土地又は工作物の存在及び供用</td>
<td>施設の稼働
（機械等の稼働）</td>
<td>**(1)地下水の水位の状況**
対象事業実施区域におけるボーリング調査の結果を以下に示す。

ボーリング調査地点の地下水位
<table>
<tr><th rowspan="2">地点名</th><th colspan="2">地下水位</th></tr>
<tr><th>地盤面からの深さ</th><th>標高(T.P.)</th></tr>
<tr><td>B-1</td><td>GL-3.02m</td><td>12.14m</td></tr>
<tr><td>B-2</td><td>GL-5.40m</td><td>11.11m</td></tr>
<tr><td>B-3</td><td>GL-5.60m</td><td>10.12m</td></tr>
<tr><td>B-4</td><td>GL-3.11m</td><td>12.02m</td></tr>
<tr><td>B-5</td><td>GL-5.00m</td><td>9.97m</td></tr>
</table>

(2)地質の状況
ボーリング調査の結果、調査地点は全地点で砂質シルト分を主な構成材料とする粘性土層を表層 1m 程度まで有していた。B-2 地点を除き、第二層はまさ土を主とする砂質土層、第三層以降は地点により礫質土層等が含まれていた。深度 9～10m 以深はいずれの地点も硬い礫質土層となっていた。B-2 地点では、深度 1.5m 以深は硬い礫質土層となっていた。又、対象事業実施区域に N 値 0～2 以下の軟弱土層はほとんど分布していなかった。

(3)気象の状況
調査期間である平成 21 年～平成 30 年における新津地域気象観測所の年平均降水量は 1,878.5mm であった。7 月、11 月、12 月の平均降水量は 200mm 以上と多く、5 月、6 月は 100mm 以下と少なかった。

(4)地下水の利用の状況
対象事業実施区域及びその周辺では、日常的に地下水が使用されており、個人所有のものも含め無数の井戸が存在する。主な用途は上水道用水、消雪用、農業用であり、その揚水量は 50,000～100,000m^3/日以上となる。</td>
<td>対象事業実施区域には地下水位低下の圧密減少が起こりやすい軟弱土層は分布していない。
計画施設では地下構造物を設置することに加え、地下水の揚水を行う計画である。しかし、対象事業実施区域に隣接して位置する既存施設と同等の深度までの掘削に留め、地下水の揚水量も既存施設より少なくなる計画としている。又、地下構造物の構築範囲は約 1,400m^2 であり、対象事業実施区域周辺の地下水の分布範囲と比較して極めて小さいものであることから、地下水の水位の変化は構造物近傍の微小な変化に留まると考えられる。
以上のことから、事業の実施により地下水位はほとんど変化せず、周辺の地下水位へ影響を与えることもないと予測する。</td>
<td>・排水等の循環利用を促進させ、地下水の利用量を極力減らす方策を検討する。
・緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する。
・周辺地下水への影響がなるべく出ない配置となるよう、地下構造物の位置に配慮し敷地境界からの距離を確保する。</td>
<td>**(1)環境影響の回避・低減**
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の最小化・低減を図っていると評価する。</td>
</tr>
</table>

表 6.1(11)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">環境要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="3">動物</td><td rowspan="3">重要な動物種及び注目すべき生息地</td><td rowspan="2">工事の実施</td><td>造成工事・施設の配置等</td><td rowspan="3">(1)動物相
現地調査の結果、以下の動物種が確認された。

動物の分類群別の確認種数
<table><tr><th>分類</th><th colspan="3">種数</th></tr><tr><td>哺乳類</td><td>6 目</td><td>9 科</td><td>11 種</td></tr><tr><td>鳥類</td><td>11 目</td><td>27 科</td><td>46 種</td></tr><tr><td>両生類</td><td>2 目</td><td>5 科</td><td>5 種</td></tr><tr><td>爬虫類</td><td>1 目</td><td>1 科</td><td>2 種</td></tr><tr><td>昆虫類</td><td>16 目</td><td>159 科</td><td>604 種</td></tr><tr><td>魚類</td><td>2 目</td><td>3 科</td><td>4 種</td></tr><tr><td>底生動物</td><td>19 目</td><td>39 科</td><td>52 種</td></tr></table>
(2)重要な種
現地調査の結果、以下の重要な動物種が確認された。

重要な種の確認種数
<table><tr><th>分類</th><th colspan="3">種数</th></tr><tr><td>哺乳類</td><td colspan="3">重要な種の確認なし</td></tr><tr><td>鳥類</td><td>4 目</td><td>5 科</td><td>6 種</td></tr><tr><td>両生類</td><td>2 目</td><td>3 科</td><td>3 種</td></tr><tr><td>爬虫類</td><td colspan="3">重要な種の確認なし</td></tr><tr><td>昆虫類</td><td>3 目</td><td>5 科</td><td>6 種</td></tr><tr><td>魚類</td><td>2 目</td><td>2 科</td><td>2 種</td></tr><tr><td>底生動物</td><td>3 目</td><td>3 科</td><td>3 種</td></tr></table>
(3)注目すべき生息地
現地調査の結果、注目すべき生息地は確認されなかった。

（次ページに続く）</td><td>対象事業実施区域内で確認された重要種のうち、コガムシ、ドジョウについては、施設の配置により、対象事業実施区域での生息は困難になる。しかし、これらの種は対象事業実施区域周辺に生息環境が広く分布していることから、影響は小さいと予測される。
又、本種は排水路でも確認されており、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。
又、対象事業実施区域内で確認された重要種のトウホクサンショウウオについては、本来の生息地である山地樹林から水路等を伝って流下したものと考えられ、同様の個体が周辺の排水路等の水域環境に生息する可能性が考えられるが、周辺に同様の環境は広く分布していること、濁水の流入後の水質(SS)は現況と同程度であることから、影響は小さいと予測される。</td><td>・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。
・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。
・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。
・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</td><td>(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避・低減を図っていると評価する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>地形改変後の土地及び施設の存在</td><td>対象事業実施区域内で確認された重要種のうち、コガムシ、ドジョウについては、施設の存在により、対象事業実施区域での生息は困難になる。しかし、これらの種は対象事業実施区域周辺に生息環境が広く分布していることから、影響は小さいと予測される。
又、対象事業実施区域内で確認された重要種のトウホクサンショウウオについては、事業実施区域外からの流下個体である可能性が高く、本来の生息地である山地樹林から水路等を伝って流下したものと考えられ、同様の個体が周辺の排水路等の水域環境に生息する可能性が考えられるが、周辺に同様の環境は広く分布していること、排水の流入後の水質(SS)は現況と同程度であることから、影響は小さいと予測される。</td><td>・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。</td><td>(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避を図っていると評価する。</td></tr>
<tr><td>施設の稼働
（排水）</td><td>重要種のドジョウ、マルタニシが確認された排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水)流入が生じるが、流入後の予測水質(SS、BOD)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。</td><td>・プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。
・生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。
・雨水調節池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。</td><td>(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避・低減を図っていると評価する。</td></tr>
</table>

表 6.1(12)　環境影響評価結果の概要

環境要素		環境要因		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働 （機械等の稼働）	（前ページより続く）	対象事業実施区域周辺で確認された重要種のうち、コサギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイについては、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じる可能性があるが、これらの種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。	・防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。 ・騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 ・建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 ・可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 ・設備の点検、整備を十分行う。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。
植物	重要な植物種及び群落とその生息地	工事の実施	造成工事及び施設の配置等	**(1)植物相** 現地調査の結果、80 科 321 種の植物種が確認された。 **(2)重要な種** 現地調査の結果、ヒメミズワラビ、タコノアシ、マルバハギ、イトモ、オモトの 5 科 5 種の重要な植物種が確認された。 **(3)植生・植物群落** 現地調査の結果、調査実施区域内において、水田が大部分を占めていた。 草地植生としては、休耕地や水田の畔・道路脇・土手などでメヒシバーエノコログサ群落・ヒメムカシヨモギーオオアレチノギク群落・メマツヨイグサーマルバヤハズソウ群落・セイタカアワダチソウ群落・ススキ群落等がみられた。又、橋の下の湿った場所にヨシ群落が、堤外地の湿地にヒメガマ群落がみられた。 樹林植生としては、橋の周辺にシロヤナギ群集が、堤外地にオニグルミ群落が、水田脇の植栽としてスギ・ヒノキ植林が、道路脇の植栽として主にウバメガシからなる植栽樹林群がみられた。 **(4)重要な群落** 現地調査の結果、重要な群落は確認されなかった。	排水路で確認された重要種のうち、イトモについては、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。	・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在		対象事業実施区域内で確認された重要種は無く、生育地を改変することはないため、重要種への影響は小さいものと予測される。	・速やかな緑化に努め、植栽は周辺の樹林との連続性を図り、又、樹種の選定においては在来種を中心に行う。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。
			施設の稼働 （排水）		重要種のイトモが確認された排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、流入後の予測水質(SS、BOD)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。	・プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・雨水調節池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避・低減を図っていると評価する。

表 6.1(13)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">環境要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td rowspan="4">生態系</td><td rowspan="4">地域を特徴づける生態系</td><td rowspan="2">工事の実施</td><td>造成工事及び施設の配置等</td><td rowspan="4">(1)構造
対象事業実施区域及びその周辺を構成する生態系を類型化し、類型区分ごとの構造を整理した。類型区分は、①低茎草本群落、②高茎草本群落、③湿性植物群落、④落葉広葉樹林、⑤植栽樹林群、⑥畑地、⑦水田、⑧排水路の⑧環境に区分された。
(2)相互関係
対象事業実施区域及びその周辺における生態系間の相互関係を示した生態系模式図は以下に示すとおりである。
対象事業実施区域及びその周辺における生態系模式図
 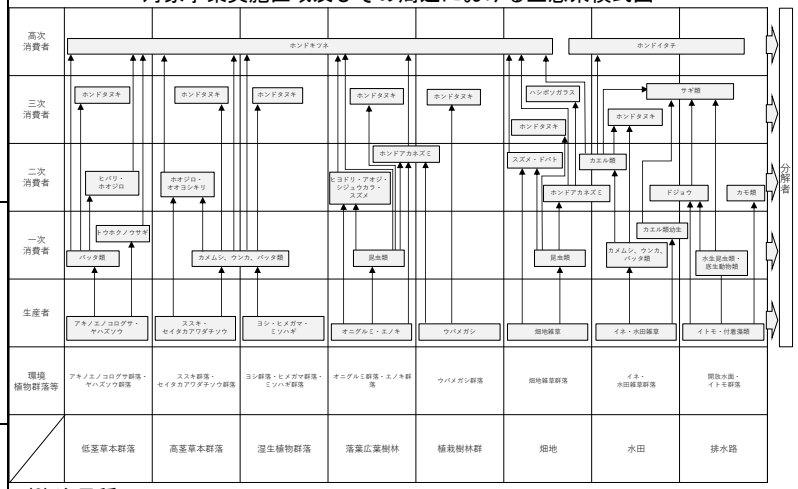

(3)注目種
対象事業実施区域及びその周辺区域における生態系を特徴づける注目種の選定結果は以下に示すとおりである。
注目種の選定結果
<table><tr><th>区分</th><th>種又は群集名</th><th>選定理由</th></tr><tr><td rowspan="2">上位性</td><td>ホンドキツネ</td><td>・小型哺乳類、鳥類、昆虫類を捕食する、生態系の上位種である。
・調査地域内に分布する草地、樹林、畑地等、幅広い環境を採食場所としているものと考えられる。</td></tr><tr><td>ホンドイタチ</td><td>・小型哺乳類、鳥類、昆虫類を捕食する、生態系の上位種である。
・主に水辺環境を好み、調査地域内に分布する水田、排水路付近を採食場所としているものと考えられる。</td></tr><tr><td rowspan="5">典型性</td><td>ホンドタヌキ</td><td>・調査地域全域で自動撮影、足跡、糞が確認され、調査地内を広く利用し生息していると考えられる。
・本種の植生は雑食性であり、調査地域全域が採食環境となっていると考えられる。</td></tr><tr><td>スズメ</td><td>・調査地域内の草地、樹林、畑地、水田等、幅広い環境に生息している典型的な種である。
・本種の食性は、雑食性であり、特に草本の種子や昆虫類を餌としていると考えられる。</td></tr><tr><td>ニホンアマガエル</td><td>・水辺環境に生息している典型的な種である。
・ホンドキツネやホンドイタチ等の高次消費者の重要な餌資源になっていると考えられる。</td></tr><tr><td>ドジョウ</td><td>・水辺環境に生息している典型的な種である。
・サギ類等の重要な餌資源になっていると考えられる。</td></tr><tr><td>水田雑草群落（水田）</td><td>・調査地域の大部分を占める水田や、それを主要な生育地とする植物からなる群落であり、調査地域の生態系の基盤となっていることから典型群落として抽出した。</td></tr></table></td><td rowspan="4">対象事業実施区域内で確認されたすべての注目種等において、生息地又は生育地の一部が消失する。しかし、周辺に生息・生育環境は維持されることから、注目種をはじめとする生態系への影響は小さいと予測される。
又、注目種のうちドジョウについては排水路でも確認されており、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種や餌となる生物への影響は小さいものと予測される。</td><td rowspan="2">・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。
・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。
・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。
・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。</td><td rowspan="2">(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避・低減を図っていると評価する。</td></tr><tr><td rowspan="3">土地又は工作物の存在及び供用</td><td>地形改変後の土地及び施設の存在</td></tr><tr><td>施設の稼働（排水）</td><td>対象事業実施区域内で確認されたすべての注目種等において、生息地又は生育地の一部が消失する。しかし、周辺に生息・生育環境は維持されることから、注目種をはじめとする生態系への影響は小さいと予測される。</td><td>・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。</td><td>(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避を図っていると評価する。</td></tr><tr><td>施設の稼働（機械等の稼働）</td><td>注目種のドジョウが確認された排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、流入後の予測水質(SS,BOD)は現況と同程度であるため、本種や餌となる生物への影響は小さいものと予測される。
対象事業実施区域内及び区域外で確認された注目種のうち、ホンドキツネ、ホンドイタチ、ホンドタヌキ、スズメについては、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。</td><td>・プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。
・生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。
・雨水調節池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。
・防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。
・騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。
・建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。
・可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。
・設備の点検、整備を十分行う。</td><td>(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の回避・低減を図っていると評価する。
(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。</td></tr>
</table>

表 6.1(14)　環境影響評価結果の概要

環境要素		影響要因		調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	**(1)主要な眺望点及び主要な眺望景観の状況** 現地踏査の結果、主要な眺望地点の眺望特性、利用特性及び対象事業実施区域の視認特性を整理した。 **主要な眺望地点の特性** **(2)景観資源の状況** **1)地域の景観特性** 対象事業実施区域及びその周辺は、扇状地性低地の平坦地であり、水田として利用されている。 **2)地形・地質、植物、史跡・文化財の状況** 対象事業実施区域及びその周辺は扇状地性低地である。地質は、氾濫原堆積物が大部分を占めている。植生の多くは、水田の耕作地であり、阿賀野川堤防沿いは草地となっている。 文化財として、対象事業実施区域から700m程度離れた地点に、県の天然記念物に指定されている上郷屋のオハツキイチョウが分布している。 **3)土地の利用状況** 対象事業区域の周辺の大部分は水田となっており、土地利用面積の割合の経年変化は概ね横ばいである。	施設完成後の眺望状況の変化に係る予測結果は以下に示すとおりである。 神明宮では、スカイラインの変化が予想されるものの、その他の予測地点では、眺望景観の変化は小さい。又、施設の形状を一般的な矩形とすること、施設全体を周辺環境と調和した配色とすることにより、影響を低減できると予測される。 **施設完成後の眺望状況の変化の概要**	・圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。 ・敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気を緩和するよう配慮する。 ・周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 **(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、基準との整合は図られていると評価する。 **【整合を図るべき基準】** ・新潟県景観づくり指針における景観の保全に係る目標

主要な眺望地点の特性

番号	主要な眺望地点	眺望特性	利用特性	対象事業実施区域の視認特性
1	安田橋運動公園	阿賀野川河川敷に位置し、川の方向に眺望が広がる。背後は堤防であり、眺望は望めない。 対岸の南西方向に対象事業実施区域が見られる。	スポーツや散策に利用されている。	対象事業実施区域の東部が中景域(約800 m)に視認されることになる。
2	神明宮	清瀬集落の端に位置し、対象事業実施区域方向には水田が広がり、対象事業実施区域との間に視界を遮るものは無い。 水田の背後には、阿賀野川の堤防や、現行施設が見られる。	日常的なお参り、地域の集会や子どもの遊び場として利用されている。	対象事業実施区域の南部が近景域(約300 m)に視認されることになる。
3	論瀬新田バス停	白根安田線の道路脇に位置し、眺望は全方位に開けている。 樹木により一部遮られるものの、東方向に対象事業実施区域が見られる。	新潟交通観光バスの利用者が利用している。	対象事業実施区域の西部が中近景域(約700 m)に視認されることになる。
4	五泉PA（上り）	PAの駐車場からは、背後の建屋により一部遮られるものの、全方位に眺望が開けている。 南方向に対象事業実施区域が見られる。	磐越自動車道利用者の休憩場として利用されている。	対象事業実施区域の北部が中景域(約1.7 km)に視認されることになる。

注：景域の範囲：近景域：0～約400m 中景域：約400m～約2.5km 遠景域：約2.5km以上

施設完成後の眺望状況の変化の概要

番号	予測地点	施設完成後の眺望変化の検討
1	安田橋運動公園	施設の完成後は、中景域に施設の東部が視認される状況へ変化する。ただし、施設から予測地点は800 m程度離れており、川岸の樹林及び対岸の堤防に視界を遮られる。スカイラインの変化もわずかであるため、眺望景観の変化は小さい。又、施設全体を周辺環境と調和した配色とすることにより、更に影響を低減できると予測される。
2	神明宮	施設の完成後は、近景域に施設の全貌が視認される状況へ変化する。計画地方向の左側に位置する現在稼働中の廃棄物処理施設よりも、やや大きく視認される。スカイラインの変化が予想されるものの、施設の形状を一般的な矩形とすること、又施設全体を周辺環境と調和した配色とすることにより、影響を低減できると予測される。
3	論瀬新田バス停	施設の完成後は、中近景に施設の南西部が視認される状況へ変化する。ただし、施設から予測地点は700 m程度離れており、周りの標識や看板に視界を遮られる。加えて、スカイラインも変化しないため、眺望景観の変化は小さい。又、施設全体を周辺環境と調和した配色とすることにより、更に影響を低減することが可能である。
4	五泉PA（上り）	施設の完成後は、中近景に施設の北部が視認される状況へ変化する。 ただし、施設から予測地点は1.7 km程度離れており、計画地方向の右側手前に位置する現在稼働中の廃棄物処理施設より小さく視認される。加えて、スカイラインも変化しないため、眺望景観の変化は小さい。又、施設全体を周辺環境と調和した配色とすることにより、更に影響を低減することが可能である。

表 6.1(15)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>調査結果</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr>
<td>人と自然との触れ合い活動の場</td>
<td>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</td>
<td>土地又は工作物の存在及び供用</td>
<td>地形改変後の土地及び施設の存在</td>
<td>
(1)人と自然との触れ合い活動の場の概況
調査の結果、人と自然との触れ合い活動の場としては、安田橋運動公園及び諏訪宮が挙げられた。

(2)人と自然との触れ合い活動の場の利用状況
調査の結果、安田橋運動公園での利用形態はスポーツが最も多く、次いで散策・休憩・花見等であった。利用者は成人男性が多かった。諏訪宮では、遊具利用等の遊び、散策・休憩・花見等が多かった。利用者は男女同数であり、安田橋運動公園と比較して子供の割合が多かった。
各調査地における利用状況
<table>
<tr><th>調査地</th><th>春季</th><th>夏季</th><th>秋季</th></tr>
<tr><td>安田橋運動公園</td><td>137 人</td><td>67 人</td><td>115 人</td></tr>
<tr><td>諏訪宮</td><td>8 人</td><td>3 人</td><td>5 人</td></tr>
</table>

(3)人と自然との触れ合い活動の場への交通手段
安田橋運動公園では、交通手段はほぼ全て自家用車であった。諏訪宮では、春季、夏季は全て徒歩であり、秋季は全て自家用車であった。
</td>
<td>
各地点において、ふれあい活動に変化を与える要因はあるが、各要因の予測結果及び回避・低減の配慮により、ふれあい活動の利用環境に影響を及ぼさないと予測される。
各予測地点における予測結果
<table>
<tr><th>地点</th><th colspan="2">予測結果</th></tr>
<tr><td rowspan="2">安田橋運動公園</td><td>利用環境の変化の程度</td><td>安田橋運動公園からは計画施設の北西側が視認されることになるが、約 800m 離れており影響は極めて小さい。又、自動車等の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響は、安田橋運動公園付近を通過する台数が阿賀野市からの車両に限定されるため、変化は小さいと予測される。
以上のことから、稼動開始時における安田橋運動公園の利用環境に及ぼす影響は極めて小さいと予測される。</td></tr>
<tr><td>交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度</td><td>安田橋運動公園の利用者は主に自家用車で訪れているが、付近を通過する関係車両は阿賀野市からのみであり台数が少なく、影響は小さいと予測される。
以上のことから、稼動開始時における安田橋運動公園の利用環境に及ぼす影響は小さいと予測される。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">諏訪宮</td><td>利用環境の変化の程度</td><td>諏訪宮からは計画施設の南側が視認されることは無く、約 700m 離れており、視界を家屋等に遮られるため影響は小さい。又、自動車等の走行に伴う大気質、騒音、振動の影響は、諏訪宮周辺が車両の走行ルートを外れていることから、影響は小さいと予測される。
以上のことから、稼動開始時における諏訪宮の利用環境に及ぼす影響は極めて小さいと予測される。</td></tr>
<tr><td>交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度</td><td>諏訪宮の利用者が主に五泉市内から徒歩で訪れていることを考慮すると、影響は小さい。又、関係車両の走行による影響は、関係車両が県道 315 号馬下論瀬線を主な走行ルートとしており、諏訪宮は走行ルート付近に位置していないため、影響は小さい。
以上のことから、稼動開始時における諏訪宮の利用環境に及ぼす影響は小さいと予測される。</td></tr>
</table>
</td>
<td>
・敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気を緩和するよう配慮する。
・事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。
</td>
<td>
(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性
安田橋運動公園や諏訪宮に及ぼす影響は極めて小さいと予測され、これらのふれあい活動の場における「ふれあい活動」の内容が確保されていることから、基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・第 2 次五泉市環境基本計画における基本目標Ⅰ
</td>
</tr>
</table>

表 6.1(16)　環境影響評価結果の概要

環境要素		影響要因		予測結果	環境保全措置	評価結果
廃棄物	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	造成工事の実施及び施設の設置により、35,110m³ の建設残土が発生し、そのうち 20,710m³ が場内利用(埋め戻し)に供される。場内利用後に発生する建設残土 14,400m³ については専門業者に委託し、適切な有効利用又は埋め立て処分を図る。 建設副産物については、造成工事又は施設の設置により合計で約 7,800t が発生する。発生した副産物のうち、建設汚泥については可能な限り場内利用又は再資源化を行い、その他の建設副産物については可能な限り再資源化を行う。再資源化等の実施後の最終処分(埋め立て)量は合計で約 425t である。発生した副産物は、工事の期間中はコンテナボックス等を用いて適切に保管される。	・建設残土及び副産物については、可能な限り場内利用又は再資源化に努める。 ・場内利用又は再資源化が困難な廃棄物については、保管標識等を用いて適切に保管及び処理する。 ・工事期間中は、工事現場に監督員を配置するとともに、第三者に工事監理を委託し、建設副産物について適切に処理されるよう監視を行う。	**(1)環境影響の回避・低減** 左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。 (2)環境保全施策との整合性 建設工事に伴い発生する建設残土及び建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、廃棄物の発生抑制を図るとともに、分別回収の徹底により、再資源化及び再利用等の促進を図る。再資源化等ができないものは専門業者に委託し、適切に最終処分(埋め立て)を行う。 なお、工事業者には監督員の配置を義務付けるとともに、工事期間中は第三者に工事監理を委託し、建設副産物が適切に管理され、処理されるよう監視を行う計画としている。 以上のことから、造成工事及び施設の設置等に伴う廃棄物等の影響の予測結果は、環境保全施策との整合性が図られているものと評価する。 【整合を図るべき基準】 ・国土交通省建設リサイクル推進計画 2014(平成 26 年 9 月 国土交通省) ・北陸地方建設リサイクル推進計画 2015(平成 27 年 6 月 北陸地方建設副産物対策連絡協議会)

表 6.1(17) 環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td>廃棄物</td><td>廃棄物</td><td>土地又は工作物の存在及び供用</td><td>廃棄物の発生</td><td>

(1) ごみ処理施設からの処理残渣

1) エネルギー回収型廃棄物処理施設からの焼却残渣

施設の焼却残渣は、年間約 2,700t、1 日あたり約 10t が発生すると予測される。これらの焼却残渣は搬出車両により搬出される。

2) マテリアルリサイクル推進施設からの処理残渣

マテリアルリサイクル推進施設からの処理残渣の発生量に関する予測結果は下表に示すとおりである。このうち、可燃残渣はエネルギー回収型廃棄物処理施設で処理され、その他は処理計画に基づき適切に処理され再資源化又は最終処分される。

施設からの品目別処理量又は処理残渣の発生量

<table>
<tr><th>処理対象物</th><th>品目</th><th>処理量又は発生量(t/年)</th></tr>
<tr><td rowspan="2">かん</td><td>スチール</td><td>110.0</td></tr>
<tr><td>アルミ</td><td>127.1</td></tr>
<tr><td rowspan="5">びん</td><td>白</td><td>215.8</td></tr>
<tr><td>茶</td><td>196.6</td></tr>
<tr><td>青・緑</td><td>51.6</td></tr>
<tr><td>赤・黒</td><td>9.9</td></tr>
<tr><td>生きびん</td><td>106.2</td></tr>
<tr><td rowspan="4">不燃・粗大
(小型家電を除く)</td><td>鉄</td><td>183.6</td></tr>
<tr><td>アルミ</td><td>37.1</td></tr>
<tr><td>可燃残渣</td><td>176.0</td></tr>
<tr><td>不燃残渣</td><td>206.7</td></tr>
<tr><td>不燃・粗大(小型家電)</td><td>－</td><td>111.9</td></tr>
<tr><td>プラスチック製容器包装</td><td>－</td><td>591.1</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td>－</td><td>35.3</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>2,158.9</td></tr>
</table>

(2) 管理棟等からの一般廃棄物

施設における業務等によって排出される事業系一般廃棄物の発生量は、平日で 10.94kg/日、土曜で 6.32kg/日、休日で 0.97kg/日と予測される。

</td><td>

・廃棄物については、適正な処理に努める。
・施設では処理が困難な廃棄物、処理を行わず一時保管する廃棄物については、適切に保管する。
・計画施設の運営にあたっては、3R の推進など、自治体の廃棄物の削減施策等を適切に実施する。

</td><td>

(1) 環境影響の回避・低減

左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減を図っていると評価する。

</td></tr>
</table>

表 6.1(18)　環境影響評価結果の概要

<table>
<tr><th colspan="2">環境要素</th><th colspan="2">影響要因</th><th>予測結果</th><th>環境保全措置</th><th>評価結果</th></tr>
<tr><td>温室効果ガス等</td><td>二酸化炭素等</td><td>土地又は工作物の存在及び供用</td><td>施設の稼動</td><td>計画施設と現行施設の温室効果ガス排出量の予測結果は以下に示すとおりである。

温室効果ガス排出量の予測結果(計画施設)
<table>
<tr><th colspan="2">活動の種類</th><th>排出量</th><th>単位</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般廃棄物の焼却</td><td>合成繊維の焼却</td><td>2,317.3</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>プラスチック類の焼却</td><td>14,341.1</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物の焼却(CH_4)</td><td>0.8</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物の焼却(N_2O)</td><td>604.1</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td rowspan="4">燃料及び電気の使用</td><td>施設の稼動(灯油)</td><td>91.1</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>施設の稼動(電気)</td><td>148.3</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>ごみ搬入車両等の走行(軽油)</td><td>1,464.3</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>ごみ搬入車両等の走行(ガソリン)</td><td>137.9</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">発電</td><td>−4,181.4</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">緑地による吸収(芝地)</td><td>−4.2</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>14,919.5</td><td>tCO_2/年</td></tr>
</table>
温室効果ガス排出量の予測結果(現行施設)
<table>
<tr><th colspan="2">活動の種類</th><th>排出量</th><th>単位</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一般廃棄物の焼却</td><td>合成繊維の焼却</td><td>2,459.8</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>プラスチック類の焼却</td><td>15,222.7</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物の焼却(CH_4)</td><td>0.9</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物の焼却(N_2O)</td><td>641.3</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td rowspan="6">燃料及び電気の使用</td><td>施設の稼動(A 重油)</td><td>241.2</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>施設の稼動(灯油)</td><td>1.1</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>施設の稼動(LPG)</td><td>0.6</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>施設の稼動(電気)</td><td>2,793.4</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>ごみ搬入車両等の走行(軽油)</td><td>1,274.5</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td>ごみ搬入車両等の走行(ガソリン)</td><td>97.0</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">緑地による吸収(芝地)</td><td>−2.9</td><td>tCO_2/年</td></tr>
<tr><td colspan="2">合計</td><td>22,730.7</td><td>tCO_2/年</td></tr>
</table>
注：現行施設は、五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場、阿賀野市環境センター、阿賀町クリーンセンターの 3 施設の合計量。</td><td>・ごみ焼却排熱から回収した熱を利用して効率的な発電を行い、施設内等で利用する。
・ごみ搬入車両については燃費性能のよい車両を積極的に導入するよう収集委託業者を指導する。
・造成工事及び施設の設置にあたっては、燃費性能のよい建設機械及び工事用車両を導入する。</td><td>(1)環境影響の回避・低減
左記の環境保全措置を適切に実施することで、環境に及ぼす影響の低減・代償を図っていると評価する。

(2)国等の環境の保全に関する施策との整合性
施設の稼動に伴う温室効果ガス排出量は、現行施設と比較して 34.3%減少する。この削減率は整合を図るべき基準を達成している。又、環境保全措置を適切に実施することで更なる削減が見込まれる。
以上のことから基準との整合は図られていると評価する。

【整合を図るべき基準】
・新潟県地球温暖化対策地域推進計画の温室効果ガス排出量削減目標</td></tr>
</table>

第7章　環境保全のための措置

「第 6 章　調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価の結果は、表 7.1 に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。

したがって、これらの措置を設計、建設及び管理運営の各段階において特定された民間事業者へ周知し、民間事業者はこれを遵守することにより、環境影響の回避・低減を図ることとする。

なお、設計・建設段階においては立会検査により、管理運営段階においては運営モニタリングにより事業者が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。また、環境に影響がみられるおそれがある場合やみられた場合は都市計画決定権者と協議の上、対策を講じるものとする。

表 7.1(1)　環境保全のための措置

環境要素	影響要因		環境保全のための措置
大気質	工事の実施	建設機械の稼働	・ 風が強く、工事により粉じんが発生する場合には散水を行う。 ・ 天候等の条件により周辺民家に粉じんが飛散するような場合は工事を中止する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・ 事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。 ・ 最新の排出ガス適合車の使用に努める。 ・ 車両運行ルートの限定、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス、機械等の稼動）	・ 排ガス処理設備を設置する。 ・ 大気汚染防止法等の規制基準値を下回る環境保全管理値を設定する。 ・ 灰ピット・薬剤処理設備等の灰処理設備を適切に整備し、焼却灰の飛散を防止する。 ・ 施設の点検、整備を十分行う。 ・ プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に粉じん等が拡散しない構造とする。
		廃棄物の搬出入	・ 事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。 ・ 最新の排出ガス適合車の使用に努める。 ・ 車両運行ルートの限定、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。

表 7.1(2)　環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
騒音	騒音、 低周波音	工事の実施	建設機械の稼働	・事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼動を避ける。 ・建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。 ・建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。 ・低騒音型建設機械を積極的に採用するよう指導する。 ・敷地境界には工事用仮囲いを設置し騒音の伝播を防止する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	・防音材を使用し、施設外部への伝播を防止する。 ・騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 ・建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 ・設備の点検、整備を十分行う。
			廃棄物の搬出入	・車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避け効率的な運行に努める。 ・規制速度の遵守を指導する。 ・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。

表 7.1(3)　環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	・事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼動を避ける。 ・建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。 ・建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。 ・低振動型建設機械を積極的に採用するよう指導する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転を行わないよう指導する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	・防振材を使用し、振動の発生を防止する。 ・周辺の住宅の状況を考慮し、可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 ・設備の点検、整備を十分行う。
			廃棄物の搬出入	・事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。 ・規制速度の遵守を指導する。 ・車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス、機械等の稼動）	・プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に臭気が拡散しない構造とする。 ・ごみピット内で発生する臭気は、燃焼用空気として吸引し、炉内で高温燃焼脱臭する。 ・焼却炉停止時には、臭気を吸引し、脱臭装置を使用して臭気処理を行う。
水質	水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。また、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
	水の汚れ、水の濁り	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	・プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。

表 7.1(4)　環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
地下水の水位及び水質	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	・ 排水等の循環利用を促進させ、地下水の利用量を極力減らす方策を検討する。 ・ 緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する。 ・ 周辺地下水への影響がなるべく出ない配置となるよう、地下構造物の位置に配慮し敷地境界からの距離を確保する。
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地	工事の実施	造成工事及び施設の配置等	・ 工事用地の不適切な管理（ゴミ等の放置等）を防止し、動物への影響を低減する。 ・ 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	・ 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
			施設の稼働（排水）	・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。
			施設の稼働（機械等の稼働）	・ 防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。 ・ 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 ・ 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 ・ 可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 ・ 設備の点検、整備を十分行う。

表 7.1(5)　環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
植物	重要な植物種及び群落とその生息地	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	・ 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、植物への影響を低減する。 ・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	・ 速やかな緑化に努め、植栽は周辺の樹林との連続性を図り、又、樹種の選定においては在来種を中心に行う。
			施設の稼働（排水）	・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	・ 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動植物への影響を低減する。 ・ 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	・ 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
			施設の稼働（排水）	・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。

表 7.1(6)　環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
生態系	地域を特徴づける生態系	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	・ 防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。 ・ 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 ・ 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 ・ 可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 ・ 設備の点検、整備を十分行う。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	・ 圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。 ・ 敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気を緩和するよう配慮する。 ・ 周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	・ 敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気を緩和するよう配慮する。 ・ 事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	・ 建設残土及び副産物については、可能な限り場内利用又は再資源化に努める。 ・ 場内利用又は再資源化が困難な廃棄物については、保管標識等を用いて適切に保管及び処理する。 ・ 工事期間中は、工事現場に監督員を配置するとともに、第三者に工事監理を委託し、建設副産物について適切に処理されるよう監視を行う。
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	・ 廃棄物については、適正な処理に努める。 ・ 施設では処理が困難な廃棄物、処理を行わず一時保管する廃棄物については、適切に保管する。 ・ 計画施設の運営にあたっては、3R の推進など、自治体の廃棄物の削減施策等を適切に実施する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働	・ ごみ焼却排熱から回収した熱を利用して効率的な発電を行い、施設内等で利用する。 ・ ごみ搬入車両については燃費性能のよい車両を積極的に導入するよう収集委託業者を指導する。 ・ 造成工事及び施設の設置にあたっては、燃費性能のよい建設機械及び工事用車両を導入する。

第8章　事後調査

8.1　事後調査計画

8.1.1　事後調査項目の設定

新潟県環境影響評価技術指針第15では、事後調査の実施条件として以下の6点が挙げられている。

① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
② 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置をより詳細なものにする場合
③ 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
④ 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
⑤ 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
⑥ 環境要素に係る環境が著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

上記の6つの条件を踏まえ、事後調査の実施に係る検討結果を表 8.1.1に示す。

本事業は、DBO 方式により、要求水準書の内容には各維持管理基準及び環境影響評価結果の遵守を含める予定である。そのため、特定された事業者は本書の記載内容を遵守しながら、事業を進めることになる。又、事業の実施にあたっては、「8.2　維持管理計画」に示す維持管理上の環境測定を実施し、環境に配慮した工事の実施及び施設の運営を行う。以上のことから、事後調査は実施しないこととする。

表 8.1.1(1)　事後調査の実施に係る検討結果

環境要素		影響要因		実施の有無	事後調査の実施に係る検討結果
大気質	粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	△	予測結果は、「道路環境影響評価の技術手法 平成 24 度版」による参考値との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、「第 1 章　対象事業の目的及び概要」に示したとおり、工事中は適宜散水を実施する等、環境保全対策の適切な実施により環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、表 8.2.2 に示す工事時のモニタリングを実施する。
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×	予測結果は、大気の汚染に係る環境基準値等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	△	予測結果は、大気の汚染に係る環境基準値等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、排ガス処理設備・灰処理設備を設置する等、環境への影響を低減するよう配慮する。 加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、定期的に排出状況の把握を行う。
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等		廃棄物の搬出入	×	予測結果は、大気の汚染に係る環境基準値等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。

凡例　△：事後調査は実施しないが、維持管理上の環境測定又は工事中のモニタリングを実施する項目
　　×：事後調査、維持管理上の環境測定及び工事中のモニタリングを実施しない項目

表 8.1.1(2)　事後調査の実施に係る検討結果

環境要素		影響要因		実施の有無	事後調査の実施に係る検討結果
騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	△	予測結果は、騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、「第 1 章　対象事業の目的及び概要」に示したとおり、工事中は仮囲いを設置する等、環境保全対策の適切な実施により環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、表 8.2.2 に示す工事時のモニタリングを実施する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	△	予測結果は、騒音に係る環境基準等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、「第 1 章　対象事業の目的及び概要」に示したとおり、資材運搬等の車両は空ぶかしをしないよう指導する等、環境保全対策の適切な実施により環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、表 8.2.2 に示す工事時のモニタリングを実施する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働 （機械等の稼働）	△	予測結果は、騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、騒音の発生源となる設備はできるだけ建物内中央部に設置する等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、施設稼動後に騒音の状況の把握を行う。
			廃棄物の搬出入	△	予測結果は、騒音に係る環境基準等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、規制速度の遵守を指導する等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、施設稼動後に騒音の状況の把握を行う。

凡例　△：事後調査は実施しないが、維持管理上の環境測定又は工事中のモニタリングを実施する項目
　　×：事後調査、維持管理上の環境測定及び工事中のモニタリングを実施しない項目

表 8.1.1(3)　事後調査の実施に係る検討結果

環境要素		影響要因		実施の有無	事後調査の実施に係る検討結果
騒音	低周波音	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	△	予測結果は、低周波音に係る評価の参考値との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、低周波音の発生源となる設備はできるだけ建物内中央部に設置する等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、施設稼動後に低周波音の状況の把握を行う。
振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	△	予測結果は、振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、「第 1 章　対象事業の目的及び概要」に示したとおり、低振動型の建設機械を採用する等、環境保全対策の適切な実施により環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、表 8.2.2 に示す工事時のモニタリングを実施する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	△	予測結果は、振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、「第 1 章　対象事業の目的及び概要」に示したとおり、資材運搬等の車両は空ぶかしをしないよう指導する等、環境保全対策の適切な実施により環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、表 8.2.2 に示す工事時のモニタリングを実施する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	△	予測結果は、振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、振動の発生源となる設備はできるだけ建物内中央部に設置する等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、施設稼動後に振動の状況の把握を行う。
			廃棄物の搬出入	△	予測結果は、振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、規制速度の遵守を指導する等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、施設稼動後に振動の状況の把握を行う。

凡例　△：事後調査は実施しないが、維持管理上の環境測定又は工事中のモニタリングを実施する項目
　　×：事後調査、維持管理上の環境測定及び工事中のモニタリングを実施しない項目

表 8.1.1(4)　事後調査の実施に係る検討結果

環境要素		影響要因		実施の有無	事後調査の実施に係る検討結果
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	△	予測結果は、悪臭防止法に基づく規制基準値との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、ごみピット内で発生する臭気は、燃焼用空気として吸引し、炉内で高温燃焼脱臭する等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、定期的に悪臭の状況の把握を行う。
水質	水の濁り	工事の実施	造成の工事及び施設の設置等	△	予測結果は、水質汚濁に係る環境基準値(D 類型)等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、「第 1 章　対象事業の目的及び概要」に示したとおり、強い雨が想定される場合は裸地をシート等により被覆する等、環境保全対策の適切な実施により環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、表 8.2.2 に示す工事時のモニタリングを実施する。
	水の汚れ 水の濁り	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排水）	△	予測結果は、水質汚濁に係る環境基準値(D 類型)等の環境保全施策との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、調整池を設置し、計画的な排水に努める等、環境への影響を低減するよう配慮する。加えて、維持管理計画に基づき、表 8.2.1 に示す施設の運営に係る測定を実施し、放流水の水質の状況の把握を行う。
地下水の水位及び水質	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地	工事の実施	造成の工事及び施設の設置等	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働（排水、機械等の稼働）	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
植物	重要な植物種及群落とその生育地	工事の実施	造成の工事及び施設の設置等	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働（排水）	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。

凡例　△：事後調査は実施しないが、維持管理上の環境測定又は工事中のモニタリングを実施する項目
　　×：事後調査、維持管理上の環境測定及び工事中のモニタリングを実施しない項目

表 8.1.1(5)　事後調査の実施に係る検討結果

環境要素		影響要因		実施の有無	事後調査の実施に係る検討結果
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成の工事及び施設の設置等	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働（排水、機械等の稼働）	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	×	予測結果は、「新潟県景観づくり指針」における景観の保全に係る目標との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。 ただし、周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する等の環境保全措置の適切な実施により、環境への影響を低減するよう配慮する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	地形の改変後の土地及び施設の存在	×	予測結果は、「第 2 次五泉市環境基本計画」における基本目標Ｉとの整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成の工事及び施設の設置等	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
	廃棄物	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の発生	×	予測結果は、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス）	×	予測結果は、「新潟県地球温暖化対策地域推進計画」における温室効果ガス排出量削減目標との整合は図られており、環境への影響の程度は小さいものと評価している。したがって、事後調査は実施しないこととする。

凡例　△：事後調査は実施しないが、維持管理上の環境測定又は工事中のモニタリングを実施する項目
　　×：事後調査、維持管理上の環境測定及び工事中のモニタリングを実施しない項目

8.2　維持管理計画

8.2.1　維持管理上の環境測定項目の設定

計画施設の運営にあたっては、施設の安全かつ安定的な運転を行うため、表 8.2.1 に示す項目の測定を実施する。

又、工事の実施においては、表 8.2.2 に示すとおり、粉じん、騒音、振動、濁水に係るモニタリングを実施する。

表 8.2.1　施設の運営に係る測定項目

項目		備考
大気質	硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素、窒素酸化物	各炉
	ダイオキシン類	
	水銀	
	粉じん	敷地境界 1 地点(南側)
土壌	溶出試験、含有量試験	
ごみ質	種類別組成	
	三成分、低位発熱量(計算値、実測値)、単位体積重量	
主灰処理物	ダイオキシン類	
	重金属の溶出試験	
	鉛の溶出試験	簡易測定[注1]
	熱灼減量	
	含水率	
	特定化学物質の含有量[注2]	
飛灰処理物	ダイオキシン類	
	重金属の溶出試験	
	鉛の溶出試験	簡易測定[注1]
	含水率	
	特定化学物質の含有量[注2]	
騒音・低周波音	騒音測定(L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}、L_{Aeq})、 低周波音測定(G 特性音圧レベル (L_{G5})、平坦特性音圧レベル (L_{50})、1/3 オクターブバンド音圧レベル)	施設稼働直後の 1 ヶ年 3 地点 (環境騒音及び低周波音の調査地点)
振動	振動測定	施設稼働直後の 1 ヶ年 3 地点
悪臭	臭気指数測定	施設稼働直後の 1 ヶ年 5 地点 (悪臭の調査地点＋対象事業実施区域周辺の集落(論瀬新田集落))
水質	SS、濁度、BOD	施設稼働直後の 1 ヶ年 1 地点 (排水の放流先水路)
作業環境	作業環境測定 (ダイオキシン類、粉じん、二硫化炭素等)[注3]	

注 1：主灰処理物及び飛灰処理物の鉛の溶出量にかかる簡易測定の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属などの検定方法」(昭和 48 年 2 月 17 日環境庁告示第 13 号)のうち、埋め立て処分の方法を遵守すること。ただし、告示中の「第二　検定の方法」は運営事業者の提案する方法に代えることも可能とする。

注 2：「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年　法律第 86 号)に基づく特定化学物質排出量の把握

注 3：「労働安全衛生法」(昭和 47 年　法律第 57 号)に基づく作業環境測定

表 8.2.2　工事の実施中におけるモニタリング項目

項目		頻度	備考
大気質	粉じん	粉じんを多く発生させる工種の建設機械の稼動期間 (ダストジャー法により、月ごとに測定)	敷地境界 1 地点(南側)
騒音	環境騒音	工事期間中（連続測定）	敷地境界 1 地点(南側)
	道路交通騒音	資材運搬等の車両台数が最多となる時期(1 回)	2 地点 (予測地点 4(主要地方道白根安田線)、予測地点 5(主要地方道白根安田線))
振動	環境振動	工事期間中（連続測定）	敷地境界 1 地点(南側)
	道路交通振動	資材運搬等の車両台数が最多となる時期(1 回) ※道路交通騒音と同時測定	2 地点 (予測地点 4(主要地方道白根安田線)、予測地点 5(主要地方道白根安田線))
水質	濁度	工事期間中（連続測定）	沈砂池放流口 1 地点

8.2.2　環境測定の実施体制

環境測定の実施主体は、事業者とする。

なお、運営段階の運営モニタリングにより、事業者が維持管理上の環境測定の実施状況を確認する計画である。

8.2.3　環境測定結果の公表

工事段階においては、各種測定及び工事進捗状況等についてホームページを活用し、情報を公開していく計画である。

施設の運営段階においてもホームページを活用し、排ガス測定結果等の維持管理状況の情報を公表していく計画である。

8.2.4　影響の程度が著しい場合の対応方針

測定の結果、環境への影響が著しいことが明らかになった場合は、必要に応じて影響の原因を調査し、事業の影響であると判断された場合は、事業者及び関係市町が必要な対策を検討する。

第9章　対象事業に係る環境影響の総合評価

事業の計画段階において事前の配慮を行うとともに、種々の環境保全措置を講ずることにより、環境への影響は回避・低減され、周辺環境への影響は最小化されるものと評価される。

又、環境影響評価書では、すべての項目において、環境基準等との整合性が確認できたことから、環境影響評価手続上の事後調査は、実施する必要がないと評価されたが、環境に配慮した工事の実施及び施設の運営状況を確認するため、それぞれの段階において、環境モニタリングを実施することとする。

第10章　準備書についての意見及び見解

10.1　準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例(平成 11 年、新潟県条例第 38 号)」第 15 条の規定に基づき、「五泉地域衛生施設組合　一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)」の縦覧を行った。

この「準備書」に対し、同条例第 17 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募ったが、意見は提出されなかった。

10.2　準備書についての知事の意見及び都市計画決定権者の見解

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第 20 条の規定に基づき、新潟県知事から「準備書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

表 10.2.1　知事の意見及び都市計画決定権者の見解

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
1.総括的事項	
(1) 事業の実施に当たっては、気候変動の影響による災害等への考慮、環境保全に関する最善の対策の導入など、より一層の環境影響の低減に努めるとともに、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること	事業の実施に当たっては、災害等への考慮を行うとともに、環境保全に関する新たな技術や取り組みにより、更なる環境影響の低減が可能であることが判明した場合等においては、関係機関と協議のうえ、必要に応じて環境保全措置を講じます。 又、環境影響に関して新たな事実が判明した場合においても、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。
(2) 環境影響評価書(以下、「評価書」という。)や説明資料などの作成に当たっては、整合を図るべき基準又は目標の具体的な類型や規制の区分、設定理由を示し、評価結果に至るまでの論理的な説明や、現在の五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場と本事業の環境影響の程度を比較した説明に留意するとともに、よりわかりやすい事業概要を記載すること。	評価書及び説明資料等においては、文章や論理構成の見直し及び補足説明の追加を行い、論理的な説明や現行施設との比較に関する説明に留意した図書及び資料の作成を行いました。 又、よりわかりやすい事業概要を記載しました。(「第 1 章　対象事業の目的及び概要」参照)
(3) 本事業の設計、建設及び管理運営は公設民営方式で進めることとしており、各段階において事業主体が異なることから、環境保全措置の実施を担保する方法を評価書に記載すること。	設計、建設及び管理運営の各段階における事業者に対しては、「各維持管理基準及び環境影響評価の結果を遵守すること」、及び「工事中のモニタリング調査及び施設の運営に係る測定を実施し、環境に影響が見られた場合は都市計画決定権者と協議の上、対策を講じること」を要求する計画としていることから、評価書に記載された環境保全措置の実施は担保されております。 又、上記内容を評価書に記載しました。(「第 7 章 環境保全のための措置」参照)
(4) 地域住民等に対して、工事時及び施設の運営時におけるモニタリング結果の情報提供に努めること。	工事段階及び施設の運営段階双方において、ホームページを活用し、各測定結果、工事進捗状況、維持管理状況を公表し、情報提供に努めます。
2.個別的事項	
(1)低周波音について G 特性音圧レベルのみを用いて評価を行った理由を評価書に記載すること。また、施設の運営に係る測定では、改めて測定項目を検討し、適切な項目により測定を行って低周波音による影響を把握するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。	低周波音については、現行施設の敷地境界及び対象事業実施区域の最寄の集落において追加調査を実施しました。追加調査では、人の聴覚に基づき補正された指標である G 特性音圧レベルだけでなく、建具のがたつき等の物的影響に関する指標である平坦特性音圧レベルや、1/3 オクターブバンド音圧レベルについても現況を把握しました。 又、調査結果を用いて予測、評価及び環境保全措置の検討を実施し、その結果を評価書に記載しました。(「第 6 章　6.2　騒音・低周波音」参照) さらに、施設の運営に係る測定においても、上記の項目を測定し、低周波音による影響を把握すると共に、必要に応じて環境保全措置を講じることとしました。(「第 8 章　事後調査」参照)

新潟県知事の意見	都市計画決定権者の見解
(2)悪臭について 夏季の東南東の風の風下となる「論瀬新田集落」が調査地点として選定されていないことから、施設の運営に係る測定においては、「論瀬新田集落」を調査地点に加え、悪臭による影響を把握するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。	施設の運営に係る測定においては、「論瀬新田集落」を調査地点に加え、悪臭による影響を把握すると共に、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることとしました。(「第8章　事後調査」参照)
(3)動物、生態系について ア 環境保全措置として「動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な配置計画とする」とあるが、対象とする動物や環境保全措置を具体的に評価書に記載し、適切な環境保全措置を講じること。	哺乳類、爬虫類、両生類は、生活史の中で複数の環境間を移動・利用することが多いため、これらが対象事業実施区域の周囲において移動できる経路が確保されるような工事計画・施設配置計画とする旨を記載しました。(「第6章　6.7動物、6.9生態系」参照)
イ 「トウホクサンショウウオ」は対象事業実施区域外からの流下個体とされているが、生物は自らの生息範囲を移動させるものであり、文献で生息が確認されていなくとも、調査により個体が確認された場合は、その地域を生息地域として配慮すべきであることから、この点に留意して改めて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載すること。	トウホクサンショウウオについて、対象事業実施区域周辺での生息もあり得るとの想定の上、改めて影響予測・評価を行い、その結果を評価書に記載しました。(「第6章　6.7動物」参照)
ウ 生態系はそれぞれの種の相互関係の下に成り立っていることから、それを踏まえて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載すること。	生態系に関する影響予測は、それぞれの種の相互関係を踏まえて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載しました。(「第6章　6.9生態系」参照)
エ 比較的水質の良い環境に生息する両生類、昆虫類、底生動物が確認されていることから、調査対象水路の上流域を含めた取排水の状況など、それらの生息環境を適切に把握するとともに、必要に応じて改めて予測、評価を行い、その結果を評価書に記載すること。	調査対象水路に関する取排水状況について把握し、水路からの取水は無く、農地排水が流入するのみで、かつ排水流入箇所も落差により水路との連続性は断たれていることを確認・記載しました。(「第5章　5.5水質」参照) 以上より、事業に伴う排水による動植物・生態系への影響は調査対象水路に限られ、予測・評価については準備書の記載のとおりで問題無いと考えます。(「第6章　6.7動物、6.9生態系」参照)
(4)廃棄物について 造成工事及び施設の設置に伴う廃棄物等の処分の内容や、施設の稼働に伴う廃棄物等の削減目標を評価書に具体的に記載し、適切に環境保全措置を講じること。	評価書では、造成工事及び施設の設置に伴う廃棄物及び建設副産物の処分の方法、施設の稼動に伴う廃棄物の削減目標を具体的に記載しました。又、環境保全措置について再度検討し、その結果を記載しました。(「第6章　6.12　廃棄物等」参照)

10.3　準備書についての関係市長からの意見

対象事業に関し、「新潟県環境影響評価条例」第 20 条の規定に基づき、関係市長から「準備書」に対する意見が提示された。提示された意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は以下のとおりである。

10.3.1　五泉市長の意見

五泉市長の意見	都市計画決定権者の見解
1 施設の供用及び工事の実施において、周辺への影響が最小限となるよう十分な措置を講じること。	工事中及び施設の供用後の双方において、環境影響が最小限となるよう十分な措置を講じます。 又、工事中及び施設の供用後に、環境影響に関する新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。
2 「8.2　維持管理計画」に示す環境測定及びモニタリングにおける環境測定結果についてホームページ等で情報公開を実施すること。	工事段階及び施設の運営段階双方において、ホームページを活用し、各測定結果、工事進捗状況、維持管理状況を公表し、情報提供に努めます。

10.3.2　阿賀野市長の意見

阿賀野市長の意見	都市計画決定権者の見解
事業の実施にあたっては、準備書に記載されている環境保全措置を確実に実施し、環境への影響の低減に努めること。	設計、建設及び管理運営の各段階における事業者に対しては、「環境影響評価結果を遵守すること」を要求することで、評価書に記載されている環境保全措置を確実に実施し、環境影響の低減に努めます。 又、工事中及び施設の供用後に、環境影響に関する新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。

第11章　評価書作成にあたっての準備書記載事項との相違の概要

評価書の作成にあたり、準備書についての知事の意見や新潟県環境影響評価審査会の指摘に対する対応、記載内容の充実及びわかりやすさの向上を目的として、準備書の記載事項について見直しを行った。追加・修正した内容は表 11.1 に示すとおりである。なお、誤字･脱字等の軽微な修正については記載していない。

ただし、表 11.1 中の評価書記載ページは評価書本編における記載ページであり、要約書の記載ページと一致しない場合、又は要約書に記載されていない場合がある。

表 11.1(1)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 1 章	P1-1	1.4　対象事業の目的及び内容等 五泉市、阿賀野市、阿賀町では、発生する一般廃棄物について、表 1.4.1～表 1.4.2 に示す施設において五泉地域衛生施設組合(以下、「事業者」という。)による共同処理や各市町による処理を行ってきたが、各処理施設は稼働後 25～34 年が経過し、施設更新が急務となっている。 そのような状況を踏まえ、五泉地域衛生施設組合一般廃棄物中間処理施設整備事業では、五泉市、阿賀野市、阿賀町が中心になって策定した「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画(1 年次)」(以下、「実施計画(1 年次)」という。)」及び「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画（2 年次）（以下、「実施計画(2 年次)」という。)」に基づき、一般廃棄物の中間処理施設としてエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を整備する事業である。	1.4　対象事業の目的及び内容等 五泉市、阿賀野市、阿賀町(以下、「2 市 1 町」という。)では、発生する一般廃棄物について、表 1.4.1～表 1.4.2 に示す施設において五泉地域衛生施設組合(以下、「事業者」という。)による共同処理や各市町による処理を行ってきた。しかし、各処理施設は稼働後 25 年以上が経過し、施設更新が急務となっている。 五泉地域衛生施設組合一般廃棄物中間処理施設整備事業は、このような状況を踏まえ、2 市 1 町が中心になって策定した「五泉市･阿賀野市･阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画(1 年次)」(以下、「実施計画(1 年次)」という。)」及び「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理広域化実施計画（2 年次）（以下、「実施計画(2 年次)」という。)」に基づき、2 市 1 町の一般廃棄物を広域的に処理する中間処理施設としてエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設を新たに整備する事業である。
	P1-2	表 1.4.1	表 1.4.1　3 行目 現行施設の所在地を追記
	P1-2	表 1.4.2	表 1.4.2　3 行目 現行施設の所在地を追記
	P1-3	1.4.2　対象事業実施区域の位置 対象事業実施区域は、図 1.4.1 に示すとおりであり、面積は約 3.0ha である。	1.4.2　対象事業実施区域の位置 対象事業実施区域は、図 1.4.1 に示すとおりであり、面積は約 3.0ha である。又、現行の処理施設との位置関係は図 1.4.2 に示すとおりである。
	P1-4	図 1.4.1	図 1.4.1 図中 現行施設の位置を追記
	P1-5	－	図 1.4.2 図を追加

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5) 中の※は例外である。

表 11.1(2)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 1 章	P1-7	第 2 段落 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び各種資源ごみはマテリアルリサイクル推進施設で処理又は直接資源化業者に委託することになり、これらは種類ごとに一般的な処理方式が確立されており、ここでも可能な限り資源化を行うこととした。	第 2 段落、第 3 段落 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ及び各種資源ごみはマテリアルリサイクル推進施設で処理又は直接資源化業者に委託することになり、これらは種類ごとに一般的な処理方式が確立されており、ここでも可能な限り資源化を行うこととした。 事業実施後のごみ処理システムは図 1.4.3 に示すとおりである。
	P1-7	―	図 1.4.3 図を追加
	P1-16	表 1.4.11　1 行目　硫黄酸化物の法令基準 K 値規制：17.5 (約 1,480 ppm)	表 1.4.11　1 行目　硫黄酸化物の法令基準値 K 値規制：17.5 (約 1,750 ppm)
	P1-16	表 1.4.11　注釈 注 ：K 値規制による排出濃度は計画施設の高さ及び排ガス量により変化する。表中の値は環境保全目標値を用いて算出したものである。	表 1.4.11　注釈 注 1 ：大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく排出基準 注 2 ：K 値規制による排出濃度は、最大着地濃度を基準値以下とするための排ガス濃度の最大値であり、計画施設の高さ及び排ガス量により変化する数値である。濃度換算の結果は表 1.4.9 中の高さ及び排ガス量を用いて算出した値である。 注 3 ：ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に基づく排出基準
	P1-17	3)　排水 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設はクローズドシステムを採用するためプラント排水は施設内での循環再利用無放流方式を採用し、施設外に排水されない計画となっている。生活排水については、合併浄化槽で処理後、公共用水域に排水する計画となっている。このため、本施設は水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当し、同法の適用を受ける。	3)　排水 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設はクローズドシステム(循環再利用無放流方式)を採用するため、プラント排水は施設外に排水されない計画となっている。生活排水については、合併浄化槽で処理後、公共用水域に排水する計画となっている。このため、本施設は水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当し、同法の適用を受ける。
	P1-17	5)　振動 中間処理施設は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定施設を有するために、特定工場に該当し、同法の適用を受ける。対象事業実施区域は、規制地域の指定は無いが、周辺土地利用の状況は第 3 種区域に相当する。	5)　振動 中間処理施設は、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく特定施設を有するために、特定工場に該当し、同法の適用を受ける。対象事業実施区域は、規制地域の指定は無いが、周辺土地利用の状況は第 2 種区域に相当する。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(3)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 2 章	P2-11	表 2.1.7　3 行目　平成 28 年度の年平均値 「8」	表 2.1.7　3 行目　平成 28 年度の年平均値 「8.0」
	P2-17	1) 生活環境項目　第 2 段落 各調査地点の調査結果（年平均値）をそれぞれの環境基準値と比較した結果を表 2.1.12 に示す。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、全亜鉛、ノニルフェノールは環境基準を満足していた。大腸菌群数は平成 28 年、29 年の馬下橋、平成 29 年の横雲橋、各年の羽下大橋で基準値を上回る値が確認された。	1) 生活環境項目　第 2、第 3 段落 平成 25 年度～29 年度における各調査地点の年平均値の経年変化をそれぞれの環境基準と比較した結果は表 2.1.12 に示すとおりである。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、全亜鉛、ノニルフェノールは環境基準を達成していた。大腸菌群数は平成 28 年度、29 年度の馬下橋、平成 29 年度の横雲橋、各年の羽下大橋で環境基準を上回る値が確認された。一方、BOD については図 2.1.10 に示すとおり、過去 10 ヵ年のうち平成 23 年度、24 年度に環境基準を上回る値が確認された。 又、平成 25 年度～29 年度の月別の調査結果は図 2.1.11 に示すとおりである。月別の数値をみると、BOD はいずれの地点も、SS は馬下橋及び横雲橋において環境基準値を上回る数値が確認された。
	P2-17	表 2.1.12　14 行目　H25 年度の大腸菌群数 「9.9×10^2」	表 2.1.12　14 行目　H25 年度の大腸菌群数 「9.8×10^2」
	P2-18	表 2.1.12　16,17 行目　H25 年度の全亜鉛 横雲橋　「0.01」 羽下大橋　「0.01」	表 2.1.12　16,17 行目　H25 年度の全亜鉛 横雲橋　「0.011」 羽下大橋　「0.008」
	P2-19	表 2.1.12　18～20 行目　ノニルフェノールの環境基準値 阿賀野川　「0.001mg/L 以下」 早出川　「0.002mg/L 以下」	表 2.1.12　18～20 行目　ノニルフェノールの環境基準値 阿賀野川　「0.002mg/L 以下」 早出川　「0.001mg/L 以下」
	P2-17～2-23	表 2.1.12～2.1.19、図 2.1.10～2.1.11　資料の発行部署 「新潟県環境部環境対策課」	表 2.1.12～2.1.19、図 2.1.10～2.1.11　資料の発行部署 「新潟県県民生活・環境部環境対策課」
	P2-18	図 2.1.11　図中 「BOD75%値」	図 2.1.11 中　図中 「BOD」
	P2-19～2-21	表 2.1.13～2.1.15	表 2.1.13～2.1.15　9 行目 アルキル水銀の測定結果を追記
	P2-103	b)　振動規正法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準　第 2 段落 対象事業実施区域は、2 号区域に該当する。	b)　振動規正法及び新潟県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業に係る規制基準　第 2 段落 対象事業実施区域は、1 号区域に該当する。
第 3 章	P3-2	表 3.2.1 中　2.個別的事項　(1)　イ 騒音の評価にあたっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮し、B 類型の環境基準値を用いて評価を行いました。(「第 6 章 6.2 騒音・低周波音」参照)	表 3.2.1 中　2.個別的事項　(1)　イ 騒音の環境基準値について、対象事業実施区域周辺の土地利用は C 類型に相当しますが、評価にあたっては、予測地点の周辺に住居が存在することを考慮し、主として住居の用に供される地域の基準である B 類型の環境基準値を用いて評価を行いました。(「第 6 章　6.2　騒音・低周波音」参照)

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(4)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第5章	P5-7	〈調査の手法-工事の実施-〉　8行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。	〈調査の手法-工事の実施-〉　8行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日及び周辺事業場の休業日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。
	P5-8	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉5行目　調査すべき情報 ・低周波音	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉5行目　調査すべき情報 ・低周波音(G特性音圧レベル(L_{G5}))
	P5-8	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉6行目 低周波音の追加調査の調査手法を追記
	P5-8	－	脚注 脚注を追加
	P5-9	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉9行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉5行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日及び周辺事業場の休業日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。 低周波音追加調査は、調査地域において一般的、かつ、低周波音の影響が問題となりやすいと考えられる条件(休日及び夜間)の現況を把握可能な時期とした。
	P5-9	〈調査地点一覧-工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用〉	〈調査地点一覧-工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用〉　10列目 低周波音　平坦特性・1/3オクターブバンド音圧レベルの列を追記
	P5-9	〈調査地点一覧-工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用〉	〈調査地点一覧-工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用〉　5行目 地点1’の行を追記
	P5-9	〈調査地点一覧-工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用〉　6～8行目 低周波音「(空白)」	〈調査地点一覧-工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用〉　8～10行目 G特性「－」
	P5-10	図5.2.1　図中	図5.2.1　図中 低周波音追加調査の地点を追記
	P5-13	〈予測及び評価の手法-土地又は工作物の存在及び供用〉　4行目　予測の基本的な手法 施設計画を踏まえ、類似事例、又は既存知見に関する資料収集により定性的に予測する。	〈予測及び評価の手法-土地又は工作物の存在及び供用〉　4行目　予測の基本的な手法 調査結果及び施設計画を踏まえ、現行施設との比較、周辺集落との位置関係、及び類似事例又は既存知見に関する資料収集により定性的に予測する。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(5)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 5 章	P5-14	2 行目　○基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) による規制基準 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」(昭和 46 年新潟県条例第 51 号) による規制基準	2 行目　○基準又は目標との整合に係る評価 以下の基準等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) 「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号) による規制基準 「新潟県生活環境の保全等に関する条例」(昭和 46 年新潟県条例第 51 号) による規制基準 「ISO7196：Acoustics-Frequency weighting characteristics for infrasound measurements, 1995」による一般的に知覚できる低周波音圧レベル(G 特性音圧レベル)に関する参考値 「低周波空気振動調査報告書」(昭和 59 年 12 月　環境庁大気保全局)による一般環境中に存在する低周波音圧レベル(平坦特性)に関する参考値 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月　環境庁大気保全局)、「低周波音の感覚と評価に関する基礎研究」(昭和 55 年文部省科学研究費「環境科学」特別研究)による影響が生じると考えられる参考値
	P5-15	〈調査の手法-工事の実施-〉 7 行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。	〈調査の手法-工事の実施-〉 7 行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日及び周辺事業場の休業日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。
	P5-16	〈調査の手法-工事の実施-〉 7 行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。	〈調査の手法-工事の実施-〉 7 行目　調査期間等 施設の稼働が想定される平日及び周辺事業場の休業日とし、年間を通して交通量が標準的な秋季とした。
	P5-24	〈予測及び評価の手法-土地又は工作物の存在及び供用〉 9 行目 ・悪臭に係る基準値は、悪臭防止法第 3 種区域の規制基準値である臭気指数「13」を敷地境界での目標値とする。	〈予測及び評価の手法-土地又は工作物の存在及び供用〉 9 行目 ・悪臭に係る基準値は、悪臭防止法第 1 種区域の規制基準値である臭気指数「10」を敷地境界での目標値とする。
	P5-25	〈調査の手法-工事の実施-〉 1 行目　調査地域・調査地点 1. 調査地域 事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事中の排水放流先である河川とする。	〈調査の手法-工事の実施-〉 1 行目　調査地域・調査地点 1. 調査地域 事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事中の排水放流先である河川とする※。 (※図 5.5.1 参照)
	P5-26	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉 1 行目　調査地域・調査地点 1. 調査地域 事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事中の排水放流先である河川とする。	〈調査の手法-土地又は工作物の存在及び供用-〉 1 行目　調査地域・調査地点 1. 調査地域 事業の実施により水質の変化が想定される地域とし、対象事業実施区域からの工事中の排水放流先である河川とする※。 (※図 5.5.1 参照)

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5) 中の※は例外である。

表 11.1(6)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第5章	P5-27	―	図5.5.1 図を追加
	P5-53	〈予測及び評価の手法-工事の実施->　6行目	〈予測及び評価の手法-工事の実施->　6行目 ○基準又は目標との整合に係る評価以降を追加
	P5-53	〈予測及び評価の手法-工事の実施->　7行目	〈予測及び評価の手法-工事の実施->　7行目 ○基準又は目標との整合に係る評価以降を追加
第6章 6.1 大気質	P6-8	表6.1.8　3行目　平成28年度の年平均値 8	表6.1.8　3行目　平成28年度の年平均値 8.0
	P6-51	表6.1.35　7行目 基準値等　(濃度換算60.9ppm)	表6.1.35　7行目 法令基準　(濃度換算：約1,750ppm)
	P6-51	表6.1.35　注釈 備考：メーカーへのヒアリング結果に基づき設定した。	表6.1.35　注釈 備考：メーカーへのヒアリング結果に基づき設定した。 注1　：大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づく排出基準 注2　：K値規制による排出濃度は、最大着地濃度を基準値以下とするための排ガス濃度の最大値であり、計画施設の高さ及び排ガス量により変化する数値である。濃度換算の結果は表中の条件を用いて算出した値である。 注3　：ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づく排出基準
	P6-54	表6.1.38　2行目　選定理由 一般的な気象条件時で、汚染物質の濃度が最も高くなる気象条件時を把握するために設定した。	表6.1.38　2行目　選定理由 一般的な気象条件として、下記の3種類の現象が生じていない場合の気象条件のうち、汚染物質の濃度が最も高くなる気象条件時の大気汚染の状況を把握するために設定した。
	P6-54	表6.1.38　2行目　大気安定度・風速 大気が不安定な大気安定度（A、B）と風速（0.5～8.0m/s以上）の組み合わせを変え、簡易的な短期予測計算を繰り返した結果から、最高濃度となる気象条件（大気安定度：A、風速 0.5～0.9m/s）を選定した。	表6.1.38　2行目　大気安定度・風速 大気が不安定であり、汚染物質が拡散しやすい気象条件(大気安定度A、B)と風速（0.5～8.0m/s以上）の組み合わせ全パターンに対して、簡易的な短期予測計算を繰り返した結果から、最高濃度となる気象条件（大気安定度：A、風速0.5～0.9m/s）を選定した。
	P6-54	表6.1.38　3行目　大気安定度・風速 大気安定度（A～G）と風速（0.5～8.0m/s以上）の組み合わせを変え、簡易的な短期予測計算を繰り返した結果から、最高濃度となる気象条件（大気安定度：A、風速0.5～0.9m/s）を選定した。	表6.1.38　3行目　大気安定度・風速 大気安定度（A～G）と風速（0.5～8.0m/s以上）の組み合わせ全パターンに対して、簡易的な短期予測計算を繰り返した結果から、最高濃度となる気象条件（大気安定度：A、風速 0.5～0.9m/s）を選定した。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(7)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.1 大気質	P6-54	表6.1.38　5行目　大気安定度・風速 風速 15.5m/s（吐口速度の約 1/1.5 倍）と設定風速が出現可能な大気安定度C､Dの組み合わせを変え、簡易的な短期予測計算を繰り返した結果から､最高濃度となる気象条件(大気安定度：C、風速 15.5m/s）を選定した。	表6.1.38　5行目　大気安定度・風速 風速 15.5m/s（吐口速度の約 1/1.5 倍）と設定風速が出現可能な大気安定度C､Dの組み合わせ全パターンに対して、簡易的な短期予測計算を繰り返した結果から、最高濃度となる気象条件（大気安定度：C、風速 15.5m/s）を選定した。
	P6-54	―	表6.1.38　注釈 注釈を追加
	P6-75	図6.1.34	図6.1.34 図の体裁不良を修正
	P6-78	表6.1.49　2行目　参考値 「2.7」	表6.1.49　2行目　参考値 「10」
第6章 6.2 騒音・低周波音	P6-103	―	3)低周波音追加調査 項を追加
	P6-103	―	脚注 脚注を追加
	P6-104	表6.2.1	表6.2.1　10列目 低周波音 平坦特性・1/3オクターブバンド音圧レベルの列を追記
	P6-104	表6.2.1	表6.2.1　5行目 地点1’の行を追記
	P6-104	表6.2.1　6～8行目 低周波音「(空白)」	表6.2.1　8～10行目 G特性「―」
	P6-104	(4)調査期間・頻度　第1段落 現地調査の実施時期は、表6.2.2に示すとおりである。周辺の事業場の稼動状況を考慮し、秋季の平日と休日に調査を実施した。	(4)調査期間・頻度　第1段落、第2段落 現地調査の実施時期は、表6.2.2に示すとおりである。周辺の事業場の稼動状況を考慮し、秋季の平日と休日に調査を実施した。又、休日調査時は現行施設のみが、平日調査時は現行施設及び周辺事業場が稼動しており、調査結果にはその影響が含まれている。 一方、低周波音追加調査の実施時期は表 6.2.3に示すとおりである。追加調査は、対象事業実施区域周辺における一般的な条件であり､かつ､低周波音の影響が問題となりやすいと考えられる条件(休日及び夜間)での現況が適切に把握可能な時期として、休日に調査を実施した。
	P6-104	―	表6.2.3 表を追加
	P6-105	図6.2.1	図6.2.1　図中 低周波音追加調査の地点を追記

備考：本文中に記載されていた「*」､「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(8)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.2 騒音・低周波音	P6-107	(5) 1) a) 環境騒音　第1段落 環境騒音(等価騒音レベル)の調査結果は、表6.2.3及び図 6.2.3に示すとおりである。各地点の等価騒音レベルは平日で 36～61dB、休日で 38～57dB の範囲であり、全地点で昼間、夜間ともに環境基準を達成していた。	(5) 1) a) 環境騒音　第1段落 環境騒音(等価騒音レベル)の調査結果は、表6.2.4及び図 6.2.3に示すとおりである。各地点の等価騒音レベルは平日で 36～61dB、休日で 38～57dB の範囲であり、いずれの地点も昼間、夜間ともに環境基準を達成していた。又、休日調査時は現行施設のみ、平日調査時は現行施設及び周辺事業場が稼動している。調査の結果、いずれの地点も平日と休日の騒音レベルに大きな違いはみられず、騒音レベルの状況は周辺事業場の稼働状況によっては大きく変動しないものと考えられた。
	P6-108	b) 道路交通騒音　第1段落 道路交通騒音(等価騒音レベル)の調査結果は、表6.2.4及び図6.2.4に示すとおりである。全ての地点において、昼間・夜間ともに環境基準を達成していた。	b) 道路交通騒音　第1段落 道路交通騒音(等価騒音レベル)の調査結果は、表 6.2.5及び図 6.2.4に示すとおりである。各地点の等価騒音レベルは平日で 49～70dB、休日で 46～68dB の範囲であり、いずれの地点も昼間・夜間ともに環境基準を達成していた。又、いずれの地点も平日で休日よりも騒音レベルが高くなっており、7時に最も高くなっていた。なお、時刻別の調査結果では環境基準値を上回る結果が確認されている時刻(7時、8時)があるが、環境基準(70dB、65dB)は各時間区分のエネルギー平均値と比較するため、環境基準を満足している。
	P6-109	2) 低周波音の状況 低周波音の調査結果は表6.2.5及び図6.2.5に示すとおりである。それぞれの調査地点において、低周波音の影響が現れ始めるとされる100dB を下回っている。	2) 低周波音の状況 低周波音の調査結果は表6.2.6及び図6.2.5に示すとおりである。各地点の低周波音圧レベルは平日で 56～79dB、休日で 53～62dB の範囲であり、いずれの地点も低周波音の影響が現れ始めるとされる 100dB を下回っていた。又、いずれの地点も平日は休日よりも低周波音圧レベルが高くなっていた。平日の昼間のみ音圧レベルが高くなっていることから、周辺事業場の稼動が影響している可能性が考えられた。
	P6-109	表6.2.6　注釈 注：評価の参考値は、ISO7196 に規定された G 特性低周波音圧レベルであり、一般的に知覚できる低周波音の音圧レベルとされている。	表6.2.6　注釈 注：評価の参考値:「ISO7196：Acoustics-Frequency weighting characteristics for infrasound measurements, 1995」による、一般的に知覚できる低周波音の音圧レベル。
	P6-110,111	－	ページを追加

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(9)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 6 章 6.2 騒音・低周波音	P6-120	表 6.2.12　注釈 備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.1、図 6.2.13 中の番号と対応する。	表 6.2.16　注釈 備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.1、図 6.2.15 中の番号と対応する。 注：地点 1(敷地境界)：「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月　法律第 98 号)に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準 地点 2、地点 3：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号)に基づく環境基準(道路に面する地域(B 地域)及び B 地域に対する基準値)
	P6-121	図 6.2.13　備考	図 6.2.15　備考 備考を追加
	P6-124	④　現況の等価騒音レベル 現況の等価騒音レベルは、予測地点の現地調査結果を用いた。	④暗騒音 予測地点における暗騒音レベルは、資材運搬等の車両の運行時間を平日の 8 時～17 時とし、各予測地点における昼間の等価騒音レベル(LAeq)とし表 6.2.18 に示すとおりとした。
	P6-124	－	表 6.2.18 表を追加
	P6-126	表 6.2.14　注釈 備考:表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。	表 6.2.19　注釈 備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。 注 1　：昼間：6:00～22:00 注 2　：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号)に基づく環境基準(地域の幹線交通を担う道路に近接する空間に対する基準値)
	P6-133	－	エ　暗騒音 項を追加
	P6-137	b) ① 影響予測の考え方 類似事例等に基づき定性的に予測した。	b) ① 影響予測の考え方 調査結果及び施設計画を踏まえ、現行施設（五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場）との比較や周辺集落との位置関係に基づき定性的に予測した。
	P6-138	表 6.2.18　注釈 備考：表中の予測地点の番号は図6.2.1、図6.2.19中の番号と対応する。 注：時間区分：敷地境界(朝：6：00～8：00、昼：8：00～20：00、夕：20：00～22：00、夜：22：00～翌6：00) 地点 2、地点 3(昼：6 時～22 時夜：22 時～6 時)	表 6.2.24　注釈 備考:表中の予測地点の番号は図 6.2.1、図 6.2.21 中の番号と対応する。 注 1：時間区分：敷地境界(朝：6：00～8：00、昼：8：00～20：00、夕：20：00～22：00、夜：22：00～6：00) 地点 2、地点 3(昼：6:00～22:00　夜：22:00～6:00) 注 2：地点 1：「騒音規制法」(昭和 43 年 6 月　法律第 98 号)に基づく特定工場等に係る規制基準 地点 2、地点 3：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号)に基づく環境基準(道路に面する地域(B 地域)及び B 地域に対する基準値)

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(10)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.2 騒音・低周波音	P6-139、6-140	図6.2.19(1)、(2)　備考	図6.2.21(1)、(2)　備考 備考を追加
	P6-141	b)　施設の稼動に伴う低周波音 計画施設に設置する設備のうち、低周波音の発生原因となる可能性のある主な設備として、押込送風機、誘引送風機等の通風設備、蒸気タービン発電機、蒸気復水器のファン等が挙げられる。 計画施設と類似した施設における敷地境界での調査結果では、音圧レベル（L_{50}）は57～63dB、G特性音圧レベル（L_{G5}）は60～70dBという結果が得られている注。これらは、参考指標である90dB（L_{50}、一般環境中に存在する低周波音レベル）及び100dB（L_{G5}、ISO7196に規定されたG特性5%時間率音圧レベル）を下回る。対象事業実施区域から住居までの距離は400m程度離れていることから、類似事例よりも低周波音の影響が大きくなることは考えにくい。 また、現行施設（五泉地域衛生施設組合ごみ焼却場）周辺において低周波音に関する苦情はなく、計画施設の規模（133t/日）が現行施設（150t/日）よりも小さいものとなる。 以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は小さいものと予測される。	b)　施設の稼動に伴う低周波音 現行施設の敷地境界における低周波音の測定結果は平坦特性音圧レベルで74dB、G特性音圧レベルで80dBであり、評価の参考値(90dB(L_{50})及び100dB(L_{G5}))を下回っていた。また、1/3オクターブバンド音圧レベルも最大で70dB程度であった。 計画施設に設置する設備のうち、低周波音の発生原因となる可能性のある主な設備として、押込送風機、誘引送風機等の通風設備、蒸気タービン発電機、蒸気復水器のファン等が挙げられる。蒸気タービン発電機、蒸気復水器を除き、これらの設備は同一のごみ処理方式を採用している現行施設にも設置されている。又、計画施設は現行施設の同程度の規模となる計画であることから、計画施設の敷地境界における低周波音は現行施設の測定結果と大きく変化せず、平坦特性音圧レベルで75dB程度、G特性音圧レベルで80dB程度となると考えられる。 又、対象事業実施区域から最寄の集落までの距離は400m程度離れている。以下に示す低周波音の距離減衰式及び合成式によると、敷地境界から400m離れている場合、低周波音圧レベルは60dB程度減衰し、各予測地点における計画施設の寄与は20dB以下となると考えられる。 これを現況の低周波音圧レベルと合成した場合、低周波音圧レベルの変化は0.1dB未満となり、ほとんど変化しないと考えられる。 以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は小さいものと予測される。 $L_1=PWL-8-20\log_{10}r$ $L=10\log_{10}(10^{L1/10}+10^{L2/10})$ ここで、L　：予測低周波音圧レベル(dB) L_1　：現況の低周波音圧レベル(dB) L_2　：計画施設の寄与分(= 20dB) PWL：音源のパワーレベル(dB) R　：音源からの距離
	P6-144	④　現況の等価騒音レベル 現況の等価騒音レベルは、予測地点の現地調査結果を用いた。	④暗騒音 予測地点における暗騒音レベルは、ごみ搬入車両等の運行時間を平日の8時～16時とし、各予測地点における昼間の等価騒音レベル(LAeq)とし表6.2.26に示す通りとした。
	P6-144	－	表6.2.26 表を追加

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(11)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">第 6 章
6.2
騒音・低周波音</td><td>P6-145</td><td>表 6.2.20　備考

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。</td><td>表 6.2.27　注釈

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。
注 1：昼間：6:00～22:00
注 2：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準（地域の幹線交通を担う道路に近接する空間及び道路に面する地域（B 地域）に対する基準値）</td></tr>
<tr><td>P6-146</td><td>表 6.2.21

<table><tr><th>項目</th><th colspan="2">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td rowspan="3">建設機械の稼動に伴う騒音の影響</td><td>地点1</td><td>敷地の境界線において85dBを超える大きさのものでないこと</td></tr><tr><td>地点2</td><td>65dB</td></tr><tr><td>地点3</td><td>55dB</td></tr></table></td><td>表 6.2.28

<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型（区域の区分）</th></tr><tr><td rowspan="3">建設機械の稼動に伴う騒音の影響</td><td>地点 1
（敷地境界）</td><td>－</td><td>85dB</td><td>1 号地域</td></tr><tr><td>地点 2</td><td rowspan="2">昼間
（6 時～22 時）</td><td>65dB</td><td>道路に面する地域
（B 地域）</td></tr><tr><td>地点 3</td><td>55dB</td><td>B 地域</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-146</td><td>表 6.2.21　注釈</td><td>表 6.2.28　注釈

注 3 ：対象事業実施区域においては、「騒音規制法」及び「騒音に係る環境基準について」に基づく地域の当てはめは行われていないが、周辺土地利用を踏まえて比較する類型を選定した。なお、地点 2、地点 3 については、周辺土地利用は C 地域に相当するが、周辺に住居が分布することを考慮し B 地域の基準値と比較した。</td></tr>
<tr><td>P6-147</td><td>表 6.2.23　注釈

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.1 中の番号と対応する。</td><td>表 6.2.30　注釈

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.1 中の番号と対応する。
注：地点 1（敷地境界）：「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月　法律第 98 号）に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準
地点 2、地点 3：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準（道路に面する地域（B 地域）及び B 地域に対する基準値）</td></tr>
<tr><td>P6-148</td><td>表 6.2.24

<table><tr><th>項目</th><th colspan="2">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td rowspan="2">資材運搬等の車両の運行に伴う騒音の影響</td><td rowspan="2">昼間</td><td>地点4</td><td>70dB</td></tr><tr><td>地点5</td><td>70dB</td></tr></table></td><td>表 6.2.31

<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型（区域の区分）</th></tr><tr><td rowspan="2">資材運搬等の車両の運行に伴う騒音の影響</td><td>地点 4</td><td rowspan="2">昼間
（6 時～22 時）</td><td rowspan="2">70dB</td><td rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</td></tr><tr><td>地点 5</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-149</td><td>表 6.2.26　注釈
備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。</td><td>表 6.2.33　注釈

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。
注 1 ：昼間：6:00～22:00
注 2 ：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号）に基づく環境基準（地域の幹線交通を担う道路に近接する空間に対する基準値）</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5) 中の※は例外である。

表 11.1(12)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">第 6 章
6.2
騒音・低周波音</td><td>P6-150</td><td>表 6.2.27
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">基準値等</th></tr>
<tr><td rowspan="8">施設の稼動に伴う騒音の影響</td><td rowspan="4">敷地境界における騒音レベル（L_{A5}）</td><td rowspan="4">敷地境界</td><td>朝（午前6時から午前8時</td><td>60dB</td></tr>
<tr><td>昼（午前8時から午後8時）</td><td>65dB</td></tr>
<tr><td>夕（午後8時から午後10時）</td><td>60dB</td></tr>
<tr><td>夜（午後10時から翌日の午前6時）</td><td>50dB</td></tr>
<tr><td rowspan="4">周辺保全対象における騒音レベル（L_{Aeq}）</td><td rowspan="2">地点2</td><td>昼（午前6時から午後10時）</td><td>65</td></tr>
<tr><td>夜（午後10時から翌日の午前6時）</td><td>60</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点3</td><td>昼（午前6時から午後10時）</td><td>55</td></tr>
<tr><td>夜（午後10時から翌日の午前6時）</td><td>45</td></tr>
</table></td><td>表 6.2.34
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr>
<tr><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型
（区域の区分）</th></tr>
<tr><td rowspan="9">施設の稼動に伴う騒音の影響</td><td rowspan="4">敷地境界における騒音レベル（L_{A5}）</td><td rowspan="4">地点 1
（敷地境界）</td><td>朝
（6 時～8 時）</td><td>60dB</td><td rowspan="4">第 3 種区域</td></tr>
<tr><td>昼
（8 時～20 時）</td><td>65dB</td></tr>
<tr><td>夕
（20 時～22 時）</td><td>60dB</td></tr>
<tr><td>夜
（22 時～6 時）</td><td>50dB</td></tr>
<tr><td rowspan="5">周辺保全対象における騒音レベル（L_{Aeq}）</td><td rowspan="2">地点 2</td><td>昼間
（6 時～22 時）</td><td>65dB</td><td rowspan="2">道路に面する地域（B 地域）</td></tr>
<tr><td>夜間
（22 時～6 時）</td><td>60dB</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地点 3</td><td>昼間
（6 時～22 時）</td><td>55dB</td><td rowspan="3">B 地域</td></tr>
<tr><td>夜間
（22 時～6 時）</td><td>45dB</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P6-150</td><td>表 6.2.27　注釈</td><td>表 6.2.34　注釈

注 3 ：対象事業実施区域においては、「騒音規制法」及び「騒音に係る環境基準について」に基づく地域の当てはめは行われていないが、周辺土地利用を踏まえて比較する類型を選定した。なお、地点 2、地点 3 については、周辺土地利用は C 地域に相当するが、周辺に住居が分布することを考慮し B 地域の基準値と比較した。</td></tr>
<tr><td>P6-151</td><td>②施設の稼動に伴う低周波音の影響　第 1 段落

「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)によると、低周波音の影響が出始めるのは G 特性音圧レベルで 100dB であるとされており、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)による低周波音の影響が生じる G 特性音圧レベルと予測結果の整合が図られているかどうかを明らかにすることで評価した。</td><td>②施設の稼動に伴う低周波音の影響　第 1 段落

「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)等において、低周波音の影響が出始める G 特性音圧レベル(L_{G5})、平坦特性音圧レベル(L_{50})、1/3 オクターブバンド音圧レベルの参考値が示されていることから、これらの参考値と予測結果の整合が図られているかどうかを明らかにすることで評価した。</td></tr>
<tr><td>P6-151</td><td>表 6.2.28
<table>
<tr><th>項目</th><th>基準値等</th></tr>
<tr><td>施設の稼動に伴う低周波音の影響</td><td>低周波音の影響が出始めるG特性音圧レベル100dB以下であること。</td></tr>
</table></td><td>表 6.2.35
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>参考値</th></tr>
<tr><td rowspan="4">施設の稼動に伴う低周波音の影響</td><td>G 特性音圧レベル(L_{G5})</td><td>一般的に知覚できる音圧レベルとして、100dB 以下</td></tr>
<tr><td>平坦特性音圧レベル(L_{50})</td><td>一般環境中に存在する低周波音圧レベルとして、90dB 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1/3 オクターブバンド音圧レベル</td><td>建具のがたつき始める音圧レベル(図 6.2.24 参照)</td></tr>
<tr><td>不快さを感じる音圧レベル(図 6.2.25 参照)</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>P6-151</td><td>表 6.2.28　注釈</td><td>表 6.2.35　注釈

注釈を追加</td></tr>
<tr><td>P6-151</td><td>2) ①　環境影響の回避・低減</td><td>2) ①　環境影響の回避・低減　第 3 段落

なお、計画施設の施設規模は現行施設と同程度である。加えて、表 6.2.33 の環境保全措置を適切に実施することから、計画施設の稼動に伴う騒音の影響は、現行施設の稼動に伴う騒音の影響よりも大きくなることはないと考える。</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(13)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.2 騒音・低周波音	P6-152	表6.2.30　注釈 備考：表中の予測地点の番号は 図 6.2 1 中の番号と対応する 。 注：時間区分：敷地境界(朝：6：00～8：00、昼：8：00～20：00、夕：20：00～22：00、夜：22：00～翌6：00) 地点2、地点3 昼：6時～22時 夜：22時～6時	表6.2.37　注釈 備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.1 中の番号と対応する。 注1：時間区分：敷地境界(朝：6:00～8:00、昼：8:00～20:00、夕：20:00～22:00、夜：22:00～6:00) 地点2、地点3(昼間：6:00～22:00　夜間：22:00～6:00) 注2 ：地点1(敷地境界)：「騒音規制法」(昭和43年6月　法律第98号)に基づく特定工場等に係る規制基準 地点2、地点3:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月　環境庁告示第64号)に基づく環境基準(道路に面する地域(B地域)及びB地域に対する基準値)
	P6-153	イ　施設の稼動に伴う低周波音 施設の稼動に伴う低周波音は、周辺への影響は小さいと予測され、低周波音の影響が出始めるG特性音圧レベルで100dBを下回ると予測されることから、基準との整合は図られていると考える。	イ　施設の稼動に伴う低周波音 低周波音の予測結果と評価の参考値との比較は表 6.2.35、図 6.2.24、図 6.2.25 に示すとおりである。調査結果では、現行施設の敷地境界及び各予測地点の低周波音の現況は評価の参考値(L_{50}：90dB、L_{G5}：100dB)を下回っていた。又、1/3オクターブバンド音圧レベルは、全ての周波数で建具のがたつき始める音圧レベルを下回っており、不快さを感じる音圧レベルについては現行施設の敷地境界においても不快な感じがしない数値の範囲内であった。 現行施設と計画施設は規模が概ね同程度で、同一のごみ処理方式を採用する計画である。このことから、計画施設の敷地境界における低周波音は、現行施設の測定結果と大きく変化せず、平坦特性音圧レベルで75dB程度、G特性音圧レベルで80dB 程度となると予測された。又、対象事業実施区域から最寄の集落まで約400m離れており、対象事業実施区域で発生した低周波音は約60dB減衰し、各予測地点における施設の稼動に伴う計画施設の寄与は20dB以下となると考えられる。これを現況の低周波音圧レベルと合成した場合、低周波音圧レベルの変化は0.1dB未満となり、ほとんど変化しないと予測された。 これらのことから、各予測地点における低周波音は事業の実施後も評価の参考値を上回ることはないと考えられ、基準との整合は図られていると考える。
	P6-153	―	表6.2.38 表を追加
	P6-154	―	図6.2.24、図6.2.25 図を追加

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(14)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第 6 章
6.2
騒音・低周波音</td><td>P6-155</td><td>表 6.2.31
<table><tr><th>項目</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td rowspan="3">資材運搬等の車両の運行に伴う騒音の影響</td><td rowspan="3">昼間</td><td>地点4</td><td>70dB</td></tr><tr><td>地点5</td><td>70dB</td></tr><tr><td>地点6</td><td>65dB</td></tr></table></td><td>表 6.2.39
<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型(区域の区分)</th></tr><tr><td rowspan="3">廃棄物の搬出入に伴う騒音の影響</td><td>地点 4</td><td rowspan="3">昼間
(6 時～22 時)</td><td>70dB</td><td rowspan="2">幹線交通を担う道路に近接する空間</td></tr><tr><td>地点 5</td><td>70dB</td></tr><tr><td>地点 6</td><td>65dB</td><td>道路に面する地域(B 類型)</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-156</td><td>表 6.2.33　注釈

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。</td><td>表 6.2.41　注釈

備考：表中の予測地点の番号は図 6.2.2 中の番号と対応する。
注 1：昼間：6:00～22:00
注 2：「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月　環境庁告示第 64 号)に基づく環境基準(地域の幹線交通を担う道路に近接する空間及び道路に面する地域(B 地域)に対する基準値)</td></tr>
<tr><td rowspan="6">6.3
振動</td><td>P6-158</td><td>表 6.3.1　9 列目

地点 1～6「(空白)」</td><td>表 6.3.1　9 列目

地点 1～3「－」
地点 4～6「○」</td></tr>
<tr><td>P6-158</td><td>(4)調査期間・頻度　第 1 段落

現地調査の実施時期は、表 6.3.2 に示すとおりである。周辺の事業場の稼動状況を考慮し、秋季の平日と休日に調査を実施した。</td><td>(4)調査期間・頻度　第 1 段落

現地調査の実施時期は、表 6.3.2 に示すとおりである。周辺の事業場の稼動状況を考慮し、秋季の平日と休日に調査を実施した。又、休日調査時は現行施設のみ、平日調査時は現行施設及び周辺事業場が稼動しており、調査結果にはその影響が含まれている。</td></tr>
<tr><td>P6-161</td><td>(5) 1) a) 環境振動　第 1 段落

環境振動の調査結果は、表 6.3.3 に示すとおりである。全ての地点で「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(平成 24 年 4 月環境省水・大気環境局)における 10%の人が感じるとされる感覚閾値を達成していた。</td><td>(5) 1) a) 環境振動　第 1 段落

環境振動の調査結果は、表 6.3.3 に示すとおりである。全ての地点で「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(平成 24 年 4 月　環境省水・大気環境局)における 10%の人が感じるとされる感覚閾値を達成していた。又、休日調査時は現行施設のみ、平日調査時は現行施設及び周辺事業場が稼動している。調査の結果、いずれの地点も平日と休日の振動レベルに大きな違いはみられず、振動レベルの状況は周辺事業場の稼働状況によっては大きく変動しないものと考えられた。</td></tr>
<tr><td>P6-167</td><td>図 6.3.4</td><td>図 6.3.4

備考を追加</td></tr>
<tr><td>P6-169</td><td>③　現況の振動レベル

各予測地点の現況の振動レベルは、現地調査結果とした。ただし、現地調査結果が定量下限値を下回った地点は、現況の振動レベルを 30 dB と設定した。</td><td>③　暗振動

予測地点における暗振動レベルは、資材運搬等の車両の運行時間を平日の 8 時～17 時と想定し、各予測地点における昼間の時間率振動レベル(L_{10})とし表 6.3.11 に示すとおりとした。</td></tr>
<tr><td>P6-169</td><td>－</td><td>表 6.3.11

表を追加</td></tr>
<tr><td>P6-173</td><td>－</td><td>③　暗振動

項を追加</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(15)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="8">第 6 章
6.3
振動</td><td>P6-174
、6-175</td><td>図 6.3.6(1)、(2)</td><td>図 6.3.4(1)、(2)

備考を追加</td></tr>
<tr><td>P6-177</td><td>表 6.3.14

<table><tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">一般交通量</th><th colspan="3">ごみ搬入車両等</th><th colspan="3">予測交通量
(一般交通量+ごみ搬入車両等)</th></tr><tr><th colspan="2">車種</th><th>小型車</th><th>大型車</th><th>計</th><th>小型車</th><th>大型車</th><th>計</th><th>小型車</th><th>大型車</th><th>計</th></tr><tr><td>地点4</td><td>昼間</td><td>6,886</td><td>780</td><td>7,666</td><td>28</td><td>78</td><td>106</td><td>6,914</td><td>858</td><td>7,772</td></tr><tr><td>地点5</td><td>昼間</td><td>6,676</td><td>1,006</td><td>7,682</td><td>38</td><td>114</td><td>152</td><td>6,714</td><td>1,120</td><td>7,834</td></tr><tr><td>地点6</td><td>昼間</td><td>525</td><td>117</td><td>642</td><td>12</td><td>38</td><td>50</td><td>537</td><td>155</td><td>692</td></tr></table></td><td>表 6.3.16

<table><tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">一般交通量</th><th colspan="3">ごみ搬入車両等</th><th colspan="3">予測交通量
(一般交通量+ごみ搬入車両等)</th></tr><tr><th colspan="2">車種</th><th>小型車</th><th>大型車</th><th>計</th><th>小型車</th><th>大型車</th><th>計</th><th>小型車</th><th>大型車</th><th>計</th></tr><tr><td>地点 4</td><td>昼間</td><td>6,886</td><td>780</td><td>7,666</td><td>50</td><td>36</td><td>86</td><td>6,936</td><td>816</td><td>7,752</td></tr><tr><td>地点 5</td><td>昼間</td><td>6,676</td><td>1,006</td><td>7,682</td><td>76</td><td>116</td><td>192</td><td>6,752</td><td>1,122</td><td>7,874</td></tr><tr><td>地点 6</td><td>昼間</td><td>525</td><td>117</td><td>642</td><td>24</td><td>12</td><td>36</td><td>549</td><td>129</td><td>678</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-177</td><td>③　現況の振動レベル

各予測地点の現況の振動レベルは、現地調査結果とした。ただし、現地調査結果が定量下限値を下回った地点は、現況の振動レベルを 30dB と設定した。</td><td>③　暗振動

予測地点における暗振動レベルは、ごみ搬入車両等の運行時間を平日の 8 時～16 時と想定し、各予測地点における昼間の時間率振動レベル(L_{10})とし表 6.3.17 に示すとおりとした。なお、暗振動レベルが定量下限値である 30dB を下回った際は、合成には 30dB を用いた。</td></tr>
<tr><td>P6-177</td><td>－</td><td>表 6.3.17

表を追加</td></tr>
<tr><td>P6-180</td><td>表 6.3.16

<table><tr><th>項目</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td rowspan="3">建設機械の稼動に伴う振動の影響</td><td>敷地境界</td><td>75dB</td><td>振動規制法に基づく規制基準</td></tr><tr><td>地点2</td><td>55dB</td><td rowspan="2">振動に係る人体の感覚閾値
(10%の人が感じるとされる振動レベル)</td></tr><tr><td>地点3</td><td>55dB</td></tr></table></td><td>表 6.3.19

<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>予測地点</th><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型
(区域の区分)</th></tr><tr><td rowspan="3">建設機械の稼動に伴う振動の影響</td><td>敷地境界</td><td>昼間(8 時～20 時)</td><td>75dB</td><td>1 号地域</td></tr><tr><td>地点 2</td><td>昼間</td><td>55dB</td><td rowspan="2">－</td></tr><tr><td>地点 3</td><td>昼間</td><td>55dB</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-181</td><td>表 6.3.18　注釈

備考：表中の予測地点の番号は、図 6.3.1 中の番号と対応する。</td><td>表 6.3.21

備考：表中の予測地点の番号は、図 6.3.1 中の番号と対応する。
注 1：地点 1(敷地境界)：「振動規制法」(昭和 51 年 6 月　法律第 64 号)に基づく特定建設作業振動に係る規制基準
地点 2、地点 3：「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(平成 24 年 4 月　環境省水大気環境局)における、振動に係る人体の感覚閾値(10%の人が感じるとされる振動レベル)
注 2：「<30」の振動レベルは 30dB として合成計算した。</td></tr>
<tr><td>P6-182</td><td>表 6.3.19

<table><tr><th>項目</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td>資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響</td><td>70dB</td><td>昼間</td><td>振動規制法に基づく
道路交通振動に係る要請限度</td></tr></table></td><td>表 6.3.22

<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>予測地点</th><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型
(区域の区分)</th></tr><tr><td rowspan="2">資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響</td><td>地点 4</td><td rowspan="2">昼間
(8 時～19 時)</td><td rowspan="2">70dB</td><td rowspan="2">第 2 種区域</td></tr><tr><td>地点 5</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>p6-183</td><td>表 6.3.21　注釈

備考：表中の番号は、図6.3.2中の番号と対応する。
注：昼間：8:00～19:00</td><td>表 6.3.24　注釈

備考：表中の番号は、図 6.3.2 中の番号と対応する。
注 1：昼間：8:00～19:00
注 2：「振動規制法」(昭和 51 年 6 月　法律第 64 号)に基づく道路交通振動に係る要請限度</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(16)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第 6 章
6.3
振動</td><td>P6-184</td><td>表 6.3.22
<table><tr><th>項目</th><th colspan="4">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td rowspan="6">施設の稼動に伴う振動の影響</td><td rowspan="2">敷地境界</td><td>昼(8～20時)</td><td>65</td><td rowspan="2">振動規制法に基づく規制基準</td></tr><tr><td>夜(20～8時)</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="2">地点2</td><td>昼(8～20時)</td><td>55</td><td rowspan="4">振動に係る人体の感覚閾値
(10%の人が感じるとされる振動レベル)</td></tr><tr><td>夜(20～8時)</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="2">地点3</td><td>昼(8～20時)</td><td>55</td></tr><tr><td>夜(20～8時)</td><td>55</td></tr></table></td><td>表 6.3.25
<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>予測地点</th><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型(区域の区分)</th></tr><tr><td rowspan="5">施設の稼動に伴う振動の影響</td><td rowspan="2">敷地境界</td><td>昼間 (8～20 時)</td><td>65</td><td rowspan="2">第 2 種区域</td></tr><tr><td>夜間 (20～8 時)</td><td>60</td></tr><tr><td rowspan="2">地点 2</td><td>昼間</td><td>55</td><td rowspan="3">－</td></tr><tr><td>夜間</td><td>55</td></tr><tr><td rowspan="2">地点 3</td><td>昼間</td><td>55</td></tr><tr><td>夜間</td><td>55</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-185</td><td>表 6.3.24　注釈

備考：表中の番号は、図6.3.1中の番号と対応する。
注：時間区分昼間：8:00～20:00、夜間：20:00～翌 8:00</td><td>表 6.3.27　注釈

備考：表中の番号は、図 6.3.1 中の番号と対応する。
注 1：時間区分　昼間：8:00～20:00、夜間：20:00～8:00
注 2：「<30」の振動レベルは 30dB として合成計算した。
注 3：地点 1(敷地境界)：「振動規制法」(昭和 51 年 6 月　法律第 64 号)に基づく特定工場等に係る規制基準
地点 2、地点 3：「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(平成 24 年 4 月　環境省水大気環境局)より、振動に係る人体の感覚閾値(10%の人が感じるとされる振動レベル)</td></tr>
<tr><td>P6-186</td><td>表 6.3.25
<table><tr><th>項目</th><th colspan="3">整合を図るべき基準</th></tr><tr><td>資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響</td><td>70dB</td><td>昼間</td><td>振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の要請限度</td></tr></table></td><td>表 6.3.28
<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="4">整合を図るべき基準</th></tr><tr><th>予測地点</th><th>時間区分</th><th>基準値</th><th>類型(区域の区分)</th></tr><tr><td rowspan="3">廃棄物の搬出入に伴う振動の影響</td><td>地点 4</td><td rowspan="3">昼間
(8 時～19 時)</td><td rowspan="3">70dB</td><td rowspan="3">第 2 種地域</td></tr><tr><td>地点 5</td></tr><tr><td>地点 6</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P6-187</td><td>表 6.3.27　注釈

備考：表中の予測地点番号は、図6.3.1中の番号と対応する。
注：昼間：8:00～19:00</td><td>表 6.3.30　注釈

備考：表中の予測地点番号は、図 6.3.2 中の番号と対応する。
注 1：昼間：8:00～19:00
注 2：「振動規制法」(昭和 51 年 6 月　法律第 64 号)に基づく道路交通振動に係る要請限度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 6 章
6.4
悪臭</td><td>P6-191</td><td>表 6.4.3　3 行目

規制基準「13」</td><td>表 6.4.3　3 行目

規制基準値「10」</td></tr>
<tr><td>P6-191</td><td>表 6.4.3　注釈

備考：表中の地点番号は、図 6.4.1 中の番号と対応する。
注1：新潟県の悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値(第3種区域)。
注 2：「<」は定量下限値未満であることを示す。</td><td>表 6.4.3　注釈

備考：表中の地点番号は、図 6.4.1 中の番号と対応する。
注 1：新潟県の悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値(第 1 種区域)。
注 2：「<」は定量下限値未満であることを示す。</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(17)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.4 悪臭	P6-195	表6.4.6　3行目 規制基準値「臭気指数 13」	表6.4.6　3行目 規制基準値「臭気指数 10」
	P6-195	表6.4.6　注釈 注：新潟県の悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値(第3種区域)	表6.4.6　注釈 注：新潟県の悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値(第1種区域)
	P6-195	図6.4.2	図6.4.2 図の体裁不良を修正
	P6-196	b) 施設から漏洩する悪臭　第2段落、第3段落 又、現行施設稼働時の対象事業実施区域における臭気指数の現地調査結果は表6.4.3に示すとおりであり、表6.4.8に示す規制基準を下回る結果であった。そのため、施設の供用後においても規制基準値を下回ると考えられる。 更に、計画施設の悪臭防止設備は、現行施設よりも機能が向上していることから、施設からの漏洩による影響は小さいと予測される。	b) 施設から漏洩する悪臭　第2段落、第3段落 又、現行施設稼働時の対象事業実施区域における臭気指数の現地調査結果は表 6.4.7 に示すとおりであり、規制基準値を下回る結果であった。計画施設の規模は現行施設と同程度となる計画であることから、施設の供用後においても規制基準値を下回ると考えられる。 更に、計画施設には悪臭防止設備を整備する計画であることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は小さいと予測される。
	P6-196	表6.4.7 2、3行目 規制基準値「13」	表6.4.7 2、3行目 規制基準値「10」
	P6-196	表6.4.7 注釈 注1：「<」は定量下限値未満であることを示す。 注2：新潟県の悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値(第3種区域)	表6.4.7 注釈 注1：「<」は定量下限値未満であることを示す。 注2：新潟県の悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準値(第1種区域)
	P6-197	表6.4.8 2行目、3行目 新潟県における悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準(敷地境界線における臭気指数 13(第3種区域))と予測結果の整合が図られていること。	表6.4.8 2行目、3行目 新潟県における悪臭防止法に基づく臭気指数の規制基準(敷地境界線における臭気指数 10(第1種区域))と予測結果の整合が図られていること。
第6章 6.5 水質	P6-203	表6.5.4　5行目、6行目　環境基準(D類型) 浮遊物質量(SS)「100」 生物化学的酸素要求量(BOD)「50」	表6.5.4　5行目、6行目　環境基準(D類型) 浮遊物質量(SS)「100以下」 生物化学的酸素要求量(BOD)「50以下」
	P6-215	表6.5.17　3行目　環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表6.5.17　3行目　環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
	P6-215	表6.5.18　2行目、3行目　整合を図るべき基準 浮遊物質量(SS)「100」 生物化学的酸素要求量(BOD)「50」	表6.5.18　2行目、3行目　整合を図るべき基準 浮遊物質量(SS)「100以下」 生物化学的酸素要求量(BOD)「50以下」

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(18)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th>評価書
記載ページ</th><th></th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">第 6 章
6.7
動物</td><td>P6-237</td><td>表 6.7.5 鳥類確認種一覧

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">目名</th><th rowspan="2">科名</th><th rowspan="2">種名</th><th colspan="2">対象事業
実施区域</th><th colspan="5">調査時期</th></tr>
<tr><th>内</th><th>外</th><th>春季</th><th>繁殖期</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th></tr>
<tr><td>1</td><td>キジ目</td><td>キジ科</td><td>キジ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>カモ目</td><td>カモ科</td><td>コハクチョウ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td>カルガモ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td>コガモ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>ハト目</td><td>ハト科</td><td>カワラバト(ドバト)</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td>キジバト</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>カツオドリ目</td><td>ウ科</td><td>カワウ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>8</td><td>ペリカン目</td><td>サギ科</td><td>ゴイサギ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td></td><td>アオサギ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td><td>ダイサギ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td></td><td>コサギ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>12</td><td>カッコウ目</td><td>カッコウ科</td><td>カッコウ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>チドリ目</td><td>チドリ科</td><td>コチドリ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>タカ目</td><td>ミサゴ科</td><td>ミサゴ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td>タカ科</td><td>トビ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td></td><td>ハイタカ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td></td><td></td><td>オオタカ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td></td><td>ノスリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>19</td><td>キツツキ目</td><td>キツツキ科</td><td>コゲラ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td>ハヤブサ目</td><td>ハヤブサ科</td><td>チョウゲンボウ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>21</td><td></td><td></td><td>ハヤブサ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>22</td><td>スズメ目</td><td>サンショウクイ科</td><td>サンショウクイ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>23</td><td></td><td>モズ科</td><td>モズ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>24</td><td></td><td>カラス科</td><td>ハシボソガラス</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>25</td><td></td><td></td><td>ハシブトガラス</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>26</td><td></td><td>シジュウカラ科</td><td>シジュウカラ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>27</td><td></td><td>ヒバリ科</td><td>ヒバリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td></td><td>ツバメ科</td><td>ツバメ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>29</td><td></td><td></td><td>イワツバメ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>30</td><td></td><td>ヒヨドリ科</td><td>ヒヨドリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>31</td><td></td><td>ウグイス科</td><td>ウグイス</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>32</td><td></td><td>メジロ科</td><td>メジロ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>33</td><td></td><td>ヨシキリ科</td><td>オオヨシキリ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>34</td><td></td><td>ムクドリ科</td><td>ムクドリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>35</td><td></td><td></td><td>コムクドリ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>36</td><td></td><td>ヒタキ科</td><td>ツグミ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>37</td><td></td><td></td><td>ジョウビタキ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>38</td><td></td><td>スズメ科</td><td>スズメ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>39</td><td></td><td>セキレイ科</td><td>ハクセキレイ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>40</td><td></td><td></td><td>セグロセキレイ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>41</td><td></td><td>アトリ科</td><td>カワラヒワ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>42</td><td></td><td></td><td>シメ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>43</td><td></td><td></td><td>イカル</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>44</td><td></td><td>ホオジロ科</td><td>ホオジロ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>45</td><td></td><td></td><td>カシラダカ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>46</td><td></td><td></td><td>アオジ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>計</td><td>11目</td><td>27科</td><td>46種</td><td>8種</td><td>46種</td><td>28種</td><td>26種</td><td>24種</td><td>29種</td><td>17種</td></tr>
</table>
</td><td>表 6.7.5 鳥類確認種一覧

<table>
<tr><th rowspan="2">No.</th><th rowspan="2">目名</th><th rowspan="2">科名</th><th rowspan="2">種名</th><th colspan="2">対象事業
実施区域</th><th colspan="5">調査時期</th></tr>
<tr><th>内</th><th>外</th><th>春季</th><th>繁殖期</th><th>夏季</th><th>秋季</th><th>冬季</th></tr>
<tr><td>1</td><td>キジ目</td><td>キジ科</td><td>キジ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>2</td><td>カモ目</td><td>カモ科</td><td>コハクチョウ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td>カルガモ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td>コガモ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>5</td><td>ハト目</td><td>ハト科</td><td>カワラバト(ドバト)</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td></td><td>キジバト</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>7</td><td>カツオドリ目</td><td>ウ科</td><td>カワウ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>ペリカン目</td><td>サギ科</td><td>ゴイサギ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>9</td><td></td><td></td><td>アオサギ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td><td>ダイサギ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td></td><td></td><td>コサギ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12</td><td>カッコウ目</td><td>カッコウ科</td><td>カッコウ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13</td><td>チドリ目</td><td>チドリ科</td><td>コチドリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14</td><td>タカ目</td><td>ミサゴ科</td><td>ミサゴ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>15</td><td></td><td>タカ科</td><td>トビ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>16</td><td></td><td></td><td>ハイタカ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>17</td><td></td><td></td><td>オオタカ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>18</td><td></td><td></td><td>ノスリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>19</td><td>キツツキ目</td><td>キツツキ科</td><td>コゲラ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20</td><td>ハヤブサ目</td><td>ハヤブサ科</td><td>チョウゲンボウ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>21</td><td></td><td></td><td>ハヤブサ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>22</td><td>スズメ目</td><td>サンショウクイ科</td><td>サンショウクイ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>23</td><td></td><td>モズ科</td><td>モズ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>24</td><td></td><td>カラス科</td><td>ハシボソガラス</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>25</td><td></td><td></td><td>ハシブトガラス</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>26</td><td></td><td>シジュウカラ科</td><td>シジュウカラ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>27</td><td></td><td>ヒバリ科</td><td>ヒバリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>28</td><td></td><td>ツバメ科</td><td>ツバメ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>29</td><td></td><td></td><td>イワツバメ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>30</td><td></td><td>ヒヨドリ科</td><td>ヒヨドリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>31</td><td></td><td>ウグイス科</td><td>ウグイス</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>32</td><td></td><td>メジロ科</td><td>メジロ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>33</td><td></td><td>ヨシキリ科</td><td>オオヨシキリ</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>34</td><td></td><td>ムクドリ科</td><td>ムクドリ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>35</td><td></td><td></td><td>コムクドリ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>36</td><td></td><td>ヒタキ科</td><td>ツグミ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>37</td><td></td><td></td><td>ジョウビタキ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>38</td><td></td><td>スズメ科</td><td>スズメ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>39</td><td></td><td>セキレイ科</td><td>ハクセキレイ</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>40</td><td></td><td></td><td>セグロセキレイ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>41</td><td></td><td>アトリ科</td><td>カワラヒワ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>42</td><td></td><td></td><td>シメ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td></tr>
<tr><td>43</td><td></td><td></td><td>イカル</td><td></td><td>●</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>44</td><td></td><td>ホオジロ科</td><td>ホオジロ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>45</td><td></td><td></td><td>カシラダカ</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>46</td><td></td><td></td><td>アオジ</td><td></td><td>●</td><td>●</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td></tr>
<tr><td>計</td><td>11 目</td><td>27 科</td><td>46 種</td><td>8 種</td><td>46 種</td><td>28 種</td><td>26 種</td><td>24 種</td><td>29 種</td><td>17 種</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>P6-244</td><td>表 6.7.8(5)　秋季

コガムシ「●」</td><td>表 6.7.8(5)　秋季

コガムシ「<u>(空白)</u>」</td></tr>
<tr><td>P6-247</td><td>表 6.7.8(8)　秋季

合計「175」</td><td>表 6.7.8(8)　秋季

合計「<u>174 種</u>」</td></tr>
<tr><td>P6-250</td><td>表 6.7.11　1 行目

「和名」</td><td>表 6.7.11　1 行目

「<u>種名</u>」</td></tr>
<tr><td>P6-250</td><td>表 6.7.11 秋季

マルタニシ「●」
合計「31 種」</td><td>調査時期の秋季の●を削除

マルタニシ「<u>(空白)</u>」
合計「<u>30 種</u>」</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(19)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.7 動物	P6-270	表6.7.22(2)　トウホクサンショウウオ 確認個体は事業実施区域外からの流下個体である可能性が高く、本種の産卵環境や成体の生息場となる樹林環境も周辺には存在しないため、本種への影響は小さいものと予測される。	表6.7.22(2)　トウホクサンショウウオ 対象事業実施区域内で確認された個体は、本来の生息地である山地樹林から水路等を伝って流下したものと考えられ、同様の個体が対象事業実施区域内を含む周辺の排水路等の水域環境に生息する可能性が考えられる。 対象事業実施区域内に生息する個体については、事業により生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境は広く分布している。 又、排水の放流先水路を含む対象事業実施区域外の水域環境では、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、水質の環境保全措置を適切に実施することで、流入後の水質(SS)は現況と同程度となると予測される。 以上のことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	P6-273	表6.7.23(1)　コサギ、ミサゴ、ハイタカ 対象事業実施区域内を休息場や餌場として利用している可能性があるが、周辺に同様の環境が広く存在するため、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると考えられる。注1	表6.7.23(1)　コサギ、ミサゴ、ハイタカ 対象事業実施区域内の水田等を休息場や餌場として利用している可能性もあるが、周辺に同様の環境が広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により対象事業実施区域付近に対する忌避等の間接的影響が生じる可能性があるが、本種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。注1
	P6-274	表6.7.23(2)　オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイ 調査地域やその周辺において繁殖は確認されていない。なお、対象事業実施区域内を餌場として利用している可能性があるが、周辺に同様の環境が広く存在するため、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると考えられる。注2	表6.7.23(2)　オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイ 調査地域において繁殖は確認されていない。又、対象事業実施区域内を餌場利用している可能性もあるが、周辺に同様の環境が広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により対象事業実施区域付近に対する忌避等の間接的影響が生じる可能性があるが、本種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。注2

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。
注1：コサギに係る記載内容を例として示した。
注2：オオタカに係る記載内容を例として示した。

表 11.1(20)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.7 動物	P6-275	表6.7.23(3)　トウホクサンショウウオ 確認個体は対象事業実施区域外からの流下個体である可能性が高く、本種の産卵環境や成体の生息場となる樹林環境も周辺には存在しないため、本種への影響は小さいものと予測される。	表6.7.23(3)　トウホクサンショウウオ 対象事業実施区域内で確認された個体は、本来の生息地である山地樹林から水路等を伝って流下したものと考えられ、同様の個体が対象事業実施区域内を含む周辺の排水路等の水域環境に生息する可能性が考えられる。 施設の存在、稼動後は、対象事業実施区域内に生息する個体については、生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の環境は広く分布している。 又、排水の放流先水路を含む対象事業実施区域外の水域環境では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、水質の環境保全措置を適切に実施することで、流入後の水質(SS,BOD)は現況と同程度となると予測される。 以上のことから、本種への影響は小さいものと予測される。
	P6-277	2）評価結果 環境影響の回避･低減に係る評価は､表 6.7 24 に示すとおりである。 事業の実施による影響が予測される種については、これらの保全を行うことで、造成工事及び施設の設置及び工事に伴う濁水の発生に伴う影響は回避又は低減される。 以上のことから、環境保全措置により、事業の実施に伴う動物への影響が事業者や関係機関にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。	2）評価結果 造成工事及び施設の設置における生息地の改変や工事に伴う濁水による水質の変化は小さいと予測されるため、動物への影響は小さいものと予測される。さらに、表 6.7.24 に示す環境保全措置を実施することから、事業の実施に伴う動物への影響が事業者にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。
	P6-277	表6.7.24　4行目 環境保全措置の内容 動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 動物の逃避経路を確保又は移動経路の分断を回避できる工事計画、配置計画とする。	表6.7.24　4行目 環境保全措置の内容 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 移動経路の確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とすることで、動物への影響を低減できる。
	P6-277	表6.7.24　5行目 環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表6.7.24　5行目 環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(21)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.7 動物	P6-278	2)　評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価は、表6.7.25に示すとおりである。 事業の実施による影響が予測される種については、これらの保全を行うことで、地形の改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働に伴う影響は低減される。 以上のことから、環境保全措置により、事業の実施に伴う動物への影響が事業者や関係機関にとって実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価する。	2)　評価結果 地形の改変後の土地及び施設の存在における生息地の改変、施設の稼働に伴う排水による水質の変化、及び施設の稼働に伴う騒音・振動の影響は小さいと予測されるため、動物への影響は小さいものと予測される。さらに、表6.7.25に示す環境保全措置を実施することから、事業の実施に伴う動物への影響が事業者にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。
	P6-278	表6.7.25　8行目 環境保全措置の内容 動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 動物の逃避経路を確保又は移動経路の分断を回避できる工事計画、配置計画とする。	表6.7.25　8行目 環境保全措置の内容 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 移動経路の確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とすることで、動物への影響を低減できる。
第6章 6.8 植物	P6-283 ～6-287	表6.8.4(1)～(5) 植物確認種一覧　1行目 「和名」	表6.8.4(1)～(5) 植物確認種一覧　1行目 「種名」
	P6-306	2)　評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価は、表 6.8.10 に示すとおりである。 事業の実施による影響が予測される種については、これらの保全を行うことで、造成工事及び施設の設置及び工事に伴う濁水の発生に伴う影響は低減される。 又、それ以外の種及び植物群落についても、工事用地の不適切な管理の防止など、工事による環境負荷の削減により植物種及び植物群落への影響に配慮する。 以上のことから、これらの環境保全措置を適切に実施することにより、事業の実施に伴う植物への影響が事業者や関係機関により実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価する。	2)　評価結果 造成工事及び施設の設置における生育地の改変や工事に伴う濁水による水質の変化は小さいと予測されるため、植物への影響は小さいものと予測される。さらに、表 6.8.10 に示す環境保全措置を実施することから、事業の実施に伴う植物への影響が事業者にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。
	P6-306	表6.8.10　4行目 環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表6.8.10　4行目 環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(22)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.8 植物	P6-307	2)　評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価は、表 6.8.11 に示すとおりである。 事業の実施による影響が予測される種については、これらの保全を行うことで、地形の改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働に伴う影響は低減される。 又、それ以外の種及び植物群落についても、早期緑化の実施など、生育個体及び生育環境の保全により植物種及び植物群落への影響に配慮する。 以上のことから、これらの環境保全措置を適切に実施することにより、事業の実施に伴う植物への影響が事業者や関係機関により実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価する。	2)　評価結果 地形の改変後の土地及び施設の存在における生育地の改変や施設の稼働に伴う排水による水質の変化は小さいと予測されるため、植物への影響は小さいものと予測される。さらに、表 6.8.11 に示す環境保全措置を実施することから、事業の実施に伴う植物への影響が事業者にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。
第6章 6.9 生態系	P6-320	表 6.9.6(1)　ホンドキツネ、ホンドイタチ 対象事業実施区域内の草地や水田・畑地等を餌場として利用している可能性があるが、周辺に同様の環境が広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。注1	表 6.9.6(1)　ホンドキツネ、ホンドイタチ 本種及び本種の餌となる生物は対象事業実施区域内の草地や水田・畑地等を生息・生育環境としている可能性があるが、周辺に同様の環境が広く分布していることから、これらの種への影響は小さいものと予測される。
	P6-320	表 6.9.6(1)　ホンドタヌキ、スズメ、ニホンアマガエル 対象事業実施区域内での生息は困難となるが、本種の生息環境となる草地や樹林は周辺に広く分布している。よって、本種への影響は小さいものと予測される。注2	表 6.9.6(1)　ホンドタヌキ、スズメ、ニホンアマガエル 本種及び本種の餌となる生物は対象事業実施区域内での生息・生育は困難となるが、これらの種の生息・生育環境となる草地や樹林は周辺に広く分布していることから、これらの種への影響は小さいものと予測される。注2
	P6-321	表 6.9.6(1)　ドジョウ 対象事業実施区域内の側溝では、春季のみの確認であり、調査地内を広く利用しながら生息していると考えられることから、生息地の直接改変による本種への影響は小さいものと予測される。又、排水路では、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。	表 6.9.6(1)　ドジョウ 対象事業実施区域内の側溝では、春季のみの確認であり、本種や本種の餌となる生物は調査地域内を広く利用しながら生息・生育していると考えられることから、直接改変による本種への影響は小さいものと予測される。又、排水路では、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、これらの種への影響は小さいものと予測される。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。
注1：ホンドキツネに係る記載内容を例として示した。
注2：ホンドタヌキに係る記載内容を例として示した。

表 11.1(23)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.9 生態系	P6-323	表6.9.7(1)　ホンドキツネ、ホンドイタチ 対象事業実施区域内の草地や水田・畑地等を餌場として利用している可能性もあるが、周辺に同様の環境が広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると考えられる。注1	表6.9.7(1)　ホンドキツネ、ホンドイタチ 本種及び本種の餌となる生物等の関係種は、対象事業実施区域内の草地や水田・畑地等を生息・生育環境としている可能性があるが、周辺に同様の環境が広く分布していることから、これらの種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により対象事業実施区域付近に対する忌避等の間接的影響が生じる可能性があるが、本種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。注1
	P6-323	表6.9.7(1)　ホンドタヌキ 対象事業実施区域内での生息は困難となるが、本種の生息環境となる草地や樹林は周辺に広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると考えられる。	表6.9.7(1)　ホンドタヌキ 本種及び本種の餌となる生物等の関係種は、対象事業実施区域内での生息・生育は困難となるが、これらの種の生息・生育環境となる草地や樹林は周辺に広く分布していることから、これらの種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により対象事業実施区域付近に対する忌避等の間接的影響が生じる可能性があるが、本種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。
	P6-324	表6.9.7(2)　スズメ 対象事業実施区域内での生息は困難となるが、本種の生息環境となる草地や樹林は周辺に広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施 区域付近に対する忌避 などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると考えられる。	表6.9.7(2)　スズメ 本種及び本種の餌となる生物等の関係種は、対象事業実施区域内での生息・生育は困難となるが、これらの種の生息・生育環境となる草地や樹林は周辺に広く分布していることから、これらの種への影響は小さいものと予測される。 又、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により対象事業実施区域付近に対する忌避等の間接的影響が生じる可能性があるが、本種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。
注1：ホンドキツネに係る記載内容を例として示した。

表 11.1(24)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.9 生態系	P6-324	表6.9.7(2)　ニホンアマガエル 対象事業実施区域内での生息は困難となるが、本種の生息環境となる畑地や水田は周辺に広く分布していることから、本種への影響は小さいものと予測される。	表6.9.7(2)　ニホンアマガエル 本種及び本種の餌となる生物等の関係種は、対象事業実施区域内での生息は困難となるが、これらの種の生息環境となる畑地や水田は周辺に広く分布していることから、これらの種への影響は小さいものと予測される。
	P6-324	表6.9.7(2)　ドジョウ 対象事業実施区域内の側溝では、春季のみの確認であり 調査地内を広く利用しながら生息していると考えられることから、施設の存在による本種への影響は小さいものと予測される。又、排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、流入後の予測水質SS BOD）は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。	表6.9.7(2)　ドジョウ 対象事業実施区域内の側溝では、春季のみの確認であり、本種や本種の餌となる生物等の関係種は、調査地内を広く利用しながら生息・生育していると考えられることから、施設の存在によるこれらの種への影響は小さいものと予測される。又、排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、流入後の予測水質(SS,BOD)は現況と同程度であるため、これらの種への影響は小さいものと予測される。
	P6-325	2)　評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価は、表6.9.8に示すとおりである。 事業の実施による影響が予測される種については、これらの保全を行うことで、造成工事及び施設の設置及び工事に伴う濁水の発生に伴う影響は回避又は低減される。 以上のことから、環境保全措置により、事業の実施に伴う注目種への影響が事業者や関係機関にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。	2)　評価結果 造成工事及び施設の設置における生息・生育地の改変や工事に伴う濁水による水質の変化はほとんど無いため、注目種等への影響は小さいものと予測される。さらに、表6.9.8に示す環境保全措置を実施することから、事業の実施に伴う注目種等への影響が事業者にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。
	P6-325	表6.9.8　4行目 環境保全措置の内容 動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 動物の逃避経路を確保又は移動経路の分断を回避できる工事計画、配置計画とする。	表6.9.8　4行目 環境保全措置の内容 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 移動経路の確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とすることで、動物への影響を低減できる。
	P6-325	表6.9.8　5行目 環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表6.9.8　5行目 環境保全措置の内容 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(25)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.9 生態系	P6-326	2)　評価結果 環境影響の回避・低減に係る評価は、表6.9.9に示すとおりである。 事業の実施による影響が予測される種については、これらの保全を行うことで、地形の改変後の土地及び施設の存在、施設の稼働に伴う影響は低減される。 以上のことから、環境保全措置により、事業の実施に伴う注目種への影響が事業者や関係機関にとって実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価する。	2)　評価結果 地形の改変後の土地及び施設の存在における生息・生育地の改変や施設の稼働に伴う排水による水質の変化はほとんど無く、施設の稼働に伴う騒音・振動の影響も小さいと予測されるため、注目種等への影響は小さいものと予測される。さらに、表 6.9.9に示す環境保全措置を実施することから、事業の実施に伴う注目種等への影響が事業者にとって実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されるものと評価する。
	P6-326	表6.9.9　8行目 環境保全措置の内容 動物の移動経路の分断の回避が可能な配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 動物の移動経路の分断を回避できる配置計画とする。	表6.9.9　8行目 環境保全措置の内容 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 予測の結果、又は効果の程度 移動経路の確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とすることで、動物への影響を低減できる。
第6章 6.12 廃棄物	P6-361	①建設残土の発生量及び処理方法 建設残土の発生量及び処理方法は表 6.12.1 に示す通りである。造成工事及び施設の設置により、35,110m³の建設残土が発生し、そのうち20,710m³が場内利用(埋め戻し)に供される計画である。	①建設残土の発生量及び処理方法 建設残土の発生量及び処理方法は表 6.12.1に示すとおりである。造成工事及び施設の設置により、35,110m³ の建設残土が発生し、そのうち20,710m³が場内利用(埋め戻し)に供される。場内利用後に発生する建設残土 14,400m³については専門業者に委託し、適切な有効利用又は埋め立て処分を図る。
	P6-361	表6.12.1　1行目、2行目 「場内利用量」 「最終処分量」 「場内埋め戻し」	表6.12.1　1行目、2行目 「再利用量(場内利用)」 「再利用後の発生量」 「場内埋め戻し等」
	P6-361	②建設副産物の発生量及び処理方法 建設副産物の発生量及び処理方法は表 6.12.2 に示すとおりである。造成工事及び施設の設置により、合計で 7,803t の副産物が発生する。発生副産物は種類により再資源化及び場内利用に供され、再資源化が困難なものについては適切に最終処分する計画である。	②建設副産物の発生量及び処理方法 建設副産物の発生量及び処理方法は表 6.12.2 に示すとおりである。造成工事及び施設の設置により、合計で 7,803t の副産物が発生する。発生した副産物のうち、建設汚泥については可能な限り場内利用又は再資源化を行い、その他の建設副産物については可能な限り再資源化を行う。再資源化等の実施後の最終処分(埋め立て)量は合計で約 425t となる計画である。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(26)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.12 廃棄物	P6-362	表 6.12.2	表 6.12.2　6列目 再資源化量の列を追加
	P6-362	表 6.12.2　注釈 注：廃棄物の発生量、再資源化率、処理方法はメーカーへのヒアリング結果によるものである。	表 6.12.2　注釈 注1：廃棄物の発生量、再資源化率、処理方法はメーカーへのヒアリング結果によるものである(ただし、石膏ボードの再資源化率は除く)。 注2：石膏ボードの再資源化率について、「令和元年度新潟県産業廃棄物実態調査(平成 30 年度実績)」(新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課 HP　https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/haikibutsu/1247774493247.html)において、石膏ボードはガラスくず、陶磁器くずと同一の区分に分類されているため、ガラス・陶磁器くずと同一の数値を用いた。
	P6-362	5)　予測結果 造成工事の実施及び施設の設置により、35,110m³の建設残土が発生する。この残土のうち、20,710m³は場内埋め戻しによる場内利用に供される。そのため、14,400m³の残土が場外に搬出され、最終処分される計画である。 建設副産物について、造成工事又は施設の設置により、合計で約 7,800t の建設副産物が発生する。発生した副産物は種類により再資源化及び場内利用に供される。再資源化が困難な副産物は、種類により適切に最終処分される計画であり、最終処分量は合計で約 425t 程度である。発生した副産物は、工事の期間中はコンテナボックス等を用いて適切に保管される。	5)　予測結果 造成工事の実施及び施設の設置により、35,110m³の建設残土が発生する。この残土のうち、20,710m³は場内埋め戻しによる場内利用に供される。場内利用後に発生する 14,400m³の残土については、専門業者に委託し、適切な有効利用又は埋め立て処分を図る。 建設副産物について、造成工事又は施設の設置により、合計で約 7,800t の建設副産物が発生する。発生した副産物のうち、建設汚泥については可能な限り場内利用又は再資源化を行い、その他の建設副産物については可能な限り再資源化を行う。再資源化等の実施後の最終処分(埋め立て)量は合計で約 425t である。なお、発生した副産物は、工事の期間中はコンテナボックス等を用いて適切に保管する。
	P6-368	―	b)　環境保全施策との整合性 項を追加
	P6-369	a)　影響の回避・低減に係る評価 環境影響の回避・低減のための配慮に係る評価結果は表 6.12.11 に示すとおりである。発生する残土及び副産物は出来る限り場内利用や再資源化に努め、再生利用が困難な副産物については適正に保管・処理することから、造成工事及び施設の設置に伴う廃棄物等の影響は事業者にとって実行可能な範囲内で出来る限り低減されていると評価する。	a)　影響の回避・低減に係る評価 環境影響の回避・低減のための配慮に係る評価結果は表 6.12.12 に示すとおりである。発生する残土及び建設副産物は出来る限り発生を抑制するとともに、場内利用等の再利用や再資源化に努め、再生利用が困難な建設副産物については適正に保管・処理する。又、工事中は監督員を配置するとともに第三者に工事監理を委託し、建設副産物の管理、処理が適切に行われるよう管理することから、造成工事及び施設の設置に伴う廃棄物等の影響は事業者にとって実行可能な範囲内で出来る限り低減されていると評価する。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(27)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第6章 6.12 廃棄物	P6-369	表6.12.12　3行目 予測の結果、又は効果の程度 資源を可能な限り再利用し、最終処分量を減少させることで、環境に及ぼす影響を軽減できる。	表6.12.12　2行目 予測の結果、又は効果の程度 可能な限り建設残土及び建設副産物の発生を抑制するとともに、再利用を促進し、処理量を減少させることで、環境に及ぼす影響を軽減できる。
	P6-369	表6.12.12	表6.12.12　5行目 行を追加
	P6-369	―	b)　環境保全施策との整合性 項を追加
	P6-370	表6.12.13　5行目 環境保全措置の内容 計画施設の運営にあたっては、3Rの推進など、廃棄物の削減施策を適切に実施する。	表6.12.13　5行目 環境保全措置の内容 計画施設の運営にあたっては、3Rの推進など、自治体の廃棄物の削減施策等を適切に実施する。
	P6-370	表6.12.13　注釈 注:措置の区分：①回避：特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。 ②最小化：行為とその実施において，程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。 ③修正：影響を受けた環境を修復，回復，又は改善することにより、影響を矯正する。 ④低減：保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を低減・除去する。 ⑤代償：代替の資源や環境で置換，あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。	表6.12.13　注釈 注1：措置の区分：①回避：特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。 ②最小化：行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。 ③修正：影響を受けた環境を修復、回復、又は改善することにより、影響を矯正する。 ④低減：保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を低減・除去する。 ⑤代償：代替の資源や環境で置換，あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。 注2：自治体による廃棄物削減施策の例 第2次五泉市環境基本計画(平成30年4月　五泉市)：令和3年度において再生利用率14%(平成28年度比1.1%増)
第7章	P7-1	本文 「第6章　調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価の結果は、表7.1に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。 したがって、これらの内容を特定された民間事業者へ周知することにより、環境影響の回避・低減を図ることとする。 なお、設計・建設段階においては立会検査により、運営段階においては運営モニタリングにより事業者が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。	本文 「第6章　調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価の結果は、表7.1に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。 したがって、これらの措置を設計、建設及び管理運営の各段階において特定された民間事業者へ周知し、民間事業者はこれを遵守することにより、環境影響の回避・低減を図ることとする。 なお、設計・建設段階においては立会検査により、管理運営段階においては運営モニタリングにより事業者が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。また、環境に影響がみられるおそれがある場合やみられた場合は都市計画決定権者と協議の上、対策を講じるものとする。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(28)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 7 章	P7-3	表 7.1(3)　水質 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表 7.1(3)　水質 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
	P7-4	表 7.1(4)　動物　造成工事及び施設の配置等 ・動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表 7.1(4)　動物　造成工事及び施設の配置等 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
	P7-4	表 7.1(4)　動物　地形改変後の土地及び施設の存在 ・動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な配置計画とする。	表 7.1(4)　動物　地形改変後の土地及び施設の存在 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
	P7-5	表 7.1(5)　植物 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表 7.1(5)　植物 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
	P7-5	表 7.1(5)　生態系　造成工事及び施設の配置等 ・動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。	表 7.1(5)　生態系　造成工事及び施設の配置等 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。
	P7-5	表 7.1(5)　生態系　地形改変後の土地及び施設の存在 ・動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な配置計画とする。	表 7.1(5)　生態系　地形改変後の土地及び施設の存在 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
	P7-6	表 7.1(6)　廃棄物等 建設工事に伴う副産物 － 廃棄物 ・ 計画施設の運営にあたっては、 3R の推進など、廃棄物の削減施策を適切に実施する。	表 7.1(6)　廃棄物等 建設工事に伴う副産物 ・工事期間中は、工事現場に監督員を配置するとともに、第三者に工事監理を委託し、建設副産物について適切に処理されるよう監視を行う。 廃棄物 ・計画施設の運営にあたっては、3R の推進など、自治体の廃棄物の削減施策等を適切に実施する。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(29)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 8 章	P8-7	表 8.2.1　5 行目 「1 地点」	表 8.2.1　5 行目 「敷地境界 1 地点(南側)」
	P8-7	表 8.2.1　20 行目 「騒音」 「騒音測定、低周波音測定」 「施設稼働直後の 1 ヶ年 3 地点」	表 8.2.1　20 行目 「騒音・低周波音」 「騒音測定(L_{A5}、L_{A50}、L_{A95}、L_{Aeq})、 低周波音測定(G 特性音圧レベル (L_{G5})、平坦特性音圧レベル (L_{50})、1/3 オクターブバンド音圧レベル)」 「施設稼働直後の 1 ヶ年 3 地点 (環境騒音及び低周波音の調査地点)」
	P8-7	表 8.2.1　22 行目 「施設稼働直後の 1 ヶ年 4 地点」	表 8.2.1　22 行目 「施設稼働直後の 1 ヶ年 5 地点 (悪臭の調査地点＋対象事業実施区域周辺の集落(論瀬新田集落))」
	P8-7	表 8.2.1　23 行目 「施設稼働直後の 1 ヶ年 1 地点」	表 8.2.1　23 行目 「施設稼働直後の 1 ヶ年 1 地点 (排水の放流先水路)」

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(30)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第 9 章</td><td>P9-5</td><td>表 9.2.1(4)　低周波音の調査結果

<table>
<tr><th rowspan="2">調査地点</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">G特性音圧レベル
(L_{G5})</th></tr>
<tr><th>平日</th><th>休日</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地点1</td><td>範囲</td><td>58～79</td><td>55～61</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>74</td><td>58</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点2</td><td>範囲</td><td>56～77</td><td>53～60</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>68</td><td>57</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点3</td><td>範囲</td><td>56～69</td><td>56～62</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>62</td><td>59</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価の参考値</td><td>100</td><td>100</td></tr>
</table></td><td>表 9.2.1(4)　低周波音の調査結果

<table>
<tr><th>調査地点</th><th>区分</th><th>平坦特性音圧レベル(L_{G5})</th><th>G 特性音圧レベル(L_{G5})</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 1</td><td>範囲</td><td>－</td><td>58～79</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>－</td><td>74</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 1'</td><td>範囲</td><td>73～75</td><td>78～81</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>74</td><td>80</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 2</td><td>範囲</td><td>61～79</td><td>56～77</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>66</td><td>68</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地点 3</td><td>範囲</td><td>－</td><td>56～69</td></tr>
<tr><td>平均</td><td>－</td><td>62</td></tr>
<tr><td colspan="2">評価の参考値</td><td>90</td><td>100</td></tr>
</table>
備考：各調査地点の最大の調査結果を示した。</td></tr>
<tr><td>P9-6</td><td>表 9.2.1(5)　予測結果

施設の稼動に伴う低周波音について、計画施設と類似した施設における敷地境界での調査結果では、評価の参考値を下回っていた。本計画施設から住居までの距離は 200m 以上 400m 程度離れているため、類似事例より影響が大きくなることは考えにくい。
また、現行施設周辺において低周波音に関する苦情はなく、計画施設の規模も既存施設より小さいものとなる。
以上のことから、本計画施設の稼働に伴う低周波音の影響は小さいものと予測される。</td><td>表 9.2.1(5)　予測結果

現行施設の敷地境界における低周波音の測定結果は、全ての項目で評価の参考値を下回っていた。
計画施設に設置される設備は、同一のごみ処理方式を採用している現行施設にも設置されている。又、計画施設は現行施設の同程度の規模となる計画であるため、計画施設の敷地境界の低周波音は現行施設の測定結果から大きく変化しないと考えられる。
又、対象事業実施区域から住居までの距離は 400m 程度離れている。敷地境界から 400m 離れている場合、低周波音圧レベルは 60dB 程度減衰することから、各予測地点における計画施設の寄与は 20dB 以下となると考えられる。これを現況の低周波音圧レベルと合成した場合、低周波音圧レベルの変化は 0.1dB 未満となり、ほとんど変化しないと考えられる。
以上のことから、施設の稼働に伴う低周波音の影響は小さいものと予測される。</td></tr>
<tr><td>P9-6</td><td>表 9.2.1(5)　評価結果

【整合を図るべき基準】
・騒音に係る環境基準
・騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準
・低周波音の G 特性音圧レベルに係る評価の参考値</td><td>表 9.2.1(5)　評価結果

【整合を図るべき基準】
・騒音に係る環境基準
・騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準
・低周波音の G 特性音圧レベル、平坦特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベルに係る評価の参考値</td></tr>
<tr><td rowspan="1"></td><td>P9-9</td><td>表 9.2.1(8)　調査結果

悪臭の調査結果は以下に示すとおりである。
調査地点周辺では臭気指数の規制基準は定められていないが、調査地域内の一部地域が第 1 種、第 2 種区域に指定されている。臭気指数について第 3 種区域の規制基準と比較すると、全ての地点・項目で規制基準を下回っていた。又、特定悪臭物質について、新潟市で設定されている規制基準と比較した結果、全ての地点で基準値を下回っていた。</td><td>表 9.2.1(8)　調査結果

悪臭の調査結果は以下に示すとおりである。
調査地点周辺では臭気指数の規制基準は定められていないが、調査地域内の一部地域が第 1 種、第 2 種区域に指定されている。臭気指数について第 1 種区域の規制基準と比較すると、全ての地点・項目で規制基準を下回っていた。又、特定悪臭物質について、新潟市で設定されている規制基準と比較した結果、全ての地点で基準値を下回っていた。</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(31)　準備書の記載事項の追加・修正内容

<table>
<tr><th colspan="2">評価書
記載ページ</th><th>準備書の該当箇所及び記載内容</th><th>評価書の追加・修正内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">第 9 章</td><td>P9-9</td><td>表 9.2.1(8)　臭気指数の調査結果
<table><tr><th>調査地点</th><th>臭気指数</th><th>規制基準</th></tr><tr><td>地点 1</td><td><10</td><td rowspan="4">13</td></tr><tr><td>地点 2</td><td><10</td></tr><tr><td>地点 3</td><td><10</td></tr><tr><td>地点 4</td><td><10</td></tr></table></td><td>表 9.2.1(8)　臭気指数の調査結果
<table><tr><th>調査地点</th><th>臭気指数</th><th>規制基準</th></tr><tr><td>地点 1</td><td><10</td><td rowspan="4">10</td></tr><tr><td>地点 2</td><td><10</td></tr><tr><td>地点 3</td><td><10</td></tr><tr><td>地点 4</td><td><10</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>P9-9</td><td>表 9.2.1(8)　予測結果

(2) 施設から漏洩する悪臭
エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設共に建屋構造とする計画としており、分別、破砕・選別作業はすべて屋内で行われる。又、プラットホーム内は負圧を維持する等、施設内部で発生する臭気を施設外へ拡散させない構造とする計画である。
又、現行施設稼働時における臭気指数の現地調査結果は、第 3 種区域の規制基準を下回る 10 未満であった。そのため、施設の供用後においても規制基準値を下回ると考えられる。
更に、計画施設の悪臭防止設備は、現行施設よりも機能が向上していることから、施設からの漏洩による影響は小さいと予測される。</td><td>表 9.2.1(8)　予測結果

(2) 施設から漏洩する悪臭
エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設共に建屋構造とする計画としており、分別、破砕・選別作業はすべて屋内で行われる。又、プラットホーム内は負圧を維持する等、施設内部で発生する臭気を施設外へ拡散させない構造とする計画である。
又、現行施設稼働時における臭気指数の現地調査結果は、第 1 種区域の規制基準を下回る 10 未満であった。計画施設の規模は現行施設と同程度となる計画であることから、施設の供用後においても規制基準値を下回ると考えられる。
更に、計画施設には悪臭防止設備を整備する計画であることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は小さいと予測される。</td></tr>
<tr><td>P9-10</td><td>表 9.2.1(9)　環境保全措置

・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。</td><td>表 9.2.1(9)　環境保全措置

・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。</td></tr>
<tr><td>P9-12</td><td>表 9.2.1(11)　予測結果

工事の実施
対象事業実施区域内で確認された重要種のうち、コガムシ、ドジョウについては、施設の配置により、対象事業実施区域での生息は困難になる。しかし、これらの種は対象事業実施区域周辺に生息環境が広く分布していることから、影響は小さいと予測される。
又、本種は排水路でも確認されており、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。
又、対象事業実施区域内で確認された重要種のトウホクサンショウウオについては、事業実施区域外からの流下個体である可能性が高く、本種の産卵環境や成体の生息場となる樹林環境も周辺には存在しないため、影響は小さいと予測される。</td><td>表 9.2.1(11)　予測結果

工事の実施
対象事業実施区域内で確認された重要種のうち、コガムシ、ドジョウについては、施設の配置により、対象事業実施区域での生息は困難になる。しかし、これらの種は対象事業実施区域周辺に生息環境が広く分布していることから、影響は小さいと予測される。
又、本種は排水路でも確認されており、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。
又、対象事業実施区域内で確認された重要種のトウホクサンショウウオについては、本来の生息地である山地樹林から水路等を伝って流下したものと考えられ、同様の個体が周辺の排水路等の水域環境に生息する可能性が考えられるが、周辺に同様の環境は広く分布していること、濁水の流入後の水質(SS)は現況と同程度であることから、影響は小さいと予測される。</td></tr>
</table>

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(32)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 9 章	P9-12	表 9.2.1(11)　環境保全措置 造成工事・施設の配置等 ・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 ・動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。	表 9.2.1(11)　環境保全措置 造成工事・施設の配置等 ・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
	P9-12	表 9.2.1(11)　予測結果 地形の改変後の土地及び施設の存在 対象事業実施区域内で確認された重要種のうち、コガムシ、ドジョウについては、施設の存在により、対象事業実施区域での生息は困難になる。しかし、これらの種は対象事業実施区域周辺に生息環境が広く分布していることから、影響は小さいと予測される。 又、対象事業実施区域内で確認された重要種のトウホクサンショウウオについては、事業実施区域外からの流下個体である可能性が高く、本種の産卵環境や成体の生息場となる樹林環境も周辺には存在しないため、影響は小さいと予測される。	表 9.2.1(11)　予測結果 地形の改変後の土地及び施設の存在 対象事業実施区域内で確認された重要種のうち、コガムシ、ドジョウについては、施設の存在により、対象事業実施区域での生息は困難になる。しかし、これらの種は対象事業実施区域周辺に生息環境が広く分布していることから、影響は小さいと予測される。 又、対象事業実施区域内で確認された重要種のトウホクサンショウウオについては、本来の生息地である山地樹林から水路等を伝って流下したものと考えられ、同様の個体が周辺の排水路等の水域環境に生息する可能性が考えられるが、周辺に同様の環境は広く分布していること、排水の流入後の水質(SS)は現況と同程度であることから、影響は小さいと予測される。
	P9-12	表 9.2.1(11)　環境保全措置 地形の改変後の土地及び施設の存在 ・動物の移動経路の分断の回避が可能な配置計画とする。	表 9.2.1(11)　環境保全措置 地形改変後の土地及び施設の存在 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
	P9-13	表 9.2.1(12)　予測結果 対象事業実施区域周辺で確認された重要種のうち、コサギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイについては、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると予測される。	表 9.2.1(12)　予測結果 対象事業実施区域周辺で確認された重要種のうち、コサギ、ミサゴ、ハイタカ、オオタカ、ハヤブサ、サンショウクイについては、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じる可能性があるが、これらの種の生息環境は周辺に広く分布しており、かつ対象事業実施区域近傍において稼動している現行施設は新施設の稼働に伴い停止するため、対象事業実施区域及びその周辺の地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(33)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 9 章	P9-13	表 9.2.1(12)　環境保全措置 ・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。	表 9.2.1(12)　環境保全措置 ・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
	P9-14	表 9.2.1(13)　予測結果 造成工事及び施設の配置等 対象事業実施区域内で確認されたすべての注目種等において、生息地又は生育地の一部が消失する。しかし、周辺に生息・生育環境は維持されることから、いずれも影響は無い、又は影響は小さいと予測される。 又、注目種のうちドジョウについては排水路でも確認されており、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。	表 9.2.1(13)　予測結果 造成工事及び施設の配置等 対象事業実施区域内で確認されたすべての注目種等において、生息地又は生育地の一部が消失する。しかし、周辺に生息・生育環境は維持されることから、注目種をはじめとする生態系への影響は小さいと予測される。 又、注目種のうちドジョウについては排水路でも確認されており、工事に伴い生じる裸地からの濁水流入のおそれがあるが、流入後の予測水質(SS)は現況と同程度であるため、本種や餌となる生物への影響は小さいものと予測される。
	P9-14	表 9.2.1(13)　環境保全措置 造成工事及び施設の配置等 ・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動植物への影響を低減する。 ・動物の移動経路の確保又は分断の回避が可能な工事・配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。	表 9.2.1(13)　環境保全措置 造成工事及び施設の配置等 ・工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
	P9-14	表 9.2.1(13)　予測結果 地形の改変後の土地及び施設の存在 対象事業実施区域内で確認されたすべての注目種等において、生息地又は生育地の一部が消失する。しかし、周辺に生息・生育環境は維持されることから、いずれも影響は無い、又は影響は小さいと予測される。	表 9.2.1(13)　予測結果 地形改変後の土地及び施設の存在 対象事業実施区域内で確認されたすべての注目種等において、生息地又は生育地の一部が消失する。しかし、周辺に生息・生育環境は維持されることから、注目種をはじめとする生態系への影響は小さいと予測される。

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(34)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 9 章	P9-14	表 9.2.1(13)　環境保全措置 地形の改変後の土地及び施設の存在 ・動物の移動経路の分断の回避が可能な配置計画とする。	表 9.2.1(13)　環境保全措置 地形改変後の土地及び施設の存在 ・地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
	P9-14	表 9.2.1(13)　予測結果 施設の稼動(排水) 注目種のドジョウが確認された排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、流入後の予測水質(SS,BOD)は現況と同程度であるため、本種への影響は小さいものと予測される。	表 9.2.1(13)　予測結果 施設の稼動(排水) 注目種のドジョウが確認された排水路では、施設の稼働に伴う排水（合併浄化槽を通じた生活排水の処理水）流入が生じるが、流入後の予測水質(SS,BOD)は現況と同程度であるため、本種や餌となる生物への影響は小さいものと予測される。
	P9-14	表 9.2.1(13)　予測結果 施設の稼動(機械等の稼動) 対象事業実施区域内及び区域外で確認された注目種のうち、ホンドキツネ、ホンドイタチ、ホンドタヌキ、スズメについては、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、騒音・振動の環境保全措置により、これらの影響は低減できると考えられる。	表 9.2.1(13)　予測結果 施設の稼動(機械等の稼動) 確認された注目種のうち、ホンドキツネ、ホンドイタチ、ホンドタヌキ、スズメについては、施設の稼働に伴う騒音・振動の発生により、対象事業実施区域付近に対する忌避などの間接的影響が生じると考えられるが、地域全体の騒音・振動の状況は現況と大きく変わらないことから、影響は小さいと予測される。
	P9-17	表 9.2.1(16)　予測結果 造成工事の実施及び施設の設置により、35,110m^{3}の建設残土が発生する。このうち、20,710m^{3}は場内埋め戻しによる場内利用に供され、14,400m^{3}の残土が場外にて最終処分される計画である。 建設副産物については、造成工事又は施設の設置により合計で約 7,800t が発生する。このうち、再資源化が困難な副産物は、最終処分される計画であり、合計で約 425t 程度である。発生した副産物は、工事の期間中はコンテナボックス等を用いて適切に保管される。	表 9.2.1(16)　予測結果 造成工事の実施及び施設の設置により、35,110m^{3}の建設残土が発生し、そのうち 20,710m^{3}が場内利用(埋め戻し)に供される。場内利用後に発生する建設残土 14,400m^{3}については専門業者に委託し、適切な有効利用又は埋め立て処分を図る。 建設副産物については、造成工事又は施設の設置により合計で約 7,800t が発生する。発生した副産物のうち、建設汚泥については可能な限り場内利用又は再資源化を行い、その他の建設副産物については可能な限り再資源化を行う。再資源化等の実施後の最終処分(埋め立て)量は合計で約 425t である。発生した副産物は、工事の期間中はコンテナボックス等を用いて適切に保管される。
	P9-17	表 9.2.1(16)　環境保全措置 ・建設残土及び副産物については、可能な限り場内利用又は再資源化に努める。 ・場内利用又は再資源化が困難な廃棄物については、保管標識等を用いて適切に保管及び処理する。	表 9.2.1(16)　環境保全措置 ・建設残土及び副産物については、可能な限り場内利用又は再資源化に努める。 ・場内利用又は再資源化が困難な廃棄物については、保管標識等を用いて適切に保管及び処理する。 ・工事期間中は、工事現場に監督員を配置するとともに、第三者に工事監理を委託し、建設副産物について適切に処理されるよう監視を行う。
	P9-17	表 9.2.1(16)　評価結果	表 9.2.1(16)　評価結果 (2)環境保全施策との整合性を追加

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

表 11.1(35)　準備書の記載事項の追加・修正内容

評価書 記載ページ		準備書の該当箇所及び記載内容	評価書の追加・修正内容
第 9 章	P9-18	表 9.2.1(17)　環境保全措置 ・廃棄物については、適正な処理に努める。 ・施設では処理が困難な廃棄物、処理を行わず一時保管する廃棄物については、適切に保管する。 ・計画施設の運営にあたっては、3R の推進など、廃棄物の削減施策を適切に実施する。	表 9.2.1(17)　環境保全措置 ・廃棄物については、適正な処理に努める。 ・施設では処理が困難な廃棄物、処理を行わず一時保管する廃棄物については、適切に保管する。 ・計画施設の運営にあたっては、3R の推進など、自治体の廃棄物の削減施策等を適切に実施する。
巻末 用語解説集		人の健康の保護に関する環境基準 水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等の 23 項目（健康項目）について基準が設定されている。これらの基準値はすべての公共用水域において一律であり、おおむね水道水の水質基準値と同じであるが、総水銀、アルキル水銀、PCB については、魚介類の生物濃縮を通じ、食品として人体に取り入れられる危険性が大きいことから、これを考慮した値となっている。又、健康項目に挙げられた物質は、有害物質とも呼ばれている。(出典 3)	人の健康の保護に関する環境基準 水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等の 27 項目（健康項目）について基準が設定されている。これらの基準値はすべての公共用水域において一律であり、おおむね水道水の水質基準値と同じであるが、総水銀、アルキル水銀、PCB については、魚介類の生物濃縮を通じ、食品として人体に取り入れられる危険性が大きいことから、これを考慮した値となっている。又、健康項目に挙げられた物質は、有害物質とも呼ばれている。(出典 3)

備考：本文中に記載されていた「*」、「注」等の記号は省略して記載した。ただし、表 11.1(5)中の※は例外である。

第12章　環境影響評価の受託者の氏名及び住所

業務受託者 ： 株式会社　建設技術研究所　北陸支社
代表者氏名 ： 北陸支社長　原　文宏
所　在　地 ： 新潟県新潟市中央区万代 4-4-27
電　　話 ： 025-245-3883

お問い合わせ先（事業者）

五泉地域衛生施設組合

住　　所：〒959-1604　五泉市論瀬８８６４番地
電　　話：0250-43-3852
E-mail：gosenshisetsu1@abeam.ocn.ne.jp